

令和5年第2回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 6月2日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・諸般の報告	8
・行政報告	8
・議案等の上程（議案第38号～第64号）	8
・議案等に対する質疑	13
・議案等の委員会付託	14

第2号 6月5日（月）

・一般質問	18
田川正治議員	18
1. 会計年度任用職員の役場窓口業務などの一般事務職員、保育士・幼稚園職員、学校事務関係職員、介護・福祉関係職員などの現状と、雇用契約や雇用期間、賃金や労働条件の改善について	19
2. 町が包括委託している事業所で働く学童保育職員や清掃職員などの現状と、雇用契約や雇用期間、賃金や労働条件の改善について	29
3. 政府が国民健康保険証を廃止し、マイナンバーカードを国民に強要する新制度で、町民に国民健康保険証を届け、医療を受ける権利を保障するための公的責務について	33
井上正宏議員	37
1. 小学校及び中学校教育振興事業費（英語検定料助成金）について	38
2. 中学校部活動地域移行の動向について	45
古家昌和議員	51
1. 包括連携協定について	51
案浦兼敏議員	65
1. 市制対策スタート元年の取組は	65
2. 水鳥橋の早期復旧を	75

第3号 6月6日（火）

・一般質問	86
-------	----

川口 晃議員	86
1. 子育て支援問題について	87
2. 粕屋町職員の待遇・定数問題及び小中学校教職員の増員問題について	94
3. 公共施設及び橋梁等の老朽化（安全）対策について	104
安藤和寿議員	107
1. 物流車両通行における粕屋町1級路線の現状と課題について	107

第4号 6月7日（水）

・一般質問	124
福永善之議員	124
1. PTAについて	124
2. クールビズについて	141
山脇秀隆議員	143
1. 帯状疱疹予防ワクチン接種について	144
2. 就学援助金の対応について	151
久我純治議員	160
1. 粕屋町内に有る公園のトイレをウォシュレットに	160
2. 町内の公園にシニアのための健康用具の設置を	165
本田芳枝議員	166
1. こども基本法の粕屋町の取組について	167
2. 不登校について	176
3. 子どもを危険から守る子ども自身のプログラムについて	182
4. 健康センターの改修の進捗状況について	187
杉野公彦議員	188
1. 都市計画道路未整備路線の必要性及び今後の事業計画等について	189

第5号 6月13日（火）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	202
議案第38号 専決処分の承認を求めることについて	202
議案第39号 専決処分の承認を求めることについて	203
議案第40号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について	205
議案第41号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について	205
議案第42号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について	205
議案第43号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について	205

議案第44号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第45号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第46号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第47号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第48号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第49号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第50号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第51号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第52号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第53号	粕屋町農業委員会委員の任命同意について……………	205
議案第54号	粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	206
議案第55号	粕屋町教育委員会委員の任命同意について……………	208
議案第56号	粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	209
議案第57号	粕屋町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について……………	209
議案第58号	粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	209
議案第59号	粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	210
議案第60号	令和5年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	213
議案第61号	令和5年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について……………	213
議案第62号	工事請負契約の締結について……………	216
議案第63号	工事請負契約の締結について……………	216
議案第64号	財産の取得及び無償譲渡について……………	216
・ 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………		220
・ 閉 会……………		222

令和5年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和5年6月2日（金）

令和5年第2回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月2日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（15名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 古 家 昌 和 | 10番 田 川 正 治 |
| 2番 田 代 勘 | 11番 福 永 善 之 |
| 3番 杉 野 公 彦 | 12番 久 我 純 治 |
| 5番 末 若 憲 治 | 13番 本 田 芳 枝 |
| 6番 井 上 正 宏 | 14番 山 脇 秀 隆 |
| 7番 案 浦 兼 敏 | 15番 安 藤 和 寿 |
| 8番 鞭 馬 直 澄 | 16番 小 池 弘 基 |
| 9番 川 口 晃 | |

3. 欠席議員（1名）

- 4番 宮 崎 広 子

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美 議会事務局係長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 古 賀 博 文

住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	新 宅 信 久
教育委員会事務局次長	堺 哲 弘	総務課長	豊 福 健 司
経営政策課長	吉 田 勉	税務課長	渋 田 香 奈 子
収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	白 井 賢 太 郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

令和5年第2回6月定例会が開催されますが、おととしの4月改選で議員になられた方におかれましては、2年がたちました。新型コロナの影響で、議員活動も思うようにできなかった時期ではありますが、ようやく幅広い自由な活動ができるようになりました。本当に嬉しい限りでございます。今後とも、ますます町政の発展のために尽力していただきますよう、お願いいたします。

町議会におきましても、5月3日に議会から5名の議員が、博多どんたく港祭りのパレードに参加し、大いに盛り上がりましたことを御報告いたします。また、5月14日には、粕屋町バラまつりが、昨年を上回る1万3,200名の来場者があり、盛大に開催されました。人々が触れ合うこのような行事が、これまでどおり開催されることに感謝申し上げ、ますますの発展を希望するものであります。

本日、議席番号4番、宮崎広子議員から欠席の届けが出されております。

ただ今の出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第2回粕屋町議会定例会を開催いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1、会議録署名議員でございますが、会議規則第127条の規定により、議長において4番、宮崎広子議員及び6番、井上正宏議員を指名する予定でしたが、本日、宮崎広子議員が欠席のため、8番、鞭馬議員に変更いたします。

よって、会議録署名議員の指名は、6番、井上正宏議員及び8番、鞭馬直澄議員を指名いたします。なお、お手元の議事日程表第2ページの議事日程第1号、第1.「会議録署名議員の指名」4番と6番を、6番と8番に修正をお願いいたします。

また、本日は気温も高くなりそうでございますので、上着を取られる方は取っていただいて結構ですので、申し添えます。

◎議長（小池弘基君）

日程第2.「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月13日までの12日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの12日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「諸般の報告」を行います。

粕屋町議会では、令和4年度に議会基本条例の検証を行いました。この検証結果をもとに、この4月より、早稲田大学マニフェスト研究所 一般社団法人 地域経営推進センターの中村先生より、粕屋町議会基本条例検証の外部評価を行っていただいております。議会基本条例の理念に沿った議員活動が、より一層活発になりますことを願っております。

◎議長（小池弘基君）

日程第4. 「行政報告」及び日程第5. 「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は27件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和5年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

去る5月19日から始まった広島サミットG7主要国首脳会議は、民主主義や人権などの基本的価値を共有する各国の首脳が一堂に会し、広島平和記念公園での献花からスタートし、1つのテーブルを囲みながら、世界情勢、地域情勢、様々な地球規模の課題について議論を重ね、3日間の会期を経て閉幕しました。今回、議長国として、岸田総理が、G7の7か国だけではなく、オーストラリアやインド、韓国などを追加招待した8か国の首脳とともに会議を行い、グローバルサービスの国々と連携を深め、世界的な平和を基調とする相互支援や経済安定保障、食料安全保障を目指す宣言を発出しました。今回のサミットでは、ウクライナのゼレンスキー大統領の突然の参加によって、核軍縮やロシアの侵略戦争に対する避難が注目を集めました。普遍的な人権の尊重と共に、ジェンダー平等の推進、そして、脱炭素社会を目指しクリーンエネルギー化の促進のためのサプライチェーンを追求するため、国際的なパートナーと協力して取り組むことなど、地球規模の課題について真剣な

議論がされました。

粕屋町としまして、カーボンニュートラルを基調とする GX グリーントランスフォーメーションとともに、自治体 DX の推進を行うため、今年度発足させたそれぞれの推進室が原動力となり、全庁的、横断的なプロジェクトチームを編成して、戦略的な事業展開を図っていきます。併せて、目指すべき市制施行については、これも今年度スタートさせた市制対策室を中心に、機構改革、職員研修、プロモーションなどの専門的なプロジェクトチームを立ち上げ、町民の皆さんへ情報提供と意見の聴取を様々な方法を用いながら、積極的に進めてまいります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」をいたします。

法令に基づく報告としまして、報告第1号は「令和4年度粕屋町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」でございます。

令和4年度粕屋町一般会計予算の町立保育所運営管理事業、かすやこども館運営管理事業、子育て世代包括支援事業、リサイクル推進事業、エネルギー価格高騰対策支援事業、町営住宅管理運営事業、街路建設事業、駕与丁公園魅力向上事業、小学校施設整備事業、生涯学習センター管理運営事業に係る、翌年度へ繰り越した繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

次に、報告第2号は「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算繰越計算書について」でございます。

管渠事業のマンホールポンプ制御盤更新工事において、ウクライナ情勢による原材料の供給不足により部品の調達に時間を要したため、資本的支出のうち、建設改良費の一部を水循環再生施設の中水給水ユニット修繕工事において、同じく、ウクライナ情勢の影響により部品の調達に時間を要したため、収益的支出のうち、水循環再生施設費の一部を翌年度に繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をいたします。

報告第3号は「令和4年度粕屋町土地開発公社決算の認定について」でございます。

令和4年度、土地の取得及び処分につきましては、当初事業計画のとおり行われておりません。去る4月24日に決算の認定について理事会が開催され、審議の結果、承認されましたことをここに報告をいたします。

以上で行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案等の上程」並びに提案理由を申し上げます。

令和5年第2回定例会に町から提案いたします案件としましては、専決処分の承認が2件、農業委員会委員の任命同意が14件、条例の改正が5件、教育委員会委員の任命同意が1件、令和5年度補正予算が2件、工事請負契約の締結が2件、財産の取得及び無償譲渡についてが1件、以上27件でございます。

それでは、議案第38号から順に御説明申し上げます。

議案第38号は「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

地方税法の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正したものでございます。今回の改正の主な内容としましては、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しと森林環境税の導入について、法改正に伴う所要の規定の整備等を行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和5年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

次に、議案第39号も「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、負担の適正化を図るため、賦課限度額及び軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和5年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第40号から議案第53号は、いずれも「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」でございますので、一括して上程し、提案理由を申し上げます。

粕屋町農業委員会委員が令和5年7月24日に任期満了することに伴い、粕屋町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条の規定により、14名の方を粕屋町農業委員会委員に任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。農業委員につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、農業に関する見識者のほか、利害関係を有しない者を含めなければならないことと、国等から女性委員の登用促進を求められていることなどから、今回、一般公募で女性委員2名を選出しております。14名の方々の住所氏名、生年月日経歴等につきましては、議案書に記載しておりますので御覧ください。見識者の経歴につきましては、農業に係る経歴を記載し、一般公募の方々の経歴につきましては、一般的な経歴となっております。な

お、任期につきましては、令和5年7月25日からの3年間となります。任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第54号は「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、監査委員の報酬額を変更するものでございます。監査委員の職務は、地方自治法や地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、予算の執行、財産の管理、地方公営企業の経営や一般行政事務について定期的に行われる監査のほか、住民等からの請求による監査を行うなど、多岐にわたるものでございます。その重責に対する報酬とするため、監査委員の報酬額を増額するものでございます。

次に、議案第55号は「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」でございます。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております青木政広氏が、本年9月21日をもって任期満了となり退任されるため、新たに、安河内哲也氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。安河内氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、教育委員としての識見、人格とも優れた方でございます。任期につきましては、令和5年9月22日からの4年間となります。任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第56号は「粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

厚生労働省令の一部を改正する省令が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備、及び運営に関する基準を定める条例において、同省令の規定に係る条文について整備する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第57号は「粕屋町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」でございます。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されたことにより、子ども・子育て支援法に条項ずれが生じたため、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第58号は「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等が施行され、基準省令が改正されたことに伴い、関係する条文について整備する必

要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第59号は「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

こども家庭庁設置法、及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に関する内閣府令等が施行され、基準府令が改正されたことに伴い、関係する条文について整備する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第60号は「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,038万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を208億1,186万3,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を1億2,843万1,000円、諸収入を323万5,000円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から872万3,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものとして、デジタル化推進事業費を475万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を1億1,565万9,000円、消防設備設置補助事業費を517万円、町立幼稚園運営管理事業費を1,052万3,000円増額するものでございます。

次に、議案第61号は「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容として、粕屋町汚水処理構想の見直しに伴い、業務委託による委託料を増額するものでございます。粕屋町におきましては、平成27年に粕屋町汚水処理構想を策定しておりますが、今回、国県の計画見直しに伴い、本構想についても見直しを行うものでございます。収益的支出につきまして、営業費用を460万円増額し、12億4,451万6,000円とするものでございます。

次に、議案第62号は「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、駕与丁公園第1工区八ツ橋改修工事に関するものでございます。駕与丁公園の八ツ橋は、設置から30年以上が経過し、上部工は、木床板等の腐朽、下部工は、コンクリート製のけたや柱に剥離、ひび割れ等の経年劣化が見られます。令和3年度に実施しました駕与丁公園施設長寿命化計画では、改修による安全性の確保が必要となっております。このたびの八ツ橋改修工事においては、上部工の床板を再生木材に、根太や横桟はGRPに改修を行います。また、下部工については、含浸材の塗布による表面保護工を行うものでございます。この工事を実施するに当たり、令和5年4月28日に指名業者10社による指名競争入札を行いましたところ、株式会社安武 代表取締役 安武万紀子が、工事請負金額6,909万6,500円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の

議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和6年1月31日までとなります。財源といたしましては、国の社会資本整備総合交付金を活用いたします。

次に、議案第63号も「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、仲原川河川改修（鋼矢板護岸）工事を実施するものでございます。仲原川は、一部がコンクリート矢板護岸になっており、河床の洗堀が原因で、平成30年度に矢板護岸の一部が倒壊し、補修工事を行った経緯がございます。現在の護岸の状態では、更なる倒壊の危険性があり、また、大雨による自然災害が発生した場合、隣接する家屋、事業所へ甚大な被害が及ぶことが懸念されます。令和4年度に引き続き、仲原川において、倒壊の危険性が高いと思われる令和4年度補修工事完了か所から下流側の64メートルの区間について、コンクリート矢板護岸を鋼矢板護岸に改修し、併せて袋詰玉石による根固めを行い、安全性の確保を図るものでございます。この工事を実施するに当たり、令和5年5月9日に一般競争入札を行いましたところ、アスミオ株式会社 代表取締役 吉岡澄男が、工事請負金額1億2,119万5,800円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和6年3月15日までとなります。財源といたしましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用いたします。

最後に、議案第64号は「財産の取得及び無償譲渡について」でございます。

今回、町で実施します、粕屋町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業（シニア世代応援）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている65歳以上の高齢者の経済的支援として、対象者約9,500人に対し1人当たり2,200円分の全国共通おこめギフト券の給付を行うものでございます。この事業に用いる全国共通おこめギフト券を購入し、無償譲渡を行うに当たり、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案の上程並びに提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（町長 箱田 彰君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

日程第6。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第7．「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました、38号議案から59号議案、62号議案から64号議案につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、60号議案及び61号議案の補正予算関係につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に末若憲治議員、副委員長に井上正宏議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、通告順3番、議席番号4番、宮崎広子議員から一般質問の通告がありましたが、6月5日の欠席届が提出されたため、粕屋町議会会議規則第61条第4項の規定に基づき、宮崎議員の一般質問は行いません。

これにて散会いたします。

（散会 午前9時56分）

令和5年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年6月5日（月）

令和5年第2回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月5日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 10番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 6番 | 井上正宏 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 1番 | 古家昌和 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 7番 | 案浦兼敏 | 議員 |

2. 出席議員（15名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 古家昌和 | 10番 | 田川正治 |
| 2番 | 田代勘 | 11番 | 福永善之 |
| 3番 | 杉野公彦 | 12番 | 久我純治 |
| 5番 | 末若憲治 | 13番 | 本田芳枝 |
| 6番 | 井上正宏 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 案浦兼敏 | 15番 | 安藤和寿 |
| 8番 | 鞭馬直澄 | 16番 | 小池弘基 |
| 9番 | 川口晃 | | |

3. 欠席議員（1名）

- | | |
|----|------|
| 4番 | 宮崎広子 |
|----|------|

4. 出席した事務局職員（2名）

- | | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 藤川真美 | 議会事務局係長 | 松永泰治 |
|--------|------|---------|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

- | | | | |
|------------|------|--------|------|
| 町長 | 箱田彰 | 副町長 | 吉武信一 |
| 教育長 | 西村久朝 | 総務部長 | 古賀博文 |
| 住民福祉部長 | 神近秀敏 | 都市政策部長 | 新宅信久 |
| 教育委員会事務局次長 | 堺哲弘 | 総務課長 | 豊福健司 |

経営政策課長 吉 田 勉
総合窓口課長 大内田 亜 紀
社会教育課長 白 井 賢太郎

協働のまちづくり課長 高 榎 元
都市計画課長 田 代 久 嗣

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

5月に開催されました、小中学校の運動会、体育会の通常開催は4年ぶりでありました。私も、すべての小学校と中学校を伺いましたが、子どもたちのはじける笑顔と歓声が響き渡っており、本当にうれしく思いました。去年まで、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、苦しい運営を余儀なくされた児童生徒、学校関係者の皆さまの御苦勞を思いますと、感謝の念しかございません。この運動会、体育会がいつもどおりに開催されますこと、このいつもどおりというものがいかに大切で、素晴らしいものであるかということを再認識させられるこの頃であります。

それでは、会議に入ります。本日、開会日にお知らせしておりましたとおり、4番宮崎広子議員から欠席届が提出されておりますので、予定しておりました宮崎議員の一般質問は行われません。また、12番、久我純治議員から、本日午後からの欠席届がっておりますので、それも認めております。

また、本日は気温も高めでありますので、上着を取られる方は取っていただいて結構でございますので、併せて申し上げます。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、かつ簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いするものであります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき質問をいたします。

まず最初に、開会の日に、町長も述べられました、広島での主要7か国首脳会議が開催されました。初めて被爆地で開催することで、核兵器の非人道性や、史上初

めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約への前向きな動きを示すことができるかどうか、大変注目されていました。

ところが、核兵器のない世界を究極の目標として、永久に先送りしていく、核抑止力論に固執する姿勢を公然と打ち出しました。被爆者をはじめ、国内外の多くの人から、失望と批判が相次ぎました。被爆国日本、被爆地広島から被爆者を裏切るメッセージを出した広島サミットの議長、岸田首相の責任は重大です。核兵器禁止条約は、2年前に発効し、92か国が署名する着実な広がりを見せて、国際法としての地位が確立していることには一言も言及せず、完全に無視しました。カナダ在住の被災被爆者、サーロー節子さんは、G7サミットが被爆地広島、不戦の地広島で、多くの人の命を奪う戦争をあおる武器供与の議論が行われたことに、被爆者の死者に対する大きな罪だと、痛切に批判しました。

粕屋町議会では、核兵器禁止条約への加盟を日本政府に求める意見書を決議いたしました。この決議した町議会議員の一人として、岸田首相と政府に対して、強い怒りと核兵器廃絶、戦争のない世界平和を作る決意を表明して、一般質問を行います。

まず最初に、会計年度任用職員の役場窓口業務などの一般事務職員、保育士・幼稚園職員、また学校事務関係職員、介護・福祉関係職員などの現状と、雇用契約や雇用期間、賃金や労働条件の改善について、質問をいたします。

コロナ禍の約3年を経て、女性が主に担ってきた育児、保育、介護、そして看護といったケア労働が日本社会をいかに支えているか、明らかになりました。しかし、社会的評価や報酬の低さが見直されるべきだという声が、国民の世論となってきました。しかし、日本国内で働く女性の現状と実態は、女性に対するケア労働の固定化と、その労働に対する報酬の低さ、経済的な貧困や社会的地位の低さなどがあります。これまで国と自治体による無責任な雇用の在り方である非正規公務員の働き方が社会問題化されて、3年前に、全国の自治体でばらばらだった臨時、非常勤職員の任用根拠を会計年度任用職員として統一して、処遇を改善することを目的に、法が改正されました。しかし、法改正の目的とされた8割近くを占める女性の方へのジェンダーギャップ、経験が反映されない給料格付の在り方など、また年度ごとの任用で雇用不安など、解決すべき課題であります。

そこで以下7点について、説明と改善点について答弁を求めます。

最初に、役場の職務に従事する各職種の職員のうち、会計年度任用職員の女性職員、また、勤続年数5年以上の職員、それと年収200万円未満の職員、またフルタイムの職員とパートタイム職員の職員数と割合について、説明を求めます。それぞれの各職場の会計年度任用職員について、一般職員、保育士、幼稚園、また学校事

務関係、介護福祉関係の実態について、説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

会計年度任用職員の御質問でございます。

担当課長のほうから、これらの御質問について縷縷、御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

それではまず、女性職員の割合についてでございますが、会計年度任用職員の女性職員の職員数の割合につきましては、令和5年4月1日時点で、総数217名に対し、186名の86%の方が女性の職員となっております。勤続年数5年以上の職員につきましては、91名の42%となっております。また、年収200万円未満の会計年度任用職員につきましては、94名の43%となっております。

また、現在は、フルタイムの会計年度任用職員はございませんので、すべてパートタイムでの任用となっております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それぞれの職種に基づいて、説明もしてもらいたいわけですが、今述べられました点が、役場職員の実態ということだと思いますが、私が問題にしたいのは、特にこのケア労働者に関わる人たちがほとんどなので、ここに女性の職員の人たちの献身的な職務に対する役割を果たしていただくことによって、町が自治体としての役割を果たしていくということができているというふうに思います。そういう点では、この今言いました職種についての状況についても、是非明らかにしてもらいたいということで、今、答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

職種ごとの割合につきましては、一般事務職員につきましては、女性職員の割合が23名の96%。保育士・幼稚園の職員につきましては、女性の割合が66名の100%。学校事務関係職員につきましては、女性の割合が36名の86%、介護福祉関係職員につきましては、女性の人数が24名の75%となっております。それぞれ5年

未満とかもお答えしたほうがよろしいですか。勤続年数5年以上の職員数と割合につきましては、一般事務職員が14名の58%。保育士・幼稚園職員が34名の52%。学校事務関係職員が10名の24%。介護・福祉関係職員が12名の38%となっております。続きまして、年収200万未満の職員数と割合につきましては、一般事務職員が6名の25%。保育士・幼稚園職員が28名の42%。学校事務関係職員が20名の48%。介護福祉関係職員が12名の38%となっております。

フルタイムとパートタイムにつきましては先ほど申し上げましたとおり、フルタイムの職員がおりませんので、割合等はございません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

私はこの点について、全国的にこういう傾向があるということなども調べてみました。地方公務員のうちの非正規職員の9割が会計年度職員、非正規職員ですね。そのうちの女性が占める割合が高いということで、大体80%とか、90%、という状況が多くありました。そういう点で言えば、この国際的にも、日本は先進国の中で非常に遅れてるということが、この男女賃金格差の問題、また、ジェンダー平等の問題などが、こういう働く職場の方々に影響が大きくあらわれているというふうに思うんです。そういう点で言えば、女性職員の比率が高いということと、この5年以上勤務している人たちも過半数近いところにあるという状況ですね。

こういう状況のもとで、200万円以下という給料、賃金ですが、問題があるわけです。そういう点で言えば、官製ワーキングプアと、公務員の中で働いてる人たちの中で、こういう200万円以下の家は、世帯をもって生活していくと。ひとり親世帯というような状況のもとでは、とても、やっていける状態ではないという状況があると思います。そういう点で、この粕屋町の職場の中で、今調べてみたときに、16職場のうちに会計年度任用職員がいないのは6職場だけです。会計課、経営政策課、収納課、地域振興課、道路環境整備課、上下水道課。それ以外は、今言われた217人のうち186人の人たちが、役場の中で、関係する職場で働いてるという状況になっています。そういう点で言えば、この、もう少しちょっと、質問も続けていきたいんですが。

2番目の正規職員と会計年度任用職員の、同じ職場で働いている人たちとの勤務時間と賃金の比較ですよね。これはもう、正職員との関係ですね。これを引き上げていく、そして正職員と同じような状況。当然、勤務時間は今でも同じぐらい働いておられると思います。それをどう改善していくかということが求められてるとい

うふうに思いますので、この2番目について説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

会計年度任用職員につきましては、1日の勤務時間や週の勤務日に幅があるため、週の勤務時間にて比較をいたしますと、正規職員の週の勤務時間が38.75時間に対し、会計年度任用職員の一般事務職員の平均勤務時間は34.75時間。保育所・幼稚園では30.97時間。学校関係では31.75時間。介護・福祉関係では27.86時間となっております。

賃金に関しましては、正規職員の初任給が大学卒業者で、本俸と地域手当の合計が19万6,312円。会計年度任用職員の報酬額、これは正規職員と同じ給料表を用いて、それにそれぞれ地域手当を加えて設定された金額を勤務時間によって算出をしておりますが、1年目の一般事務職員で1日7.5時間、週5勤務の月給職員の場合は15万3,973円で、正規職員の約78%。保育所・幼稚園クラスの担任の職員、1日7.5時間、週5勤務、月給職員の場合は21万2,547円で、約108%。学校支援員、1日7時間、週5勤務時給職員で21日勤務した場合、17万7,282円で、約90%となっております。介護福祉課、地域包括支援センター保健師、1日7.5時間、週5勤務月給の場合は、20万5,469円で、105%となっております。

勤務時間割合につきましては、以上のとおりでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

わかりました。

次に3番目になりますが、正規職員と同じ職場で、同程度の職務をする会計年度職員の職員と割合について、説明を求めます。それと併せて、その次の今年度引き続き、同じ職場で継続雇用した会計年度任用職員の職員数、割合について、2点一緒をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず初めに、会計年度任用職員の職務につきましては、原則として正規職員と重なる業務はございまして、職務を分けて任用しておりますので、同程度の職務を行っている会計年度任用職員はいないものと考えております。

4番目の、昨年度から引き続き任用されております会計年度任用職員につきまし

ては、総数で201名で、約9割の会計年度任用職員も、今年度も継続して雇用のほうは行っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今説明された点では、働いてる職種について時間とか、そういうのは、正規の職員とのいわゆる条件はあまり変わらないということでもありますけど。この、同じような職場で働いてる人たちに、先ほど言われてました給料の、そういうのを準じて、支給するという形で取り組んでいるということだと思いますが、問題は、引き続き、この継続雇用にしていって、安定した不安定な状況でない安定した状況での仕事を職務としてやっていきたいという声は非常に大きいわけですね。そういう点で言えば、さっき説明されました9割の人たちが、引き続き同じ職場で継続雇用したということでもありますので、そういうことを希望する人たちに、是非、今後も行っていくように、やっていただきたいというふうに思います。

それと、5番目について説明を求めます。5番目については、次、正規職員に適用されている退職一時金、勤勉手当、夏季休暇、特別休暇、健康診断などについての実施についてです。これは正職員と同じように、福利厚生の問題については、会計年度任用職員に対しても適用するということ、総務省自治行政局公務員部が出した会計年度任用職員制度についての中に触れられております。それについて、特に勤勉手当とかについてありますし、もう1つは、健康診断など含めて、どういうふうになっていくのかということなどもあります。ここに示している点について、現状について説明を、それと改善点について、こういうふうを実施しているということについて、含めて説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、退職一時金につきましては、フルタイムの職員が、勤続6か月以上となった場合に、退職手当が支給されることとなっておりますが、現在は、フルタイムの会計年度任用職員の雇用は行っておりませんので、支給対象者はおりません。

ただ、勤勉手当につきましては、地方自治法が改正されたことにより、会計年度任用職員も、令和6年度より支給が可能となりますので、粕屋町におきましても、勤勉手当支給に向けた例規の整備等を行っていく予定としております。

また、休暇の夏季休暇、特別休暇につきましては、現在も取得は可能となっております。

りますが、特別休暇につきましては、有給と無給の休暇がございますので、今後、有給と無給の振り分けにつきましては、検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、健康診断につきましては、以前から社会保険に加入されてあります職員につきましては、正規職員と併せて実施のほうをしております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

退職手当の問題ですが、退職一時金ですね。今度、会計年度任用職員になる前から働いてる人たちも含めて、それも併せての継続雇用という形になる対象者がいる場合は、退職一時金の適用がされて、支給がされるということにできないのかというのがありますが、その点について説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

先ほど申しましたように、退職一時金につきましては、フルタイムの職員が勤続6か月以上勤務した場合に支給されるというようなことになっておりますが、今現在、具体的に該当する職員のほうはおりませんが、今後、人材確保の観点から、専門職の職員などにつきましては、フルタイム雇用も視野に入れて、人員の確保等を進めてまいりたいということで、検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ちょっと引っ掛かるんですが、6か月以上の対象者はいないという説明ですが、6か月、6か月というのはもう、会計年度任用職員制度が始まって、当然、6か月以上働いてる人たちがおると思うんですけど、そういう人たちの退職する人がいないから対象者がいないということなんですかね。適用できないということ。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

6か月につきましては、フルタイムの職員が6か月以上勤務した場合ということになりますので、その場合に、退職手当が発生します。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

パートタイム職員しかいないので、それは適用者がいないというふうに理解すればいいわけですね。はい、分かりました。

それと、健康診断の問題であります。これは、学校の職員も含めてですけど、公務員で働く人たち、会社でも働く人たちに対する定期健康診断をやっていくわけですけど、そういう点で言えば、労安法って言いますけど、労働安全衛生法とか、学校でもそういうような衛生管理規程などがあると思いますけど、そういうのに基づいてすべての人たちが対象として実施してるということになるのか、それについてちょっともう少し説明を。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

健康診断につきましては先ほど申し上げましたように、会計年度任用職員さんで、社会保険に加入されてある方につきましては、正規職員と併せて健診のほうを実施しております。社会保険加入者ということになりますので、週1回勤務とか週2回勤務の会計年度任用職員さんにつきましては、社会保険を町のほうからお作りしてるわけではございませんので、例えば扶養であったりとかいうことで入られてある会計年度任用職員さんにつきましては、例えば扶養されてある方の健康保険のほうで健診を受けられてある、というような形で認識をしております。

ですので、粕屋町の会計年度任用職員で社会保険をお持ちの方は、ほぼ健診を受診いただいているような状況でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

制度上、そういう点で、扶養に入ってる人たちはご主人なり、いわゆる社会保険に入ってる人に健康診断の適用ということは分かるんですが、その社会保険加入者、町のほうで手続きしている人以外、などの人たちというのは、国民健康保険になるのか、いろいろ制度上の問題あると思いますけど。それ、そういう人たちも含めてすべてが、この健康保険、健康診断の実施にしてもらうようにするという方針でやられてるんですかね。それについて、ちょっと説明を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、総務課長が再度お答えしましたが、健康診断というのは、今役場の職員であって、一般職員も当然みんなしてありますが、それ以外で会計年度任用職員で、社会保険で自ら入ってある方、役場の社会保険、手続きしますけど、入ってある方は一緒に健康診断をしています。

それ以外で、私はもうご主人の扶養になってるから、そちらのほうの、例えば国民健康保険、あるいはそのほかの社会保険での健診を受けるということになってます。

ですから、あくまで役場が手続きする社会保険に入っている会計年度の方、というふうに御理解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

説明については理解はできたんですが、ちょっと1番、この健康診断どういうふうに同じ職場におる人たちに対して、役場の職員としてこれを行っているか、実施しているかということについての状況の説明を受けたかったわけです。

そういう点では、この趣旨でやられてるということですから、もう最後に、6番目になりますが、正規職員と同様に業務を行う、会計年度任用職員を正職員に移行していくということが、今度の会計年度職員の施行にあたって、そういう方向で実施していくことなども指摘されてるわけですが、これについての計画について、今現在ある分については説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

現在は、正規職員と同様に業務を行うフルタイムの会計年度任用職員につきましては、雇用してないということもございますが、会計年度から正規職員に仮に変わる場合につきましても、採用試験等を受験せずに正規採用職員として採用するっていうのはございません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

希望する人たちなども含めて、そういう採用試験にしてもらおうということになると、いうことで理解しとっていいですかね。

最後になりますが、官製ワーキングプア解消のために、正職員と変わらない初任給支給の財源確保についてです。これは、先ほども言いましたけど、総務省もこの地方公務員の臨時非常勤の職、及び任期付職員の任用などに関する内容として、常勤職員と同様の給与及び手当の支給をするように、給与体系を見直すということについて示しているわけですが、この点についての検討と、具体的な内容が示すのであれば説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

初任給につきましては、職務を分けて任用をしておりますので、単純に比較のほうはできない状況でございますが、基本的に正規職員の初任給と、会計年度任用職員に差はないものと考えております。

また、財源の計画につきましては、まず会計年度任用職員の処遇改善もそうなんですが、正規職員の増員等を進めていくための財源として、確保を進めてまいりたいと思っております。併せまして先ほど申し上げましたように、人材確保の取組といたしまして、会計年度職員への勤勉手当の支給などの処遇改善にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、会計年度任用職員の人たちの処遇改善というのが、引き続き求められてるわけです。そういう点では、先日、インターネットで公募をしてるのを見たら、会計年度任用職員の人たちはほとんどなんですね、専門職も含めて。例えば保育士とかスクールカウンセラーですかね。ここにあったのは、介護職、保健師、社会福祉士、町立保育園、幼稚園とか、埋蔵文化財調査員とかいろいろ、会計年度任用職員として募集しているということなんです。

この中で私が一番気になったのは、保育士が、クラス担任で会計年度任用職員ということが募集になっとんですね。1年契約という形になるので、これは、今まで保育士、保育園のほうからも言われてるのは、正規の、国も基本的に初め示してたのは、クラス担任は正職員でということも含めて、あったわけですが。これについてちょっと保育士が、ほかのもいろいろありますが、保育士についてだけでも、な

ぜこういう形で会計年度任用職員として募集と、正職員じゃなくてということについての判断したのかということについて説明を。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

会計年度任用職員で保育士のクラス担任ということでございますが、やはりその保育士の確保が、どうしても少ないというふうなところが現状でございます。正規職員でも担任等はさせておるところでございますけども、それでもまだ足りないというふうな現状がございますので、クラス担任ということで募集等をさせていただいている現状でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ちょっと説明された点については、雇用の関係とか給料の関係、労働条件含めて、いろんなものがあって保育士がなかなか集まらないと。介護士でもそうですが、いわゆるケア労働者の人たちはほとんどそういう傾向にある。

だから、なおさら正職員として採用するという道を、募集として行っていないと、もともと条件が悪いでなかなかそこに働こうという状況が、少なくなってきたのでは、問題を解決できないんじゃないかというふうに思うんですね。その点についても検討はされてると思いますが、今後そういう方向の募集を積極的にやってもらいたいと思いますけど、その点についてちょっと。見解というか答弁を。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

正職員ということでございます。採用計画につきましては、総務のほうと話しながら採用計画を立てていっているところでございまして、今年度につきましても、やはり足りないというところがございますので、正規職員というところの募集をかけていきたいとは思っておるところでございます。

今後につきましても、やはり計画を立てて正規職員を採用するというところでやっていきたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今、保育士の問題だけを言いましたけど、先ほど言いましたいろんな職種の人たちは専門性を持った人たちも含めて、この会計年度任用職員として採用するというのではなくて、正職員として雇っていくという方向を前面に出してやっぱり募集し、町の業務の中において、そういう人たちをしっかりと、後継者を含めて作っていくということが必要だというふうに思うんですよね。その点について、町長はどういうふうに思われてるんですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な職種において人材確保、これ非常に今重要です。ただ、日本全体、社会全体なんですけど、特に資格を有するような職種の方々についての人材の確保が、非常に厳しい状況になっています。

今、住民福祉部長も申し上げましたが、様々な方法で、粕屋町の試験を受けてくださいとか、正規職員としての採用の応募を行っております。いろんな媒体も使いながら、そしてまた、個別に学校のほうに案内もしたりして、採用についての積極的な働きかけを行っておりますが、なかなかおられないと。

そしてまた併せて、正職員の方々が育児休業等に入られたりというような突発的なこともございますので、補完する職員として会計年度任用職員を採用している。これもまた現実的な問題としてございます。どうか御理解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

町長の立場では、正職員を積極的に採用していきたいというのは、先日、川口議員のときにも説明、答弁されました。そういう点で、もともとこの条件が悪い。ケア労働者の人たちの。個々に、言わばいろんな手当も含めて増やして雇用条件を良くしていくというのを、積極的に町から発信していくことを、是非やっていただきたいというふうに思います。

次に2番目になりますが、町が包括委託している事業所で働く学童保育員、保育指導員、職員、そして清掃職員などの現状と雇用契約、雇用期間、賃金や労働条件について質問いたします。

学童保育所や清掃のケア労働者として働き、学童保育所では学校終了後に、夏冬などの学校を休みのときも、コロナ禍の中でも、保護者が働けるように児童を受け入れて、そして、コロナ対策も行って業務を行ってきた状況であります。そういう点では、非常に大事な役割を持つ職種でもありますし、本来、働いてる人たちの状

況が改善されていくように、町としては、常に、気をつけてやっていく必要があるというふうに思います。

それともう1つは、清掃に働く人たちも同じような状況だと思います。これは包括委託をした会社との関係において、どのような契約の内容、仕事の内容、賃金の内容というようなことが、把握されておるのは当然だというふうに思うんですけど、その点についても説明を求めていきたいと思います。

まず最初に、この3点について、それぞれ説明をしてもらいたいんですが、包括委託している各事業所の職員と女性職員の割合ですね。それとフルタイム・パートの職員の状況、包括委託した事業者との関係での公文書による雇用条件、賃金や勤務時間についての締結内容について、説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

それではまず、1番目からお答えのほうをさせていただきます。

包括委託業務に従事します職員につきましては、令和5年4月1日現在の総職員数は110名で、そのうち女性は103名の94%となっております。

2つ目の包括委託業務の従事者につきましては、委託業者の就業規則上、全員パートタイムの職員となっております。

3つ目の包括の公文書により締結した賃金や勤務時間につきましては、包括業務委託につきましては個別の業務を委託するもので、その受託者の従業員個人の賃金や勤務時間につきましては、本来は委託者が指定できるものではございません。

しかし、一定の人員や賃金を受託業者に確実に確保していただくため、契約を行う際に、仕様にその業務にかかる時間や、想定される賃金などを算定しまして、その額をもとに、委託金額の総額を決定しておりますので、受託業者は、その単価を基本に、従業員を雇用し、委託業務に従事をさせることとなっております。

具体的に申し上げますと、現在、令和5年度から7年度の3か年の契約を締結しておりますが、最低賃金を考慮し、毎年度、賃金が増額となるように算定し、契約を締結しておりますが、仮に、最低賃金を下回るようなことがあれば、契約金額の増額の契約変更にて対応をする予定としております。

また、雇用条件につきましては、委託業者と従業員は、1年間で契約を更新しており、毎年の更新時に賃金単価や労働時間を提示した労働条件通知兼雇用契約書を全員、締結している旨を受託業者のほうから確認しております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これについて特に問題なのは、就業規則とか、いわゆる本来職場、働いてるところから、今言われました時間と賃金という勤務日数というようなこと、勤務場所、そういうものが、1枚のA4の用紙で渡されて、それで雇用契約という感じになってるんですよね。

本来、やっぱりそれだけじゃなくて例えば、それぞれの内容についても詳しく書かれた就業規則というのが出されてると思うんですね、あると思う。本来、管理してあると思う。そういう点も含めて、私は、やっぱり働いてる人たちに示していくことが大事じゃないかというふうに思うんですけど、そのことについて、委託業者に対する就業規則を渡すということについては、いわゆる指導するといいますか、要請するということですか、というようなことはできるのか。できるならばそういうふうにしてもらいたいというふうに思います。それについて。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

できるのかできないのかっていうことでお答えをさせていただきますと、先ほど申し上げましたように、個別の業務を包括委託は委託しているものでございますので、従業員個人さんの賃金とか、勤務時間に対しまして、町のほうからいろいろ指導といいますか、というのはできないのが現状でございます。

ただ、業務のほう委託をしておりますので、定期的に委託事業者のほうと意見交換とか協議を行っておりますので、その中で例えば従業員さんのほうから直接、町のほうにご相談をいただく内容もありますので、そういうものにつきましては現場の責任者のほうとか、営業所の責任者のほうに伝えて、協議を行うということは現実的には行っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

委託業務だからと個別のことはということも含めて言われてるんですけど、働いてる人たち、また、子どもを預けてる人たちは町の業務として学童保育に通っていると、子どもが。いうことで当然、理解するわけですね。そういう点と併せて、この働いてる人たちの、指導員の人たちの雇用条件など含めては、先ほど言われました7年間分、7年度までのいろんな契約、賃金も含めて、毎年の賃金の増額も含め

て、検討する分については、予算化して提出しているということであれば、今後
も、これからも、そういう賃金だけじゃなくてほかのことも含めて、私は、町か
ら、今言いました就業規則の問題もありますし。

もう1つ、ほかの言え、例えば、リーダーになってる人たちが実際は手当が
出てるのかというようなこととか、いろいろな話が出ておりました。そうい
う点も含めて、それとか、欠員が出た場合には、会社のほうから、パートの人が来
て加配のような形で体制とるけど、日常的にはそういう点が配備できるような状況
に登録された形の指導員を確保してもらえれば、臨機応変でやっていけるというこ
となどがあるということなども言われておりました。そういう点から言えば、委託
費として指導員の常勤職員として、常勤職員といいますか、常時配置できる職員と
して、指導員の予算も含めて示しているという、委託料としてあるというふうに思
うんですね。そういう点では、欠員が出たりした場合のことも含めてどうするかと
いうのは、予算も含めて検討して、体制を確立できるようにする必要があると思
いますけど。その点については、この委託との関係において、検討できる、検討し
てもらいたいと思いますが、その点についてはどうですかね。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、先ほど申し上げましたようにその業務にかかります、時間とか賃金につ
きましては、その金額を適正に計算、算定した上で、契約の締結を行っております。

処遇改善といたしましては、最低賃金の先ほど申し上げました上昇等を考慮し
て、毎年増額となる算定で、3年間の契約を締結しておりますので、実質、処遇改
善を考えているというような形で考えております。

また、仮に最低賃金を下回ることがあった場合につきましても、先ほど申し上
げました契約金額の増額変更等について対応する予定としておりますので、事実上
は処遇改善を今後も行っていく形になるのではないかと考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、いろんな形でこの包括業務してる、委託してるところの、清掃
の関係の職員の人たちも含めて、町が委託料を出して業務委託してるということか
らいえば、やはり積極的に、そういう必要な点については提案もし、必要な予算も
確保していくということなどを、是非、今後も強めていってもらいたいというふう

に思います。

では、最後になりますけど、政府が国民健康保険証を廃止し、マイナンバーカードを国民に強要する新制度で、町民に国民健康保険証を届け、医療を受ける権利を保障するために公的責務について質問をいたします。

御存じのように、来年の10月から強制的に、国民健康保険証を廃止すると。マイナ保険証にして、マイナ保険証がない人たちは、病院にもかかれないという形で、国民皆保険という、また、生存権の問題も含めて否定するような問題がはらんでるわけです。こういう中で、いろいろと、このマイナ保険証の活用に当たって、使っても、今の現在においても、いろいろと情報の紐づけの問題、口座登録の誤りとか、情報漏えいの問題、いろいろ生まれております。こういう中で、朝日新聞の世論調査でも、健康保険証を来年秋に原則廃止してマイナンバーカードと一体化するということについて、反対が55%ありました。本来マイナンバーカードは任意であるというのは、これは河野大臣も含めて、当然、このマイナンバー制度の状況としてあるわけです。

もう一つは、健康保険証は国民皆保険という立場から見れば、自治体、国が保険証を届けるという責任があるわけです。役割義務がですね。そういう点で言えば、もともとこの制度上の違いのあるものを、このマイナンバーに組み入れることによって、問題が増えてきているということだというふうに思います。

このようなマイナ保険証。健康保険証をなくしていくということについて、国会では強行採決ということで、十分な中身が国民にも説明理解もできない状況のもとで進めていくということですが。来年の10月までの間に、今でも問題になってます。いろんなことについての解決策も含めてあるわけですが、この点について、町長に、この制度そのものの在り方として、国民健康保険証廃止と、医療から排除されるというような状況が生まれることについて、どのような見解を持っているのか、町長にお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

マイナンバーカードについては、もう本当にマスコミのほうでも様々な問題点を指摘され、実際事故等もございましたので、それについては、担当大臣も謝罪するようなことになっております。今後、こういった問題を改善することによって、マイナンバーカードの信頼性を高めるというふうなお答えもあります。

諸問題につきましては、その対処については担当課のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

それでは私のほうからまず、1番目の御質問について御回答させていただきます。

まず、マイナンバーカードの保険証としての利用の概要についてであります。先ほど田川議員おっしゃったように、まだ、国のほうからは正式な通知はあっておりませんが、マイナンバーカードの保険証利用等における国の改正法が6月2日に可決成立しております。改正法では、令和6年秋に、現行の健康保険証は原則廃止されまして、基本的には、マイナンバーカードを健康保険証として利用することとなります。それ以降は、新規の健康保険証の交付は行われなくなりますけれども、有効期限が切れていない保険証は、その時点から最長1年間使用できる方向で現在検討されております。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用することとなれば、保険証の有効期限という概念はなくなりますけれども、マイナンバーカードと、またそれに入っております電子証明書には、それぞれ有効期限がございますので、そちらの更新が必要となります。

また、御質問の各問題への対処につきましては、様々な理由で、マイナンバーカードを取得されていない方、また紛失や暗証番号を忘れられた方、また保険証利用登録をされていない方などには、資格確認書というものを交付することになっており、それを医療機関で御提示いただければ、引き続き保険診療を受診できるようになるということです。

ただし、この資格確認書の取得には申請が必要となることから、申請自体が困難な場合には、市町村の判断で交付できる仕組みも、現在、国のほうで検討されております。また、マイナンバーカードの申請や電子証明書の更新手続きにつきましても、ご本人でのお手続きが難しい場合には、意思確認ができれば代理での手続きも可能であります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

私が一番気になったのは、マイナンバーカードを持たない人、しかし、国民健康保険税は払ってる人。そういう人たちは、この来年10月になったら、病院での保険診療は先ほど説明されたのが1年間継続で期限が切れてないですから、これちよっ

と意味が分からないですが。このへんどういうふうになるのかっていうのが非常に大きな問題としてあるんですね。

それともう1つは、国民健康保険証が廃止になって、加入世帯、昨日テレビで河野大臣が言ったということですが、子どもについても口座登録の分が要るということなどが言われましたが、このマイナンバーは、すべての子ども含めて世帯にマイナ保険証が必要になるのか。そうなれば、手続き上の問題もかなり、本人確認とか、いろいろとするのに問題が出てくるんじゃないかというふうに思うんですけど。まずちょっとこのマイナンバーカード持たない人、保険料払ってる人、それについてはどういうふうになるんですかね。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

先ほど少し申し上げたんですけれども、もちろん今のところマイナンバーカードというのは任意で作っていただくものになりますので、もちろんカードをお持ちでない方いらっしゃいます。その方には、この資格確認書というものを交付するようになるということになっております。そちらを持って病院のほうに行っていただくと、今までどおり保険診療を受けれるという形になっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

もう1つ言いますと、子どもも含めて、このマイナ保険証が必要になるということになる。マイナンバーは全部、すべて国民にあるわけですが、これは保険証もそういうふうになると。そうしないと受けれないと。マイナ保険証を持って行って病院の窓口で、この何ですかオンラインか何かでこうすると、ということですけど、それをするのは一人一人の分がないとできないということ。今は国民健康保険証1枚あればいいわけですね。それがそういうふうなことになれば、かなり大変ですけどね。そういう点についてはどういうふうになりますか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

運用についてはもちろん今からいろいろ検討はされていくと思うんですけども、基本的にマイナンバーカードはお1人1枚になりますので、保険証として出される場合は、やっぱりお1人1枚、機械のほうにかざしていただくようになりま

す。子どもさんの場合は法定代理人の親御さんが暗証番号を入力することもできますし、機械のほうで顔認証というのがございます。そちらでもご本人様確認することができますので、それで一応、健康保険証該当のほうがあるということをお判断していくというふうになっておるようです。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

もう1つ、ちょっと聞いておきたいんですけどね。今でも健康保険税の滞納によって短期保険証とか資格証明書の場合があるんですよね。そういう人たちは、1か月とかの短期保険証とか資格証明書の場合は、病院で10割払わないかんというようなことなどあるわけですけど。これはまだすぐ来年10月までに、いろんな経済的な状況、個人のそういう所得の問題を含めてある中で起こりうると思いますが、こういう人たちのマイナ保険証はどういうふうになるんですか。交付は。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

もうマイナンバーカードについてはもうどうしても任意になりますので、そこはご申請をいただかないといけないと思いますけれども、基本的に短期証も、今後はなくなるというふうに、国のほうは言っております。やはりそこで、生活状況等を確認させていただく機会ではあったんですけども、それに代わるものを国のほうも検討するというふうに、今現在、言っておりますので、実際運用が始まって、もちろん窓口で接するのは町の職員になりますので、私共も法律にのっとった上で、できる範囲のことをしていきたいなとは思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

時間もなくなりましたので、あと3つあるわけですが。それについて、2番目は紛失時の病院受診、それと暗証番号の忘れ、認知症、障がい者、高齢者の申請不能などの問題などがあるわけですが。そういう中で、問題になっとんのは暗証番号の忘れとか、結局病院に行って暗証番号入力は3回間違えばエラーになって停止されるというようなこととか、暗証番号そのものが、高齢者の方が、直接自分で管理するということができないということなどが生まれてるということが言われてます。

今は介護施設とか、特養ホームなど含めては、施設のほうで保険証を預かって、2日に1回ぐらい病院に行くときには、一緒に付き添ってやっているとことになってますが、そういうのも含めてが、すべて、マイナカードであれば、カードそのもの、マイナ保険証です。それを振りかざさないと、実際オンラインは作動されないということになりますので、それも含めて暗証番号を含めて、施設で管理することなどについて、その施設側は、そのことについて、非常に困難な問題が生まれるということなどが言われてるわけですけどね。そういう点について、今町のほうに、現在マイナ保険証を持ってる人たちの対応も含めてあると思いますが、病院のほうでも、窓口の問題も含めてありますが、そういう点での町に対する対応についてとか、相談とかいうのは、来ているのがあれば説明をしてください。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

私どもも報道でそういった問題が起こるのではというのは認識はしておりますけれども、今のところ具体的にご相談はいただいておりません。やはりあとはマイナンバーカードのやっぱり保管の仕方っていうのは、国で定められてる部分もありますので、今後ちょっと運用にはなっていくと思っておりますけれども、今のところ特に、ご相談等はいただいておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では、以上で終わります。一般質問を終わります。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ここで暫時休憩に入ります。再開時間を10時45分といたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（小池弘基君）

それでは再開いたします。

議席番号6番、井上正宏議員。

（6番 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

おはようございます。議席番号6番、井上正宏です。通告書に従いまして、一般

質問します。

冒頭に、最初の質問は、この事業の目的、英語検定というのは1つの目的ではない。ある程度の手段として位置づけ、全体的には、粕屋町の英語教育、英会話教育はどんどん進展するように、執行部も応援してまいりますということで、6年間経ちました。

私もこの事業につきましては、注視していく中で、受験者や合格者を増やしてもらおうということが、最終的な目的ではないと思っております。その中で予算に対しての中学校の執行残が、以前から気になり、教育費の予算が無駄にならないように、執行残を検定試験助成金として考えてもらえないかということと、英検ばかりではなく、他の教科の検定試験助成の拡大もいつも私の頭の中にあります。

その中で、昨年から小学校5年生、6年生に新規で小学校に教育振興事業費、英語検定料助成金がスタートしたことは、今後、小中連携での、この事業の目的が達成されれば大変喜ばしいことです。

それでは、最初の質問をします。小学校及び中学校教育事業費、英語検定料助成金について聞きます。令和4年度から小学校5年生、6年生に英語検定料助成金制度が始まりましたが、予算に対しての執行額、学年別の受験者、合格者を聞きます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい、お答えいたします。

小学校5年生、6年生の英語検定料助成についてでございますが、令和4年度の予算額は10万8,000円。これに対します執行額が7万9,200円となっております。執行率としましては、73.3%ということになります。学年別の受験者数、合格者数についてでございますけれども、5年生が受験者数19名、合格者数も同じく19名、合格率100%でございます。6年生は受験者数が27名に対して、合格者数が25名、92.6%の合格率となっております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

1年目の事業の取組という中で、70%以上の受験者ということでございます。予想していたよりも数が、中学校の最初の頃と比べるとかなり、この英検に対しての注目度が受験者の方にも出てこられたのかなと思っておりますが、この受験に対し

での広報といえますか、保護者について、どういってお知らせをされたのかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

これは学校の先生方が、それぞれ児童生徒に対して、こういう制度があるよということで、お知らせをしていただいて、受験を進めていただいているという状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

プリントの配布ということでの、今、答弁をいただきましたが、もっと受験者を増やしていただく、せっかく教育費として付けていただいておりますので、もうできれば100%以上の受験者なんかも、今後出てくれば、何か様々なところで良い相乗効果が出てくるんじゃないかなと思いますが、また、広報の連絡として、学校との連絡でスクリレというようなアプリを通じて、学校の情報を流してあるということですが、今後そのスクリレのアプリを利用していただければ、広報もしていただきたいと思います。

また、この事業は、これはもう中学校でも同じことが言えるんですけども、あくまでもその学校で受けている子どもさんが対象となっております。粕屋町に在住していても、私立の学校に通っているとか、塾に通っていて、この英語検定料助成制度が利用できないという、子どもさんもあるように聞いております。同じ粕屋町に在住して、同じ税金を納めていただいている保護者からすれば、何らかの救済措置があってもいいのではないかなと思いますが、答弁願えますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

受験者を増やすのが目的ではないとかいろいろ目的については、委員長が先ほど冒頭で言われたとおりでございます。

ただ、今ちょっと1つ誤解があるようですので、先にそれお答えさせていただきますが、受験料の、補助につきましては、学校で一斉に受けるだけではなくて、塾とか、家庭で受ける子、これあの自分で受ける子もおります。ただ、金額が違ってくるんですね。学校で受けると、集団で受験になりますので安いんですよ。これが10名以上とか5名以上とかあるんですけど、塾で受けても少し安くなります。個

人で受けると高くなります。けど、受けたという証拠が、学校教育課のほうに提出されますと、半額は補助をしております。

それから、情報については、スクリレとおっしゃってましたけど、これについては半額の補助があるということは、きちっと保護者のほうには、学校だより学級通信若しくは、保護者会あたりでもこの話は随時しておりますので、スクリレが最上の、ベストの状態だと私は思っておりません。あれはやっぱりあくまでも非常用とか、特に一般的にちょっとこれは大事な内容だということについては、しておりますけどですね。あとはまだまだ紙の文化かなと思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

はい、私の認識不足でありました。

はい、それでは次の質問に移ります。

令和3年度、4年度、中学校英語検定料の予算に対しての執行額を聞きます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。令和3年度、4年度の中学校分につきましてでございます。令和3年度の予算額、49万円でございます。それに対する執行額が40万1,700円、執行率が82%となっております。令和4年度につきましては、予算額49万9,000円に対しまして、執行額が42万4,800円。こちらは執行率で言いますと85.1%となっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

当初、この事業につきましては、補助が、補助といいますか、受ける、受験の数ですね、数が非常に心配しておりました。53.5%ぐらいの状況だったのが、この3年度、4年度につきましては、82%、85%ということで、小学校と同じようにこの事業の取組も、しっかりと、先ほど教育長が言われましたように、様々な広報の中で、増えていっているということでは、喜ばしいことではないかなと思っております。ただ、しつこく言うようですけれども、やっぱりこの執行残というのが、8割ですね。8割来てもやっぱこの執行残というものが、何かこう非常に、せっかく教

育費として挙げていただいている予算に対して、何かこう、ちょっと、うまく使える方法がないかなということでは思っております。それで、今からまた次の質問なんかとかぶるようなことも出てきますので、次の質問に移りたいと思います。

中学校英語検定料助成金というのは、これ毎年、予算は組んであります。やっぱり残が残るといって、その残に対して、何か有効にその残を使う仕組みとか、中学生に英語検定料以外にも、もし何か別の科目を受けたいというような、これはあくまでも英検とか数検とかいうことで、こだわることではないんですけども、何か、英検以外にも助成が出れば、何か受けてみようかなというような、何か簡単なアンケートでもいいですけども、ちょっとそういう調査とか、研究をされてみてはどうですかということでお聞きします。

あ、すみません。失礼しました。申し訳ありません。今の4番でした。3番ですね、すみません。3番ということで、中学校英語検定料予算に対して、今までの取組、平成29年度から令和4年度までの受験者とか、合格者の推移を聞きますということでの質問を上げておりますけれども、先日、文部科学省の、これ4月17日の西日本新聞の朝刊でしたけれども、全国の公立小中高を対象にした、2022年度英語検定実施の状況の調査結果ということで出ておりましたけれども、そういうものが公表されておりました。

それで、中高の英語力、目標とかいうところについては、届かずと。文部科学省調査、中3、英検3級以上が49%というような公表がされてましたけれども、町の教育委員会としても、この6年間の取組の中で、何かこのような公表ができるようなものがありましたらという意味で、その推移を聞きますということをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。平成29年からこの制度を開始をしております。中学校の、まずその受験者数と合格者数というお尋ねなんですけれども、受験者数からまず申し上げたいと思います。

平成29年度が52名、平成30年度が151名、元年度が113名、令和2年度が123名、令和3年度が159名、令和4年度が171名という受験者数でございます。

これに対する合格者数なんですけど、実は提出をしていただいております、個別の帳票を1枚ずつめくって確認をする必要がございます。といいますのが、あくまで制度上受験に対して助成をするというものですので、合否の情報というのが基本的には必須ではないというところからでございますけれども、ちょっと時間の関係も

ございまして、先ほどの小学生も含めて令和4年度分だけをめくって数えました。ただ、こちら情報も必須でないところもありまして、全部の情報も、実は確認できませんでしたので、分かった範囲という形でお答えをさせていただきたいと思えますけれども、令和4年度の受験者数、171名に対して135名最低でも合格をしているということで、パーセンテージにしますと大体80%以上という形かなというふうにご考えておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

はい。今、学校教育長の答弁で、教育次長、堺教育次長の答弁で理解させていただきました。先ほどは飛ばしまして、どうしても今日のこの1問目の1番目の問題につきましては、この4番。4番ですね。4番のところについて、以前からでも、そういう話の中で、執行部はしっかり、こういうふうにしていきますと、いうことは答えられておられましたけれども、しつこいなと思われそうですが、再度、この4番目の問題を、質問を確認しながら、質問させていただきたいと思えます。

4番目行きます。中学校英語検定料助成金予算は、これ毎年ですね、毎年組んでありますが、毎年執行残ですね、確かに今、堺教育次長の報告の中では、執行残がだんだんと5割から、現在も8割というところまで来てるんですけども、やっぱり執行残について有効に使う仕組みとか、先ほども飛ばして質問をしてしまいましたけれども、この中学生、当然、英検の目的も分かるし、英語検定を優先にということも、分かっておりますけれども、やはり生徒も、様々な生徒がおりますので、英語検定以外に、受験したい科目などがあるかとかいうことを、簡単なアンケートをとっていただいて構いませんので、調査とか、研究をされてみてはどうですかということでお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

執行残があるから英検だけじゃなくて、その分をほかの検定のほうに回していただけないかというようなふうにとらえるんですが、それでよろしいですかね。

本来でしたら、英語のこの検定につきましては、平成29年度だか28年度だかははっきり覚えませんが、ある議員のほうから、これを提案いただきまして、半額若しくは全額の補助ができないかと。で、子どもたちとにかく英語力をしっかりつけてやって、これからのグローバルな社会に生きていけるような子どもたちを育ててほしいということで、まず、粕屋町については、生徒数が多いでございますので、

半額というところで今までできておるところです。半額をするのでということじゃないんですけど、英語に関心を持っていただいて英語の力をつけてほしいということで、半額を補助するから、どれぐらいの子どもだったら受けてもらえるかなということで予算を作ったわけですので、もともと予算ありきでこれで受けてくれじゃなくて、これだけの人数を受けてほしいよな、もう少し受けてくれるともうちょっと予算を確保できるよねというような話で、これ言ってるわけですから。もともと英語力を高めるというのが根底にございます。いろんな資格を、とらせるために半額補助ということとはちょっと違います。

それともう1つは、全国の傾向を調べていただいとりますので、ちょっと話が早いですけど、49%が3級持っているという話を先ほどしていただきました。粕屋町はまだそこまでは至ってないんですが、今、文科省が言ってるのは、中学3年間で子どもの半分、50%以上、3級をとらせたいという目標を持っているようです。このことが、大学の共通一次、今、共通テストというんですかね、の英語は業者テストに頼む、任せるとか、ああいう動きとこれつながってきてるんだと私は思っております。

もう1つちょっとこの場で、最近ずっと受験者が増えてきてるのは、1つは、理由があるんです。実は令和になりまして、福岡県の中学校に対して中学3年生、英語能力向上事業、IBAテストというのが、3年生全員に対してこれは実施をされております。大体これ秋にあります。内容としては、リーディングで25分、リスニングで20分ということで、筆記とリスニングだけのテストなんですけど、1時間、これ3年生全員受けます。その結果が12月に返ってくるもんですから、なかなかちょっとその結果が、子どもたちの即検定のほうに結びつかないんですけど、この結果がどういうふうに返ってくるかという、英検4級相当とか、英検3級相当とかっていうそういった個人評価が返ってきます。これを全員、粕屋町の中学校3年生、受けさせておりますが、今年からこの5年6年7年、この3年間に関しては、1年生から2年生、3年生も全員受けさせるというところで県のほうが打ち出したので、今後2年生が、この試験を受けたときに、12月では3級相当、4級相当という結果が目前に来ますので、1学期2学期の検定試験に間に合うんですよ、3級の。おそらく来年は、私は3級受験者が増えてくるだろうと思います。

そういった意味で、これとタイアップしながら、私は英語の力とはとにかく子どもたちにつけさせてやりたいというふうに思っております。事業改善のこと、それから子どもの英語能力のこと、そして福岡県の福岡グローバル人材の育成というこの大きな、これ義務教育が抱えている目標がございますので、これに向けても、やはり私は特化してやっていきたいなと思います。

また、ほかの検定についても、数学検定、社会科検定、一番オーソドックスなのは漢字検定ですか。これに受けたいというのは、英語検定ほどはないかと思えます。しかしそれは、何度も言ってますけども、受益者負担がやはり私は大きいと思えます。英語については今から先、いろんな社会で私は要るからこそ、これは半額ということを提案していただけたらと思うし、私たちもそれをいまだに続けていってやるのはそうです。ただ現場はやっぱり全員受けさせてください、全員補助、全額補助をということをやっぱり現場の先生からは言われました。しかしなかなかそこは、予算的に難しゅうございますので、半額というところで考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

はい、前回のその英語の検定についてのお話の中よりも、今、西村教育長から答弁いただいたのは、より具体的に今後こうしていくんだよということでの話というのは、よく理解できました。

それで、グローバルな世界の中で勝ち抜いていく中での、当然、英語力、英検ということも重々分かりますが、そういう中で、様々な、今後の多様化の時代を勝ち抜いていくためにも、当然、英語検定を優先順位ということは私も理解できますけれども、多様化の、様々な多様化の時代を勝ち抜いていく中で、やっぱりほかの資格試験についても、幅広い、そういう検定資格試験補助を子どもたちに与えてもらいたいと提案いたしますが、もう西村教育長にはもう再三聞いておりますので、予算をつけてくれとかそういうことじゃなくて、箱田町長に、今の私の質問に対して何か答弁いただけたらと思えますが。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私は1期目の就任当時に、その所信の表明と、一般質問でもお答えしますが、やはり、今、日本人に欠けているグローバルな資質、要するにセンスは、やはりコミュニケーション能力といいましょうか、英会話能力が非常に低いと。これが出遅れている原因だろうと思えます。

一般の企業、あるいは会社あたりは、社員にはもうその会社の中で、英語でしかしゃべったらいけないよみたいなことまで言う企業もありました。外国との、例えば資材の輸入あるいはそれを使って輸出する、製品化して輸出するときにも、必ず英語、これはもう世界各国どこに行っても英語が必要になります。

そういった人材の育成をすべきなのが、やはりそれぞれの市町村だろうと思うんですね。これは国任せだけでなく、それぞれの市町村でそういった、英語能力に長けた若者たちを養成するのは、もう必ず、市町村の責務だろうと思ってます。そういった観点で、英語教育については、今力を入れているところでございます。

国のほうも、タブレット端末を使って英会話を、能力を高めるような事業も今始めております。そういったことで、今後日本人の国際競争力を高めるというふうに考えております。

ただ、今議員がおっしゃるように、その他の検定につきましても、これは考えてないわけじゃございませんが、社会的な必要性の高さ、あるいは公共がやるべきものなのかというようなことも観点で、今研究を行っているところでございます。今後とも、学校とも連携しながら、様々な検討を行ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

はい。今後も、未来の粕屋町を支えていく、子どもたちの教育費ということで、投資という面で、考えていただきまして、次の質問に移ります。

次の質問は、中学校部活動地域移行について聞きます。

スポーツ庁と文化庁は、昨年12月に指針をまとめ、公立中学校の部活動を地域クラブチームや外部指導者に委ねていくことが掲げられました。休日分から段階的に始め、平日分の改革につなげていくとのことで、本年度から3年間を改革推進期間と位置づけ、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すとしています。

少子化によって、部員が集まらない部活動があることに加え、教員の働き方改革、教育現場や地域の大きな範囲において改革がなされようとしている中での、最初の質問です。

公立中学校の部活動は、地域移行、学校が主体ではなく、地域や民間のクラブ等の学校の外に託すという方向性が国で議論されていますが、粕屋町では、いまだに大きな話題となっていないように感じます。今後、町として何か取り組むことを考えてありますか、ということでお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。議員が言われますとおり、国におきまして、中学校の運動部の部活動につきまして、地域移行の議論進んでおりますことは、十分承知をいたしておるところ

でございます。生徒はもちろん、保護者、学校、教職員、地域のスポーツ指導者など、学校や部活動に係る全員にとりまして非常に大きな話題でございますので、私どもも注目を大変しておるところでございます。

部活動の地域移行につきましては、少子化に起因する部活動の減少や、教職員の長時間労働に対する改善策として期待される一方で、その実現に対しましては、指導者の確保を含めた受皿の整備、事故等の際の責任の所在ですとか、あるいは損害の補償をどうするか、また、地域・全国大会の運営など、そういった方の関わりをどうするかということの整理など、またほかにも、これまでの教育課題と、課程としましての、部活動の在り方というのも一変させるのかというような、根本から変えるのかというようなことなど、本当に様々な課題が言われているところがございます。ですので現状としましては、私どもも国のほうの動向を注視しておるところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

はい。1番目と2番目の問題は、質問は、答弁が重なるようなところも出てくるのではないかなと思いますけれども、この地域移行の本来の目的の1つということで、学校における教員の働き方改革、更に、部活動が教師の時間勤務を大きな要因の1つになっている現状から、この働き方改革が求められるようになりました。

私も、この部活動地域移行について、2回の研修を受けました。部活動は、子どもたちが、スポーツ、文化を通じて、様々なことを経験し、健やかに成長する重要な活動であるということは言うまでもありませんけれども、本来の教育業務に支障がない限りということで、研修の中で、そういう講師の先生がお話しされましたことを少し紹介させていただきますけれども、本来の教育業務に支障がない限り、一生懸命に部活動をしたい、指導をしたいという先生は3割、部活動指導の目的については承知はしているけれども、本来の教育業務に支障をきたすことも、あり得るという先生が3割、あとの4割は、部活動の指導の在り方で迷っているということが、そういう数字が、全国の調査で出てるということでお話を聞いております。そういう研修会の中で、話をさせていただきました。

それでは次の、2番目の質問をします。先ほども申しましたように、同じような、今から、先ほどの堺教育次長の答弁で、この部活動については、今からの準備だということでのお話もありました。ですから、この2番の回答についても、そういう回答というか、答弁もそういう答弁が出てくるのではないかなと思いますが、

2番目の質問をします。

近隣の中学校は部活動地域移行のモデル校になり、様々な調査・事実・分析を行い、その課題に対してどう改善していくかなどの研究をされています。また、ある近隣の自治体は、執行部が議会に議案として、地域部活動準備委員会設置条例案を提出し、議会で可決され、部活動地域移行については、今後、様々な各団体の意見をまとめていくとの方針ということで、もう既に、周りが動き始めました。

それで先ほど、今から準備ということもお聞きしましたがけれども、再度同じ答弁になるかとは思いますが、こういう、周りの自治体の動きが始まったことについて、どう思われますかということをお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。議員の言われますような状況というのが実際ありまして、担当の課長会等があります。そちらでもいろいろ近隣の自治体の情報とか伺いながら、情報交換をさせていただいておるところでございますけども、部活動の地域移行の大きな、先ほども言いましたが目的の1つとしまして、少子化に起因する部活動減少に対応するということがございます。

また、実現の課題であります受皿確保というものを、この両方勘案しますと、部活動の地域移行を実現するために、複数の学校あるいは複数の地域というものが連携をするということが、検討課題として上がってくるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

そういった意味では、近隣にモデルとして、課題研究をされている自治体があったり、あるいは準備委員会を設置して、実際に意見情報の収集をされているという自治体があることは大変心強いというふうに思うところでございます。

今後、地域で情報共有をしていただきながら、まずは生徒にとってどうするのが一番いいのか、というところが一番重要なポイントになると思いますので、それを第一の視点としまして、慎重に情報収集と研究を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

はい、西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

地域移行につきましては、学校教育課だけではなくて、社会教育課とこれ合同で進めております。まだ表にはまだ出せてはおりませんが、今の現状はどうだということ、それから各種研修会、議員が行かれた研修会同じところかなと思いますが、

社会教育課のほうもこの答弁については、考えておりますので、社会教育の課長のほうから述べさせたいと思いますが、よろこばいますかね。はい。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

はい。糟屋郡内の自治体では、もう宇美町が部活動地域移行の、令和3年度、4年度の実践研究校、モデル校として取組を実際進めてあります。その内容につきましては、議員言われましたとおり、福岡県や糟屋地区での研修会で発表されておりますので、そちらのほうで内容の報告を受けております。

また、糟屋郡の自治体で条例を策定されている篠栗町につきましては、その内容や状況につきまして、担当者会議などがありますので、そういった会議などにおいて、進捗の確認をしております。

粕屋町としましては、これらも参考にしながら1番のほうでも、回答、答弁したと思いますけれども、今後、子どもたち、保護者も含めたところで、最も望ましい形で地域移行に取り組むことが大変重要と考えております。そのためには、粕屋町に応じたといいますか、実情を勘案して、勘案した上での地域移行が必要であり、また、地域移行するためには、移行するための、御家庭での費用負担など、金銭面や、あとはどこで行うかなどの場所の問題、あとは指導者が誰がするのかといった、そういった指導者の確保問題、後は保険はどうするのかといった問題ですね。そういったことも考える必要があります。

今後は、更に周りの自治体の状況や、国、県からの補助金などの支援情報があれば、そういったところも確認をしながら、地域移行の方向性、ビジョンや地域移行に向けたスケジュールなどをじっくり準備をしながら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

はい。町の研修も受けさせていただきました。それと、昨年6月に、福岡4区の代議士の研修会の中で、代議士自らは、今後、地域部活移行については、こういう流れでいきますよというお話も聞いております。そういう二回の研修とか、また、私も地域のところでいろいろ調査とかさせてもらった中で、1つの自治体は、町独自で、部活動移行については、今後も考えていくけれども、周りの様子はしっかり見ながら進めていくということで、大体が、町の、粕屋町の、今お話もありま

したように、周りの自治体というのは、もう動き始め、いろんな形で動き始めております。教育現場において教職員の人手不足、今後の粕屋町の児童生徒の減少などの社会変化に対応していく必要があります。

今回の質問は、部活動を焦点に当て、部活動の負担軽減をしつつも、地域連携という手段によって、部活動の持続可能で充実した環境整備をしていただきたいと提案いたしますが、何度も申し訳ありませんが西村教育長、なにか答弁いただけますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

そもそもこれが、地域移行に至った経緯というのはやっぱり少子化の問題。学校で1つのチームができないとか、少人数でやはりその運動の目的、文化の目的が達成できないということ。

それから、先ほどからおっしゃってありますように、教職員の働き方改革、いわゆる持続可能な社会を作っていくということで、部活動の意義というのはやっぱり大事なもんだろうと思います。これを地域移行にしていく。やはりこの地域移行する中で、やはりキーワードとなるのは幾つかあるんですけども、地域クラブ活動という名称に変わっていくということ。

いわゆる地域のジュニアとかそういった団体のほうに移行していくんだよということをもまず、保護者の方に理解をしていただかないといけないということ。

それから運営団体がどこなのか、実施主体がどっちなのかということ。これにとっては、ガイドラインもあるんですけども、県教委もガイドラインを作ってるんですけど、やはり自治体が主導権を握って、窓口を作って、例えばその団体、クラブチームと行政とが一体となって、費用を弁償しながら、子どもたちに運動をしていただく、文化をしていただくということ、または、今あるいろんな団体、いわゆるジュニア団体あたりが主体となって、自分たちで保護者からお金をもらいながらやっていきますよというふうにやっていくのか。そういった主体はどっちにするかということがいろいろ例で書いてありますが、これも今検討中でございます。

それから、やはり教職員が全く関わらないということよりも、教職員が兼職兼業を県が許してるんですよね。兼職兼業も可能だよということ。で、これは普通学校業務に差し支えない限りでやっていいと。そして費用弁償をします、いわゆる賃金です。そういったことも県のほうは考えていただいとるんですが、なかなかそれが具体的に落ちてきてはおりません。そういうことを考えると、今、例えば条例とか要綱を作ったとしても、そういった人たちを集めたときに、じゃあ何が提案できる

かということで、今私たちは二の足を踏んでるところなんです。ほかの町はそれを作って、今からこういった話し合いますよというんですが、議題は何なのか、柱はできてるのかというところは、今私も聞いているところです。

参考程度に1点だけちょっとお話をさせていただきます。アンケートは、保護者にとったアンケートがございまして。中学生の保護者に。粕屋町です。昨年の夏にとったんですけども、幾つか御紹介します。「部活動は先生方の負担は分かるが、学校で活動してほしい。」とかですね。「部活動は学校生活の一部と思っていた、地域で運営するメリットがよく分からない。」「勝ち負けではなく、生徒と先生たちの関わりが大事である。」まだまだこういった考えが強うございまして。それから、「学校の先生にも、休日は必要と思うがうまくコーチが見つかるのか。そのコーチが選ばれる基準をきちっとやっぱり提示して、コーチを見つけていただきたい。また、指導者や活動場所の確保が困難になることが予想される、行政側もしっかり支援体制を整った上で移行してほしい。」「新規部活動も柔軟に対応できるよう体制を整えてほしい。」とか、いろんな意見がございまして。なので、こちらはこちらで移行することだけを目的するのではなくて、やはり保護者とか地域の、やはり理解を得るような、情報提供が必要になってきますので、もうちょっと慎重に私たちも対応したいと思いますし、国・県がもうちょっと具体的に、指導者に対して費用弁償するとか、今の外部コーチと部活動指導員と両方うちは雇っております。町からのお金、県から3分の1の補助をいただくとか、そういった費用弁償もしておるところでございまして、全部の部活にこれができるかというとなかなかそういうわけには今のところいきません。もうちょっと動向を見ながら、保護者の方、地域のほうにも発信はしてまいりたいと思いますので、現状を今お話しさせていただいたところで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

部活動地域ですね。部活動地域移行の改革といいますか、これは生徒の有意義な活動に向けての環境整備、また、教員の多忙化解消改善などが重要なポイントです。再三、同じようなことを繰り返してるとは思いますけれども。また、部活動の主役である将来の粕屋町を支えていく子どもたちをど真ん中に考え、新しいスポーツ、文化芸術を生み出すビッグチャンスにもなるのではないかと思い、それが、今後の新しいまちづくりの起爆剤という形で、他の行政と合わせていく必要はないと、私も思っております。

未来の子どもたちのために、何が一番いいのかということをご提案いたしました。どうか、そういうお話をさせていただきまして、私の一般質問を終了いたします。

(6番 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ここで、暫時休憩に入りますが、本日は、午後からも2名の一般質問を予定しております。お時間がございます方は、午後からも傍聴のほう、よろしく願いいたします。再開時刻を13時といたします。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号1番、古家昌和議員。

(1番 古家昌和君 登壇)

◎1番（古家昌和君）

議席番号1番、古家昌和です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、1問、質問をさせていただきます。粕屋町がたくさんの企業と学校法人と包括連携協定というのをなされてありました。その中で、まず、1問目、企業との包括連携協定の目的について、お尋ねしたかったんですが、その前にちょっと1つ、私すごいことに気がついちゃったんですけど、箱田町長就任前までは、この包括提携ってのが災害に関しての包括提携をすごくたくさんされてあったと思うんですけども、箱田町長就任後、結んだ、この包括連携協定という協定が私の数えた中で、13社、学校法人も含めてということであったんですが、まず、この包括協定とは何か、そして町長がどういう目的で、この包括提携を進めてあるのかということをお尋ねしたいと思って質問させていただきます。町長お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

御紹介の包括連携協定、これ粕屋町では、福祉、健康、教育、安全・安心まちづくり、様々な面で地域が抱えている、様々なニーズ課題に対して、企業と連携し、双方の強みを生かしながら、地域課題を解決していくため、企業との包括連携協定を進めておるところでございます。

町の予算あるいは職員数、規模、組織的なものには限りがございます。そういっ

た状況の中で、年々多種多様化していきます、ニーズに対応して行くことが非常に難しい、現実的な問題がございます。そこで、包括連携協定を締結し、それぞれの企業が持つ専門的な知識や、そして技術、それを活用することによって、この課題解決につなげていくことと考えておるところでございます。

具体的な例については、御紹介の13あるということで、大きく分けて、防犯防災、シティプロモーション、災害時支援、まちづくり、そしてイベント等の支援というような様々な分野で御協力をいただいている状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

はい。ありがとうございます。本当、箱田町長が就任後に、本当にたくさんの民間企業、学校法人とこうやって、連携協定を結ばれて、この粕屋町をもっともっといろんな多方面から、バックアップ、そしてお互いに協定結んで利益のある活動を前に進めていこうという姿勢、すごく私、これを見ながら感じております。

私も包括連携協定とは何かということで、いろいろ調べてはみました。大きな理由としては大規模な、今言われました災害、そういったものに対応する。あとは少子化対策。こういったものとも考えていくための連携と。あと、新しい行政サービスを生み出すための民間との提携、そういったところを目的にやられているということがすごく今分かりました。

私もこの質問するに当たって、実は糟屋郡内、1市7町と、あとちょっと縁がありましたので宗像市、それとあと遠賀町、そこまで、ちょっと行政のほうにちょっとお話を伺いに、いろんな、周りの市町村がどのようなことを考えてあるのかということ、そんな長い時間ではないんですけども、聞いて、たくさんのが分かりました。

その中で、2つ目の質問なんですが、九州電力送配電株式会社が提供する、Qottaby というシステムを利用した粕屋町の全域の見守りネットワークを構築。これが令和3年の4月とありましたホームページのほうにですね。このシステムの具体的な内容と、利用実績、事故や事件の回避、解決に至った事例などはあるのかどうか。それと、他市町村でも構わないんですけども、そういった事例があったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

まず、Qottaby というシステムが、おそらく今、聞かれてる方、この視聴されてる方、傍聴されてる方の中で分からない部分もあると思いますので、その辺りの説明からいただいたら助かりますが、お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

はい。それではただ今の質問にお答えをします。

Qottaby のシステムは、bluetooth を利用したそのビーコンのシステムになります。子どもたちが、このビーコン、こちらを持っておりまして、これが見守りのポイントを通ると、通った場所の位置情報であるとか時間が記録されるような形になります。そもそもこれはビーコンの技術を使っていますので、これ自体が GPS のように場所をあらわすものではないんですけれども、子どもたちがどこを通ったというのが記録されるような形になっています。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1 番（古家昌和君）

はい。ありがとうございます。子どもたちが利用しているということで今お話がありました。これは粕屋町の公立学校小学校に通う、児童生徒さんが全員持たれているものなんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

協働のまちづくり課長（高榎 元君）

はい。令和3年の4月からこちらのサービスを開始しておりまして、その際に、町立の小学校の全生徒にお配りをしています。それ以降につきましては、令和4年度以降は新しく入ってこられた新小学1年生の方であるとか、あと随時転入された方にも渡している状況です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1 番（古家昌和君）

非常に、子どもたちがどのルートを通って、もし犯罪に巻き込まれたときに、確実にここまでは居たというのが把握できるようなシステムなんじゃないかなというふうなことが、今よく分かりました。

この Qottaby のシステムについて、私もちょっと調べてみたんですが、これは見守る側、これは保護者じゃなくても例えば、私はもう小中学校には子どももいませんので、保護者という形ではないんですが、私が見守りをやりたいという形でも、参加できるシステムだということだったんですが、その辺りの周知はどのような形でやられていますか、町民に対して。お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

はい。今おっしゃられましたように、基本的には基地局が町内には存在しております。

令和3年の4月スタート開始したときには、例えば電柱であるとか、企業の事務所とかに、見守りの端末を認識する見守りポイントを設置してるんですけども、それ以外に、個人の方がスマートフォンのアプリを利用させていただいて、この見守りのそれぞれが見守りポイントになるような形で実施することができます。それについては、毎年ながら防犯という形で、広報かすやの4月号に掲載をしております。詳細に載せましたのは令和4年の4月号に詳細を載せております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

はい。ありがとうございます。これもやはり広く町民の方にお知らせして、たくさんの方に見守っていただく、そういったポイントが増えれば増えるほど、おそらく安全性が高まっていくというようなものではなかろうかと思えます。

今、このシステムを導入して実際にこの自治体として運用してるのが、確か福岡市と粕屋町、それとあと久山町、この3つの自治体だったと思うんですが、久山町は有料での利用ということだったんですが、この有料と無料との違いはどういったものなんでしょうか。お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

はい。それでは今の御質問にお答えします。

粕屋町の場合も無料と有料のプランがありまして、無料につきましては、登録はしていただくんですけども、保護者がその位置情報とかそういうのを把握することができるものではありません。もし何か事件があったときに、警察から問合せられた際にそちらの位置情報等を提供するものになります。

それから有料のプランにつきましては2つあります。先ほどのこの端末を使って有料のプランになりますと、保護者の方が、いつどこを通ったというのが把握するような形になります。それからもう1つ、これも令和4年から始まる分なんですけれども、もうこの端末を使わずに全く別の端末を使いまして、もうその機器が

GPS で、位置情報が確認できて、なおかつ通話の機能を持ったプランもありますので、今のところ粕屋町はこの3プランあるような形です。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

はい。詳しくありがとうございます。こういうシステムを、このQottabyに限らず、今いろんな、こういう見守りのシステムというのが、たくさん、アプリだとか、携帯のキャリアのサービスだとかそういったので行われておりますので、更に、こういうものがあるというのは非常にありがたい。そして粕屋町でこういうものを自治体として取り組んでるということは、非常に私は素晴らしいことだと思いました。子を持つ親としては、非常に、利用できればありがたいシステムかなと思いました。

ただ、Qottabyのアプリ、私も実はダウンロードしております。いろいろ、利用というかBluetoothを入れとかないといけないんですけども、電池の消耗だとかそういった問題もちろんあるので、常に入れてるわけではないんですけども、やはりそのアプリの評価とかを見ると、やはりその通知が来てほしいときに来ないとか、エリアがちょっと狭過ぎると。提供エリアがですね。そういった不満な評価もたくさん見受ける中で、私が見た段階では5段階評価の2.7ぐらいの評価だったんですね。ほかにまだたくさんそういった見守りのシステムあるので、これを使うまでもないなっていうところがあったんですけども。ただ粕屋町、福岡市、久山町がこのような取組をしているということ、一般の町民の方に広くPRしていくことは、逆に、犯罪の抑止力にもつながっていくのかなというふうに思えた次第でございます。

今回の、私が先ほど、いろんな町を聞いて回ったというところで、実はちょっとここ写真を持ってきたんですけども、これ宇美町の役場ですね、庁舎なんですけども、私久しぶり行ったら庁舎の中すごいきれいになってましたね。改装されて、びっくりしました。昔行ったときはもう大きく違ってて。そのときにちょっとトイレ寄りたくなっただけで、トイレをお借りしたんですね。そのときにこういうものが置いてありました。これは、男性のDV被害、男性が受けるDV被害の分の8人に1人は、男性もDV被害者ですと。なかなか男性の場合言い出せないというものもあって、トイレの中にこういうものが置いてありました。私も1枚もらってきたんですけども、被害者ではありませんが。こういったものも置いてあって、抑止力というか、そういう意味ではすごく、何かたまたま持ってきたやつなんだけども、この

話にちょっとつながるなと思って今日御紹介をしております。

もう1つ、これ私が去年、長崎市に行ったときの話なんですけど、御存じ皆さん、長崎の女神大橋というところですね。これ世界一、背の高い豪華客船でもこの橋は通れますよという、高いところにある橋ですよ。そこに、橋のたもとにトイレがあるんですね。そのトイレにやっぱり私ちょっとまたトイレにちょっと寄ったんですが、またこういう、チラシがありました。何かといいますと、多重債務者向けのこういう相談窓口がありますよと。あとは命を大事にしてくださいと、いのちのホットラインというようなチラシが置いてありました。

なるほど、そういうことなのかということで私も理解をしてきたんですけども、こういうピンポイントでのPR、ものすごく有効的じゃないかなと思います。抑止力という意味で、このQottabyも、いろんなところでいろんな方に伝えていく、非常にこれ大事なことなのかなと。犯罪防止の抑止力として、是非、もう様々なところで、うちQottaby やってるよっていうのを、やっていったらいいのかなというふうに思いました。私も最近まで知らなかったんで、そういったこと言えるわけじゃないんですけども、そういったところも力入れていけばいいなというふうに思いました。

次、3つ目の質問に移ります。3つ目です。アビスパ福岡との協定内容に、相互の情報発信に関するのとありますが、具体的な相互の取組内容と、これまでの実績などについて、お尋ねしますという質問なんですけど、このアビスパ福岡、こども粕屋町は、包括連携協定と更にフレンドリータウン協定を結ばれてありますよね。アビスパ福岡のホームページに記載がある、フレンドリータウン協定を結んでいる自治体、8割ぐらい行ってまいりました。行けてないちょっと遠い東峰村とか、朝倉まではちょっと行けなかったんですけども、そこでもまたいろいろお話を聞いてまいりました。

まず、このアビスパ福岡との協定の粕屋町は両方結んでますよね。フレンドリータウンと包括連携協定と。よその自治体は言われました、それは別物ですと。フレンドリータウン契約はしていますが、包括連携協定はしていませんと言われました。大半で、ていうか全部だったんだと思います、確か。で、その違いというのは何かというの併せて、御答弁いただけたらと思います、お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

ただ今古家議員、御紹介されましたように、粕屋町はアビスパ福岡様と、フレンドリータウンに関する協定を令和元年10月に締結しております。それと共に包括

連携協定を結んでいるんですけども、過去、包括連携協定に基づきまして、令和2年の3月のときに、健康づくり地域交流フェスタというのを開催しようというふうなことがあります。

これは、かすやドームメインアリーナで、粕屋町在住の小学生から高齢者の方までを対象としました、スポーツレクリエーションを実施しようというふうな形で、行ってたんですけども、おそらくこちらについては、ちょうどコロナ禍でしたので、なかなか実施まで至らなかったということになっております。

それから、このフレンドリータウン協定を締結しまして、粕屋町応援デーというのを毎年開催をしております。令和元年10月、令和2年11月、令和3年11月、それから昨年の8月、計4回、アビスパ福岡の粕屋町応援デーの実施をしている状態です。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

ありがとうございます。様々な取組をされてあるということは、理解できました。

応援デーのときに、町長がスタジアムの真ん中でマイク持って、しゃべってあるのも私も見させていただきました。アビスパ福岡とは、すごく深いつながりにつながってるんだな、というふうに思った次第でございます。

これ余談なんですけど、おととい土曜日、8月3日ですかね、土曜日に、ごめんなさい6月3日。ガンバ大阪とのアビスパ福岡との試合がございました。第16節でした。はい。アビスパ福岡、2対1で残念ながら負けました。でも、このとき私ともうれしいことが、この1点に起こってることに気がついたんですね。点をとったのはこの選手ですね。山岸祐也選手、この方がヘディングでゴールを決めました。このヘディングにつながる前、これコーナーキックからのヘディングだったんですが、そのコーナーキックのきっかけを作ったのは、この小田逸稀選手ですね。この方、実は粕屋町のアンバサダーをされてる2人なんですね。御存じですよ。粕屋町のアンバサダー。だから担当選手ということですね。はい。この2人が、おとといの試合はすばらしいゴールを決め、結果は負けましたが、もぎ取った最初の1点目。これはこの2人によって生まれた試合、点数だったんですね。私はもうそれ見て感動しました。もう私の一般質問にふさわしいプレーをしていただいたなと。本当に粕屋町の2人が本当頑張ってもらったと。この小田選手に関してはこれは東福岡高校出身の選手ですよ。私の息子も東福岡だったんですが、先輩でござ

います。はい。この先輩が、2人で点数をとったというのが非常に印象的でした。

その中で、今、アビスパ福岡と、すごい、こう、協定を結んでお互いに相互情報をやりとりしてるということだったんですが、これ粕屋町の1階のロビーのあれなんですけど、そこで粕屋町アビスパにどれぐらい応援してるのかなあということでもちょっと私探してみたいですね。どういう活動をされてるかということでもちょっと気がついたのが、この健康かすや21の旗があつて、その下に本棚のようなものがある、その上に約25cmの旗が1つだけあつたんですが、私すごくサッカー好きなんですけど、ちょっと寂しいなあという気がしました。はい。大変寂しいなど。

寂しいなあと思うのはなぜかということ、よその町に行きますと、これは久山町ですね、久山町。庁舎の中に入ると、すぐアビスパ福岡のポスターが、特別に、別に絵の額のようなものに飾って置いてありました。はい。それと、これは志免町です。志免町の役場はアビスパの旗が7本立っております。庁舎の入り口前に、アビスパの旗がずららずらと飾ってあるというか、応援してますよっていうのをすごく出されてあります。これ古賀市、古賀市役所ですね。はい。古賀市役所も玄関入りますと、アビスパの旗がどんと置いてあります。置いてありました。それと、篠栗町ですね。ここはもう私感動でした。庁舎入りますと、まず入ってすぐ右側ですね。選手のユニフォーム、サイン入りのユニフォーム、これが飾ってありまして、アビスパの大きな旗が飾ってありました。そして、今、順位表を、今何位と、J1で何位というのが、常に変わってます。最新の試合の試合結果も何対何で勝ったと、負けたというようなことが、情報として掲示してあります。

別に、やったほうがいいですよとかそういうことではないんですけども、やはりそのフレンドリータウン契約しているという、やっぱりアピールのためにも、私はやっぱり万が一、例えば、アビスパ福岡さんの選手が、何か粕屋町の庁舎にお見えになったときに、突然、まあ、旗が置いてあるのとないのでは、やっぱり印象も大分変わってくるのかなというふうに私は少し思いました。篠栗町は私すごい感動しましたこれ見たときにですね。そういう活動を各市町村されてるんだということがよく分かりました。

で、なんです、えーとですね、次が、あ、ごめんなさい。すいません。今お見せした、このいろんな写真なんですけどこの写真の中に、ちらちらと、自衛官募集という看板が出てきてるんですが、大概の市町村の庁舎の前には、自衛官募集の看板が上がってることにもすごく気がついたんですね。以前、私委員会の中でも、一度御質問させていただいたことがあったと思うんですが、年間で予算1万円でしたかね、ついてましたけども、どういったことをやられてますかと。募集のパンフ

レットを置いてますということだったんですが、こういう看板とか、そういったのも検討してみますということと言われてたので、是非、前向きにこれからも検討していただければと思います。いろんな庁舎にはこういったもの、横断幕、そういったのも上がってるところもございました。

はい。次は4つ目の質問に、ちょっと待ってくださいね。ごめんなさいさっきアビスパの質問ところすみません、ちょっと御答弁いただいてなかったところが1つあったんで、包括連携協定とフレンドリータウンの違いというのを、すいません。よろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、包括連携協定とフレンドリータウン、フレンドリータウンは今、縷々説明をしましたが、包括連携協定というのは、これアビスパが持つる経験値ですね。例えば、子どもたちを教えるような、選手が来て教えるような、そういったふうな粕屋町のスポーツ振興、子どもたちに対するスポーツ振興に寄与していただくような、そういった協定のことです。で、フレンドリータウンというのはもう、粕屋町の町民と一緒にアビスパを応援しましょうということの協定でございます。そういった違いがあります。また今、議員が御指摘の各町の御紹介をしていただきましたが、各町に負けないような、今後、応援のやり方について検討してまいります。ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

町長御答弁ありがとうございます。はい。非常に何か心強いお言葉をいただいたような気がします。私もサッカー好きの一人として、すごくうれしい言葉だったなと思っております。

では、四つ目の質問に移ります。四つ目です。令和5年4月20日、粕屋町と株式会社ゼネラルアサヒとの包括連携に関する協定を締結とホームページにありました。この質問を作った後、この広報かすや6月号が、私の手元にも届きました。この2ページ目でしたか、ドーンと載ってました。はい。今回ゼネラルアサヒさんと、包括連携協定をしましたということで載ってたので、私の質問のほうがちよっと作ったのが先だったので、広報のほうに載っていることはこの後知りましたが、包括連携の内容として、シティプロモーションに関する事、防災に関する事、その他、必要と認める連携とありました。今回、このゼネラルアサヒさん、どんな

会社なのかなあつていうことでちょっと私なりに調べてみたら、とんでもないぐらいすごい会社ですよ、町長、すばらしい会社でした。もう本当に皆さん、知るところの、もう本当大手の企業ですよ。

例えば、ちょっとごめんなさい。例を挙げますが、キャノンさんとか、エプソンさん。あとはYKKさん、TOTOさん。あとは、リーガルさんとか、もう本当、日本の名だたる大企業の、あとジャパネットたかたさんのCMとか、イメージビデオ、イメージプロモーションビデオを作られている会社だということがすごく、ホームページを見てびっくりしたところでございました。

おそらく町長は何かそういったことを分かった上で、このゼネラルアサヒさんとの提携、こういったのを進めたんじゃないかなろうかと思いますが、その辺りの町長の目的、どういった目的でこの提携を結んだのかということをお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細は、後ほど担当のほうにお答えさせますが、ゼネラルアサヒさん、これもう皆さん御存じのように、町の西部のほうに本社を構えてあります。で、こことのお付き合いは、実は、私が本当に係長でもないような時代から、実はお付き合いありまして、選挙の関係の公報とか、様々なことで、いろいろお話もしてきました。もちろんその当時の担当者の方はおられませんけども、ゼネラルアサヒさんは、粕屋町に根づいて、起業してあります。

ですから、粕屋町に対して、いつかの時点で、何か貢献したいということを経営さんが思っておりまして、これは今回、こういう形になったのは、粕屋町にはいろんなPRできるような材料が宝庫としてあるということをお気づきになりました。実は、駕与丁公園で会いましょうというPR動画、皆さん御存じ、見られた方も多いと思いますけども、非常にレベルが高いようなPR動画でございます。こういったことを、どんどんそのシティプロモーションと言いますけども、PRをしていくという形のお手伝いをしたいということで、我々のほうにもお話ございまして、まさに、今おっしゃったように、日本を代表するような広告会社でございますので、是非ともこの関係性をより強く、より太く、やってこの粕屋町のシティプロモーションの拡大につなげていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

はい。目的ということでしたけれども、通告にありました経緯と締結、それと意義と展望というところが目的に合うのかなと思いますので、お答えをさせていただきます。

協定締結に至るまでの経緯につきましては、株式会社ゼネラルアサヒ様が、地域貢献の取組を行いたいということで、粕屋町と協力していただけることはないか、というお問合せを経営政策課にいただいたことがきっかけでありまして、当初、ゼネラルアサヒ様は包括連携協定ではなく、SDGsに関する協定を締結したいということでございましたが、令和4年9月12日に、ゼネラルアサヒご担当者様と打合せをする中で、ゼネラルアサヒ様の強みであります、動画などのコンテンツを生かした取組で、地域に貢献したいというお話がございました。

町といたしましては、この取組を単発で終わらせることなく、今後も継続してシティプロモーションの分野などで協力関係を築きたいということと、また、SDGsに絞った協定ではなく、包括的な連携協定を締結したほうがいいということから、包括連携協定の担当である、協働のまちづくり課が引き継いで、協定の締結に至りました。

なお、包括連携協定を締結するに当たりまして、粕屋町の魅力の一つであります、駕与丁公園に焦点を当てた、PR動画とカレンダーをご製作ご提供をいただいております。令和3年3月に策定されました第5次粕屋町総合計画の19ページに記載されております、SWOT分析では、粕屋町の弱みとして町のシティプロモーションが不十分と明記がございます。今回の包括連携協定締結は、粕屋町の弱みという課題を解決しようとするものでございまして、同計画の83ページの基本施策の取組方針に記載されているように、事業所と連携した多面的なシティプロモーションを展開し、町の魅力を広く町内外に情報発信することで、町の認知度ですとか、イメージの向上が図れるよう、株式会社ゼネラルアサヒ様と具体的な方策について検討を行いたいと考えております。

また、今後、市制対策室におきまして、町内外への情報発信の展開等を検討するプロモーションチームを設置する予定としており、ゼネラルアサヒ様の協力も得て進めていければと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

私が期待していたとおりの御答弁いただいて、ありがとうございます。本当にそう思います。これから、前回の3月の議会で、町長がこれから市制に向けて、元年

とするというので、今年度、町長もお話しになりましたので、やはり私も今、足りてない部分はシティプロモーションという部分だと思うんですね。

先ほど前段でお話しした、例えばアビスパ福岡の話、Qottabyの話なんですけども、これも同じなんじゃないかなっていう気がするんですね。プロモーションがちょっと足りないという部分ですね。おそらくQottabyっていうのも、上手にPRすれば、システムにお金をかけるのではなく、PRすることによって抑止力につながるということですね。

アビスパ福岡も連携しているという姿勢を見せることで、町民も、粕屋町って、スポーツ振興、そしてプロスポーツ、こういったところとすごく連携を組んでやってるんだなと。

私、志免町の役場に毎朝、実は、行くんですね。うちの子どもの通学のバス停になってるので、あそこに子どもを送っていくんですけども、毎朝、アビスパの旗を見るわけなんです。その中で本当にやっぱり思うんですね。この町ってすごくアビスパとつながってるんだらうなと思ってしまいます。そうじゃなかったとしても。そうじゃないわけじゃないと思うんですけども、やはりそういった見せるPRですね。見せるPR、これがこれからやっぱりすごく必要になってくるんじゃないのかなあというふうに、私はすごく感じております。

私がいろんな町民の方と、お話する中で、御相談を受ける中でよく言われるのが、日ごろ粕屋町は、高齢者に冷たい町になったよねってよく言われるんですね。で、それ何ですかってよく聞くんですね。これ僕はやっぱりイメージだと思うんですね。おそらくなんですけど、今までいろんなことを実施してきた事業、こういったものが終わったことがありますね。

例えば、久山温泉の閉鎖による温泉の利用の閉鎖中止ですね。あと、年齢の節目節目で記念品をお送りしてたりしてたと思うんですけども、こういったのがちょっと縮小されたりとか。そういった目にとまる部分ですね。町民の方に。こういったものがすごく目立ってしまうということですね。だから、高齢者に冷たいまちというイメージを持たれる。

あとは、これもう国が動いているので、今もその方向で国が進んでますから、子どもど真ん中の政策、チルドレンファーストとかいう言葉が、すごく取り上げられてますよね。そういう中で、こういう言葉をたくさん使うことで、じゃあ、高齢者は置いてきぼりなのかというイメージを作ってしまったと思うんですね。

ただ実際に、粕屋町がどんだけ高齢者福祉に力を入れてるかっていうことなんですけど、たくさんをやられてますよね。本当、今回の議案にも上がってますがお米券のことですね。あとは、介護連携事業とか在宅医療とかですね。認知

症高齢者個人賠償責任保険の加入の手續、あとゆうゆうサロンとか、もう本当、挙げれば切りがない私ちょっと書き出してんですけど、挙げれば切りがないほどの施策やってるんですが、届いてないんだと思うんですね。おそらく、言葉としてですね。先ほどの温泉のことだとか、節目節目の分、この部分が削られたこと、ここだけが取り沙汰されてそうになってしまってるというような、私は感じがしております。

ですから、先ほど前段でも言いましたけども、やっぱり、分かりやすいお知らせをするために、やっぱり今、今回ゼネラルアサヒさんと協定を結びました。やはり、目に見える形、先ほどちょっと出しましたけど見せるという、見てもらうんじゃないなくてこれ見せるほう、これをやっぱり力入れて、やっぱりやっていくべき時代にもなってしまったのかなというふうに、高齢者のところにもそういったものが届くようにしていかないといけないのかなというふうに思っております。

3月の定例会の中で、DX室、あと、市制の専門室を作られて、重点施策ということで、デジタルサイネージとかチャットポット、こういったの導入も予定されております。やっぱりこういったところをきちっと、上手に使いながら、やはり先ほどのPR、こういったものを進めていくというのが大事な時代に入ってきています。ということをすごく感じております。

あとは、私もちょっとこれ気がついたんですが、おそらく行政の方たちは皆さん気がついてあると思いますが、12月末と4月末で人口が減ってました。粕屋町の人口が。先ほどちょっとホームページ見たら5月末のが出てましたんで、5月末まで入れますと、131世帯増えてますね。131世帯、人口は101人減ってます。家が増えたにもかかわらず人が減っているということですね。4月までは減り続け、5月で19人ですかね、10人か9人上がってましたが、粕屋町もちょっと人口が、今減るといふ現象も今起きているということは、ちょっと見てとれました。

やはり見せる粕屋町、こういったものをやっぱりどんどんどん打ち出して行って、粕屋町に来ていただくということが非常に必要なのかなというふうに思いました。それで、今回の、質問のこのゼネラルアサヒさんとの協定に関して、今後そのPRビデオとか、粕屋町の魅力を発信していくような、よくあるのがゆるキャラとかよくありますよね。例えば大分だと温泉県みたいな、そういう何かすごくこう、県を挙げてっていうふうにやってるのがあるんですけども、何かそういうものを今現在もし考えてることがあれば教えてください。お願いします担当課でも結構です。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

突然の質問で、担当課のほうもちよっとってなっておりますけども、今、町の魅力の発信とおっしゃいましたが、町の魅力の発信は我々行政だけじゃなくて、住んである方々が、この町にこんな魅力的なことがあるよと。こんなふうなきれいな景色がある、こんな面白い人がいるとか、そういったふうな題材がころがっております。それを、是非とも粕屋町のホームページに上げたいということで、そういった募集も、実はスタートしたばかりでございます。住民、町民の方々から、そういった声を聞くということが1つの行政への参加でもある、PR大使、一人一人がPR大使になってこの粕屋町の情報を発信していただくという体制づくりも、今後進めていく必要があると思いますが、そのきっかけになればということで始めたわけでございます。様々な方法で、この粕屋町のシティプロモーションを今後進めたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

はい。行政とやっぱり町民、町とやっぱり民間企業も含めたところで、やはりこの町全体を盛り上げていくというところが、やっぱり大事なんだなというふうなことを、今痛感しました。

私もできる限り、いろんなところで発信していきたいと思っておりますし、既に発信をしております。自分の持っているSNSで、そういったのを進めていきたいと思っております。

最後に、まとめとしてなんですけど、これを出していいのかわからないんですけど、駄菓子の大手メーカーさん、商品名消してますんで大丈夫かと思いますが、皆さん御存じですよ。おいしいやつですね。これを作っている会社の企業が出されてる広告をちょっと読み上げたいと思います。

いつもまい棒を、ごめんなさい、すいません。いつもおいしいやつを応援していただきまして、ありがとうございます。各メディアで報じられているとおり、うまい棒は、ごめんなさい。おいしい棒は、原材料、運送費などの高騰を受け、2022年4月1日より価格が10円から12円になります。42年間、この値段を維持できたのは、ひとえに、皆さまの応援のおかげで、製造、流通に関わる関係者方々の協力の賜物だと、心より感謝しております。また、弊社からのお知らせより先に、情報が錯綜し、お騒がせしてしまい、大変申し訳ございませんでした。これからも、皆さんに喜んでいただける商品お届けできるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。という企業の広告がありました。それに対して、いろんなユー

ザーさん消費者の方から、称賛のツイートの嵐だったということがニュースになったんですが、「今までありがとう、これからも応援しています。」「42年間も10円なんて信じられない。12円で大丈夫なんですか。20円にしたほうがいいんじゃないですか。」「企業努力に乾杯です。」「おいしい棒をなくしたらあかん。まだ孫に食べさせてない。」こういう温かい言葉があふれていたそうです。やはり、企業努力がものすごい、42年間もこの価格でやってきたというのは、すごい努力だと思うんですね。やはり、努力をしている会社というのは、仮に値上げをしたりしても、こうやって温かい言葉であふれるというのは、非常にいい例なんじゃないかなと思います。

やはり、その粕屋町の魅力の発信、それと粕屋町が今、高齢者の方々に対して、いろんな施策を打っているということ、たくさんやっぱPRしていくと、こういう温かい言葉で、また、町民の方から温かい言葉をいただけるんじゃないかろうかと思えます。様々ちょっと皮肉な感じで、ちょっとお話をさせていただきましたけども、いろんな民間の力を借りながら、心の通った、偏らない、見せる広報活動、情報発信の必要性を訴え、私の一般質問を終わらせていただきます。

(1番 古家昌和君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ここで暫時休憩に入ります。

再開時間を13時55分といたします。10分間の休憩でございます。

(休憩 午後1時45分)

(再開 午後1時55分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

◎7番（案浦兼敏君）

議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に従い、質問いたします。

今回は、市制対策の取組と水鳥橋の早期復旧について質問いたします。

まず、市制対策の取組についてでありますけども、私はこれまで市制に向けて、その準備を早期に取り組むよう何度も促してまいりましたが、箱田町長は、町民の意向を確認してからとか、人口が5万人に近づいてからと、慎重な姿勢を崩されませんでした。

そこでまず、今年2月に実施されました、町民意識調査の中で、市制移行について町民の意向調査を行われました。その調査項目とその結果、またその結果について

て町長はどのように受け止めておられるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、その結果についてお知らせしないと、なかなか分からないと思いますので、担当課のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

はい。総務建設常任委員会のほうでも御説明はさせていただいてますけれども、町民意識調査の中で市制に対して質問を行っております。その中で市になることについて、「良いと思う」か「良いと思わない」という回答につきましては、全体の84.5%が良いと思うという回答でございました。その内容を年齢別に見ますと、比較的若い世代、18歳からアンケートをとってるんですが、18歳から44歳までの中で良いと思うという割合が高い傾向にございました。良いと思う理由につきましては、いくつか選択肢を設けておったんですけれども、都市的なイメージなど、町のイメージアップにつながるからというのが61.9%で最も高い状況です。

また、新しい市の名称につきましては、粕屋を残す名称が良いというのが81.6%で、大半の方が粕屋という名前を残してほしいというふうに思っているようでございます。詳細につきましては、広報の7月号及び、ホームページのほうで公表いたしますので、そちらで御確認をいただければと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、詳細につきまして報告をいたしました。まず、この回答率というのがございます。3千人に対して、1,341名の方が回答されたと。率にしますと44.7%。この種のアンケート調査については、非常に高い数字でございます。私も、この結果を見て非常に安心をしております。

やはり、ほとんどの方が、市制についての御理解があるし、市制が良いと思うという部分、そしてまた、もっと突っ込んだ話になると、新しい市の名称は粕屋を残したほうがいいと。非常に、ふるさと粕屋を愛する人が多いのかなということで、まずは第1弾のアンケート調査にしては、本当に確かな手応えを感じたと思うところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今、第1弾の調査としては、ということでしたけども、ですからこれは今回だけじゃなくて今後必要に応じて、再度調査を行われるという考え方でよろしゅうございますかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

後ほど、この市制対策室の概要については説明しますが、その中でこういった住民に対する周知、そしてまた情報を受ける側でどういった事柄を考えてあるか、そういったことをするためには当然、それぞれの小さい、真ん中、大きいぐらいのイメージで、集会等もやりながら、御意見を頂戴するわけですが、アンケート調査も、随時行ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、ちょっと町長がおっしゃってました、5万人に近づいてからっていうことを、おっしゃってましたけども、粕屋町の人口について、さっきも、古家議員のほうからお話があったんですけども、毎月私もホームページで、人口を見てますけども、4万9千人を前に足踏みしてるように思います。

粕屋町の人口推計については、町の総合計画の推計値ですかね。前作られた第5次総合計画の後期基本計画、この中では、社人研、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を上回る、2020年4万9千人、2025年5万2千と予測していますけども、またこれは、また別の時点が違いますけど、まち・ひと・しごと創生推進計画の中では、社人研が推計した、2025年5万557人、2045年5万4,631人を採用してます。また昨年、地域政策デザインスクールの推計、これは厳しめの推計ですけども、2025年が4万9,422人、2030年が4万9,913人という予測しております。推計はその時点時点で少しずつ変わってきますけど、そこで町長は、5万人達するのはいつ頃になると思っておられるのか、また2025年の国勢調査で5万人を超えられているのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、御紹介されました推計値っていうのは、1年1年変わるんですね。というの

は、社会情勢が、非常にこの数年は変わっております。粕屋町が5万人に到達するのは、早いだろろうという推計が以前ございましたが、これはまたコロナの関係で非常に足踏みしました。

詳細を言いますと、特に外国人の人口が減っております。実際に、日本に來られて仕事をされるというような、その外国人の方、特に中国系の方が非常に昔は多ございましたが、もう今まではほとんどありません。そういった方々も、粕屋町の住基人口に入ってまいりますので、そういった足踏みがここ数年あったということで、今からそういった外国からの流入は、期待できるものと思っておりますし、私が以前から御説明しておりますように、粕屋町の更なる進展のためには、非常にやっぱ開発計画が大きな要素を持っております。

町内5か所、今進行しておりますが、その中には当然住宅地域を中心とした開発もございます。そういったことを、今後、計画を確実なものとしていって、人口の増加を図ってまいりたいと思います。したがって、この時点で軽々に人口の推計を、私自身の口からは、なかなか言えない状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

質問の2番目が、一応飛んでますので。

◎7番（案浦兼敏君）

ちょっと入替えてます。はい。

人口の関係で、先ほどもありましたようにずっと見てますけども、世帯数は増えてるけども人数は増えてないというか、それだけ単身世帯が増えてきてるのかなという感じはしますけど。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

町長（箱田 彰君）

これは、非常にマジックなんですね。単身世帯が増えるっていうことは、単身用のアパートが増えたんじゃないかという誤解があるんですが、これ実際違うんです。

実は、世帯分離というのが最近多いんですよ。はい。一世代二世代であって、同じ家の中におられるんですけども、保険の関係とかいろんな、様々な社会問題の関係で、世帯分離されて、いかにも、何か単身世帯が増えたような錯覚を行います。それが多くなっております。課長がいればちょっと数字等も用意できたんですが、私の想像で言うとそういうことでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、私は町の、3月末に、4月1日付人事異動内示書に補足資料として市制対策室などの兼務発令が、記載されてるのを見まして、それで総務建設常任委員会での報告を求め、5月9日に、執行部から新設部署における今後の取組、スケジュール等について説明がありました。

私は、市制対策室の設置は賛成ですけど、4月1日発足ということで、なぜ3月議会でこのことを説明がなかったのか疑問に思ってます。私どもとしては一生懸命応援するつもりでございますけども、そういうことで、市制対策の取組につきましては、総務建設常任委員会のメンバー以外の議員とか町民も知りません。令和5年度を市制対策のスタート元年というふうに位置づけてるなら、このことをもっと議会や町民にアピールすべきではないでしょうか。

そこで、市制対策室設置の経緯とか、業務内容、職員配置はどうなっているのかをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

はい。市制対策室の業務内容についてでございますが、市制を施行するための条件を満たした場合に、仮称の市制移行準備室を設置し、市制移行に向けた具体的な事務を実施していくこととなりますが、その前の準備段階といたしまして市制に向けた広報ですとか、プロモーション、また、機構改革や職員研修など、組織の活性化ですとか底上げなどの実施や検討を行う予定としております。なお、職員の配置につきましては、経営政策課の課長及び主幹の2名が兼務をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

市制対策室の、設置の経緯等については、配られた資料によりますと、2月の意識調査によってから、良いと思う方が、さっきあったように84.5%ということで、人口も4万9千人を目前にしているということで、市制対策のスタート元年ということで、市制対策室を4月1日に設置しますということですよ、はい。それでさっきの業務内容も聞かれましたけど、この職員について、経営政策課の課長と主幹。この2人の2名で、対応できるのでしょうか。今後人員を増やすとか、そういう考えはないのかをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずは、中心となるメンバーの構成を今回行っております。そのメンバーが中心となって、大きなチームを編成するようにしております。そのチームというのは、これは4番に関係しますので、そのときにお答えしますが、機構改革、職員研修、シティプロモーション、様々なチームを編成する、その中心的なメンバーになるということでございます。このメンバーだけでやるということじゃございません。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

先日、総務建設常任委員会で参考資料として配付された資料に、市制までのロードマップということが示されてます。これについては、目標となる住民基本台帳が、人口が4万9千人までの現状と、4万9千人から4万9,500人、なった時期は準備期、4万9,500人から5万になったときは加速期。5万人になったが、完成期というふうにしてますけども。

ただ、先ほどの質問と重なりますけども、これがいつの時点を目指してるのか、時期的な部分がないんで、先ほど町長のほうは、それはなかなか難しいということなので、あえてこの時期ですか、を示されていないのではないかと考えますけども、それでこのロードマップを示されてますけども、このロードマップでどういうことをやってこうと思ってるのか、主な内容についてその取組を御説明をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

今、議員が言われましたように、人口数を横軸としたロードマップのほうをこちらのほう作成をしております。

ロードマップの主な取組につきましては、まずは、市制に向けた広報やプロモーション、あとは組織の活性化や底上げなどということになってきますけれども、具体的には、今先ほど町長が申しあげましたように、市制準備プロジェクトチームを設置いたしまして、機構改革や職員研修などの準備を進めると共に、プロジェクトチームの1つであるプロモーションチームを作りますので、そのチームにおいて、プロモーション事業を展開していく予定としております。

そのほかといたしましては、広報かすやにおける特集記事の連載や、町のホーム

ページに市制準備特設サイトの開設を行う予定としておるところでございます。また、人口の増加に併せまして、オンラインでのタウンミーティングとか、また、直接住民の皆さまと接して行うような通常のタウンミーティングなどの実施や、もうちょっと具体的になってきますと、移管事務部会などの専門部会などの設置も計画しているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それでは、今年度に市制準備プロジェクトチームを設置するとされていますが、メンバーは、今まで市制塾というのがありましたけども、これとは別に選定されるのか。また、機構改革チーム、職員研修チーム、プロモーションチームに分けて検討を進めるということになってますけども、市制塾や担当課とのプロジェクトチームの連携をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど言いましたけども、そのチームの内容は、機構改革のチーム、特に総務課が中心になると思います。そして、職員研修チーム、これも総務課ですね。そして、シティプロモーションのチーム、これは協働のまちづくり課を中心とした、そういったそれぞれの担当課とも協議しながら、チームの連携を図ってまいりたいと思っております。

しかしながら、町の将来に向けての検討をしていくチームでございますので、既存の今までの業務概念、それにかかわらず、新たな視点で検討を進めてまいりたいと思っております。その詳細は、ちょっと今の段階では申し上げられませんが、課を横断し、そしてまた課の連携を強くするようなチームで、全チームが市制についての、もう前向きな積極的な、要するにゴールを見据えたところの研究を行うと。事業展開を行うということでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それでは、プロジェクトチームのメンバーとしては、どの程度の人員を、予定してあるのか。それと市制塾との関係ですか。市制塾のメンバーがその三つのプロジェクトに割り振って入っていくのか。市制塾は市制塾として、また、検討を進めて

いくのか。そこら辺の住み分けについてお尋ねいたしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

もちろん、今まで数年来、この市制塾として研究を行ったチームのメンバー、重要なメンバーでございます。そういったその知識経験を生かしたところのチームの編成には入っていただいて、新たなチーム編成を行いたいと思っております。ただ、すべてのメンバーが入っていくわけではございません。それは今、計画をしておりますけれども、特に中心となったチームのメンバーをこの新たな編成されるチームの中に入れていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、プロモーションチームですね。ここで新規に若者向け魅力発信事業が考えられておられますけれども、どのような内容の情報を発信しようと考えているのでしょうか。

例えば、子育て世帯の移住定住を促すような内容のものも検討されているのか、それについてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

プロモーションチームについてでございますが、実は5月30日に、プロモーションチームについてはもう顔合わせを、メンバー決まりまして、顔合わせのほうを実施しているところでございます。ただ、顔合わせ程度なので、具体的な協議は行ってはないんですけれども。

そのプロモーションチームは、メンバーとしては、市制塾から継続で2名、庁内から、公募でZ世代から2名、ミレニアル世代から2名の若手職員で構成されたチームとなっております。このチームにおきまして、若者向け魅力発信事業を行う予定としておりますが、この事業は、全国の若者層に興味を持ってもらえるようなコンテンツ選定及びその展開により、町内の若者層には、町の魅力を再発見してもらうこと、また、町外の若者層につきましては、粕屋町に興味を持ってもらうきっかけを作り出すことを目的としておりますが、活動につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ、動いたばかりでありまして、どのような内容を発信するのかということにつきましては、現時点では決まっておられません。

しかしながら、特に子育て世代の移住・定住だけに絞って検討をするっていうことではないとは思いますが、この事業の目的から、そういった内容も当然検討の中には入ってくるかとは思いますが。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

この新規事業のための予算について、当初予算にも今回の補正予算にも上がってないように思われますけど、さっきのゼネラルアサヒさんとの包括連携協定ですか。それをやられるか。そこら辺の、この新規事業のための予算というのはどういうふうに確保されるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほども言いましたように、まだ、顔合わせ程度でございます。様々な具体的な事業展開を、今から行います。したがって、それが固まった段階で予算化をする、予算案として、議会のほうにも御相談申し上げたいと思います。

まさに、スタート元年でございますが、構成メンバーが決まり、ゼネラルアサヒさんとの連携をどうするのかというのを今からでございますので、今の段階では予算としては申し上げることはございません。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ここで、若者向けの魅力発信事業の中で、3月議会で、町長がやりたいという、子ども医療費の無償化ですか。そこら辺も、周辺の町とのあれがありましようけども、町長が是非ともやりたいということでしたら、そういう施策も入れた魅力発信事業をされたらどうかと思いますけども、町長どう思われますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

人口の増加的な中心的な存在になるのは、やはり子育て世代。粕屋町を選んでもらうような、情報発信を行い、粕屋町に来ていただくというのが、今後、永続的にこの粕屋町が発展する1つの、これからの要因になろうと思います。まさに、その1つとして子ども医療費関係の無償化、これは今現在、協議も行っておるところでございます。それも決まり次第、こういったプロモーションチームの中で、どういっ

た情報発信をしていくのかということも協議をしていくようになると思います。

先ほど、ちょっと担当のほうの説明しましたが、庁舎内からの公募、これZ世代、ちょっと説明しますと、10代から28歳、まさに、これから子育て世代を、子育て世帯になろうかという年代、Z世代ですね。そしてミレニアル世代、これ29歳から35歳。まさに今、子育ての真っ最中の、そういった若手職員からも、生の意見を集約して、このプロモーションチームとして構成し、事業展開を行いたいと思っています。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それとこの前、町長は、市制施行が目標でなく、まちづくりの手段としたいというような旨の発言をされてます。私も同感であります。この粕屋町が、市制により、どのような都市を目指すのか。長期的なビジョン、都市戦略なり仕掛けが必要と考えますが、町長はこれについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町が市制を目指しているということは、非常に大きな効果を生み出すと思っております。今のうちに投資をしておいて、粕屋町に、企業としてスタートアップしようという方々は、先行投資をすれば、地価が上がる前に先行投資したいという企業もおられるかと思えますけども、そういったことも今後のこのチームとして、やるべきことのひとつだろうと思えますけども、やはり、今ある粕屋町の素材、これは駕与丁公園があり、そしてまた、西には九大農場の跡地があると。これが大きな、一つの粕屋町の財産でございます。

そういったことを、今後どう展開していくかということが、この人口減少の局面にある、この現在にあって、粕屋町が一步秀でるようなことになろうかと思うわけでございます。

具体的な戦略は、今後、検討してまいりますけども、この、今言いました駕与丁公園と九大農場跡地、私、これは粕屋町の大きな2大エンジンとして、この町を、市制を乗り越えて、また、市制があった後も、様々な住民の方、企業の方々が集まれるような素材にしていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、水鳥橋の早期復旧についての質問です。

先日のバラまつりのときです。私がバラ園まで歩いていく途中、92歳のおばあちゃんが娘さんに手を引かれて歩いていました。声を掛けますと、娘さん共々、水鳥橋があればもっと楽に行けるんですが、とのことでした。また、会場に行きまして、近所の奥さんに会いました。水鳥橋があれば、腰が悪い旦那も一緒に連れてくることのできるのに、とのことでした。

今年のバラまつりは、新型コロナウイルス対策の規制が解除され、久しぶりに多くの来場者、この前の報告を聞きますと、1万3,200人の来場者があったと聞いてます。

水鳥橋が復旧されたら、もっと多くの方が気軽に参加できるのではないかと思います、今回質問をすることといたしました。

先ほど町長おっしゃったように、駕与丁公園は、粕屋町民だけでなく、近隣からも多くの来園者があり、粕屋町民のシビックプライドのよりどころとなっていると思います。町では、駕与丁公園魅力増進計画のもと、現在、駕与丁公園施設長寿命化計画により、老朽施設の改良整備が進められております。中でも、昨年度整備された遊歩道と、足元を照らすフットライトっていうのは、夜間の散歩などに快適な環境を創出し、利用者からも大変喜ばれております。これは町長も自慢して、先日紹介されましたけども。

そこで、現在進められている、駕与丁公園施設長寿命化計画の内容と、整備事業の周知はいつか。また、この中で橋の改修を行うことになってますけども、水鳥橋の復旧が入っていないのはなぜか、併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。御質問にお答えいたします。

駕与丁公園も、整備後30年以上が経過しまして、施設の改修改築が必要な時期になっておりましたので、令和3年度に駕与丁公園施設長寿命化計画を策定し、令和4年度より10年間の計画で、令和13年度までの期間で再生事業を行っているところでございます。

現在進めている、駕与丁公園施設長寿命化計画に基づく施設の改修改築では、園路の舗装、先ほど議員のほうから御指摘がございましたけども、園路の防護柵等も、その中の一部含んでおりますが、それと駕与丁大橋の改修、照明柱の改修や、芝生広場のトイレの改築などを今現在は予定をしております。この計画には、議員

御指摘の水鳥橋の復旧は含まれておりません。まずは、利用者の安全性を優先課題として、計画に沿った既存施設の改修改築を進めるべきであるというふうに考えております。現時点では水鳥橋の復旧については、全体の事業進捗の中では、財源も含めて検討していくものというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

水鳥橋の復旧については、3月議会で同僚議員が質問されて、町長の答弁を聞きまして、非常に残念に思っております。

そこで、やっぱり今回は経緯をひも解きながら説明し、質問したいと思っております。

水鳥橋は、平成8年9月に着工し、総事業費2億2,060万かけて、平成9年3月に竣工したところですが、竣工したときに、当時の町の企画課長は、業界の技術専門誌の中に、こういう工法は、国内外に余り例がないというようなことで紹介されておりましたけども、ところが、完成から僅か17年余りの後、平成26年12月5日に落橋しました。町長はその当時は、たしか副町長であったと思いますが、落橋したことについて、どのように受け止めておられましたですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

そういうと残念でした。その詳細、これから委員会とか、学識経験者によるその水鳥橋の復旧委員会等の中で、様々な原因とか、今後の対策については協議をされております。その時、私、いませんでしたので、その詳細は、副町長のほうからまた御説明申し上げます。でよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それと、確か26年12月はまだ副町長やったんですよね。落橋したときはですね。それでやっぱり町の監督が不十分で、多額の税金を無駄にしたことについて、本来ならば町長から町民に対して、そういう謝罪の言葉なりが発出されたのでしょうか。そこら辺についてもお尋ねしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。通告書では、落橋したのは平成27年12月と書いてありますが、報告書

が27年ということですね。落橋のときは26年ということですね。はい。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議会報告、これ記録でございますが、落橋が26年の12月5日、12月議会の招集日でございます。冒頭にそういった連絡が入りまして、もう驚いたと同時に、非常に残念でございました。

橋そのものの建設について、私は関わっておりませんが、なんで落ちたのかということで、以後の委員会等の立ち上げがあったわけですが、26年の12月議会その時に、その落橋の現況報告をその当時の建設常任委員会のほうでされています。また、翌27年の3月には、緊急対策と復旧検討委員会の設置についての現況、現状の報告を、建設常任委員会でございます。それ以後、様々な局面で、委員会、議会のほうには説明をしております。27年9月には、予算特別委員会で、これは全員の方と思いますが、復旧検討委員会の経過報告ということでしております。経緯はそういうことです。はい。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

町長から、別にそういう謝罪の言葉はなかったというふうに理解しますけども、それでいいですね、それで。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

謝罪というか、委員会のほうで説明したということでございます。謝罪があったかどうか、私はその当時、まだ副町長でございますので、最高責任者じゃございませんでしたので、もちろんその時の町長がおりますので、町長が謝罪したかどうか、私もちょっと把握はしておりません。委員会のほうで出席したかどうかというのも、まだ私も把握はしておりません。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

だから、普通やっぱりこれだけの、町のほうの責任が、確か、後で調査委員会のほうで原因が分析されてますけども、やっぱりこれだけの多額の、3億近い金を無駄にしたということは、やっぱりトップとして、やっぱり罰を、謝罪すべきじゃな

かろうかという感じがあります。

続けます。その後、撤去工事費5,700万円をかけて、平成27年11月15日から平成28年3月15日にかけて撤去しました。水鳥橋の落橋を受けて、町は平成27年5月に、さつき町長おっしゃいました、専門家による粕屋町水鳥橋復旧検討委員会を設置し、4回の審議を経て、平成27年12月に、報告書は12月、平成27年12月に報告書となっております。町長はこの報告書のことを、中身は見られましたですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

報告書は、その報告ができた段階で私いませんでしたので、そのタイムリーにその時は見てませんが、今は把握しております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

その内容は、橋台破壊の原因として、当初、設計及び施工についての問題点を指摘しております。落橋は、言わば設計上のミスと施工上のミスが重なったことが原因としております。

そしてまた、町のほうから示された復旧コンセプトに対する復旧のための提言も行っております。その後、私が議員になりましてから、平成29年12月議会の建設常任委員会で、7通りの架橋案について検討する旨の報告がなされました。その検討結果は現在どうなっているのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

2番の御質問のお答えということでしょうか。はい、水鳥橋の落橋後、学識経験者による水鳥橋復旧検討委員会を、当時、立ち上げて、落橋原因のメカニズムや復旧に際しての提言などをいただきました。その後、町で水鳥橋復旧に向けて橋梁形式の検討を行いました。形式検討に当たりましては、公園内には、野球場などの施設があり、架橋位置まで進入する道が狭いため、機械や資材の搬入が可能な橋梁、並びに池内での施工期間が、これは農閑期じゃないと実際施工できませんので、そういった施工条件を整理して、施工可能な橋梁について検討いたしました。

これが御質問に出てる7つの架橋案ということになります。検討しました案は、既設橋梁と同じ吊床版、もともとのつり橋の形、そのほか中空床版橋、T桁橋、カ

ルバート橋など7案を、構造的、施工性、景観性や維持管理、そして経済性の観点から評価し、今の橋脚を残存させて、新たに橋脚を真ん中に入れて、今の橋脚は、下が3つ空間ができるような形なんですけども、それを4つにした形で、PC4径間、これ下の空間が、4つに広がりますので、4径間連続現場打ち中空床版橋という案が、一番経済的にも妥当であるというふうな当時判断されているようでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

当時の委員会の資料を見ますと、今、部長がおっしゃった、PC径間連続現場打ち中空床版橋、これが一番、2億で、当時示された2億円ということで一番安い金額ですね。高いのが新設架橋位置変更案、3億8千万。一番安いのは2億円で、一番高いのは3億8千万。その七つの案を示されたわけなんですけども、一応検討結果については、そこで示される第3案のほうで、検討結果はまとまったというふうに理解していいですね。

また、平成28年1月の広報かすやの水鳥橋の撤去工事に関する記事で、今年度は撤去のみを行い、平成28年度以降に架け替えを行う予定だと町民に知らせています。

しかし、現在も橋脚を残したまま放置されています。以前、今は亡くなられた、甲仲原の元農区長さんから、よく聞かされました。「役場からだまされた。すぐ復旧すると聞いていたから、橋脚や工事を搬出入路のための土砂も残すことに同意した。こんなに時間がかかるのなら、橋脚を撤去し、土砂を浚渫してもらい、池の貯水能力を高めておけばよかった。」と何度も聞かされました。町はこれらの約束を反故にしたんじゃないでしょうか。町長はどう思われますか。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

水鳥橋の復旧については、今、七つの提案をして、中空床版でいくということで設計を上げましたよね。4,400万ぐらいの。それを議会のほうで否決されたんで、じゃどうしようかということで、今度は、議員が提案されたデザインビルドですか。それをしましょうというてやりました。でも、手挙げてくる業者はいませんでした。じゃあ、これからどうしようかといったら、やっぱり設計を上げなくちゃいけないというような形になると思うんですよね。

そしたら、今の時期から言うたら、当時は4,400万で済んだかもしれませんが、

資材のアップとか、そういうのを考えてくれば、当然、設計の費用も上がってくると思います。それで提案したときに、議員のほうが、議会のほうが、どうかなということもありますよね。

今、私たちが考えてるのは、まず、それよりも公園の整備を先にやっとして、ほかにそんだけの費用を使うなら、橋を造るとして、今からすれば、あそこ160mですかね、160mだったもんですから、それだけの橋を造ろうと思って、幅が2mぐらいの歩道の幅としてもですよ。約もう3億か4億はかかると思います。それだけの金額を、財源を、まずは橋を造る前に、ほかにやることがあるんじゃないかというふうに思ってるわけですよ。

だから、橋については、ちょっと慎重に検討していきたいというふうに考えているところです。決して反故にしておるわけではないんです。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そうですね。私はそこを問題にしてるんですよ。ですから確かに、後でちょっと、そこ触れることにしてみましたけども、続けます。

そして、私は平成29年6月議会で、水鳥橋の整備計画はないのかということで、質問したことに対して、前町長は将来的には対応したいと答弁され、その後、平成30年度当初予算に、架橋のための詳細設計費、約4,400万を計上されました。

しかしながら、当時は、給食センター問題とか、保育所の建て替え問題等、町政が幾分混乱した時期でありまして、結局この予算は、僅差で減額修正されてしまいました。だから、こう議会のほうの対応も、落橋当時の業者の責任を問うことなく、町の責任も問えなく、そして、詳細設計を減額したということで、本当、議会のほうとしても、やっぱり町民に対して、本当に町民に立った議論を行ってきたのかという、やっぱり責任は問われないかんと私は思ってます。

ただ、おっしゃるように、例えば、議会が詳細設計費を減額したから責任は議会にあるというような考え方じゃ、私はおかしいんじゃないかというふうに考えてます。それと、基本的に、財源問題、財源問題とおっしゃいますけども、箱田町長も、一般質問では、復旧は当然やるべきことと思ってるっていうことですが、依然としてやっぱり財源問題で、未だ具体的になってませんけども。私は、水鳥橋は、あの状態、負の遺産であると私は思ってます。

だから、同じ負の遺産でも、焼却場の経緯、解体につきましては、前、町長には負の財産であるということで、早期に解体を求める、そして町長は、早期に解体を決断されましたけれども、やはり、この水鳥橋の場合は、財源の優先の問題より、

町長、町民にすぐに復旧しますとかそういう、言っておきながらそれを何年も放置しておくというのは、やはり、町の責任が重いんじゃないかというふうに考えてます。

そういうことで、また、最後になりますけども、落橋したこの水鳥橋ついて、焼却場の解体と同様に、町長に早く、そういう復旧について決断していただきたいという思いで、今回の質問に立ったわけです。これについて町長の考え方をお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

誤解があるので、ここで整理させてください。すぐに復旧すると言ったのは前の町長でございます。分かりますか。すぐにとという言葉は私は使ってません。

以前の案浦議員の質問に対して、将来的にはこれを復旧する必要があるというふうに答えて、28年だったですかね。検討委員会後に、予算を上げる前ですね。設計費を上げる前に、これはすぐに復旧すべきだということで、先ほど言いました甲仲原の農区長さんの話につながるわけですが、そういった感想を持たれている。それは私が関わっていることではないので、それははっきり整理させていただきます。

今、申し上げましたように、これは、将来的には復旧するという気持ちは全く変わっておりません。ただ、財政的にどうしようかということで今検討している段階で、先ほど、新宅部長も申し上げましたが、これ、駕与丁公園の施設の長寿命化計画の中に何とか折り込めないか、ということも今模索をしております。長寿命化ですから、今あるものを長寿命化することが基本的なものです。これは何とかできるんじゃないかということ、そういう財源的な模索を行っている最中でございますので、決して、しないというわけじゃございませんし、将来的には再構築する予定でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

将来的には再構築、復旧するということですけども、それから、なかなかこう進まないんで、そういうことで今回質問したわけです。町長のほうも、財源のことで焼却場の解体が完了し、新型コロナウイルス対策や、保育所の建替え問題も、ある程度目処がついたと思うんで、だから、今までの財源の優先問題だけでなく、やはり、これは町が残した負の遺産じゃないかというそういう観点から、町長に早く、

いつかはされるでしょうけども、早く復旧に結論していただきたいということで、
いうことを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

(7番 案浦兼敏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これにて、本日の「一般質問」を終結いたします。

明日6日火曜日には、午前中のみ2名の、あさって7日水曜日には5名の一般質問を実施いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時47分)

令和5年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年6月6日（火）

令和5年第2回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月6日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番 議席番号 9番 川 口 晃 議員

6番 議席番号 15番 安 藤 和 寿 議員

2. 出席議員（15名）

1番 古 家 昌 和

10番 田 川 正 治

2番 田 代 勘

11番 福 永 善 之

3番 杉 野 公 彦

12番 久 我 純 治

5番 末 若 憲 治

13番 本 田 芳 枝

6番 井 上 正 宏

14番 山 脇 秀 隆

7番 案 浦 兼 敏

15番 安 藤 和 寿

8番 鞭 馬 直 澄

16番 小 池 弘 基

9番 川 口 晃

3. 欠席議員（1名）

4番 宮 崎 広 子

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美

議会事務局係長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町 長 箱 田 彰

副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長 西 村 久 朝

総 務 部 長 古 賀 博 文

住民福祉部長 神 近 秀 敏

都市政策部長 新 宅 信 久

教育委員会事務局次長 堺 哲 弘

総 務 課 長 豊 福 健 司

経営政策課長 吉 田 勉

総合窓口課長 大内田 亜 紀

子ども未来課長 渡 辺 剛

介護福祉課長 古 賀 みづほ

健康づくり課長 石川 弘 一
地域振興課長 稲 永 剛
上下水道課長 黒田 道 明
給食センター所長 井手 正 治

都市計画課長 田代 久 嗣
道路環境整備課長 吉村 健 二
社会教育課長 臼井 賢太郎

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

今年の九州北部では既に梅雨入りしており、平年に比べまして、6日ほど、早い梅雨入りとのこと。近年は、温暖化の影響とも言われておりますが、集中豪雨など、自然災害の頻度が高くなっているように感じます。我が町においても、町民一人一人が油断することなく、万全の備えをし、大切な命を守る行動がとれるよう、意識づくりをしていかなければなりません。

本日は、一般質問の2日目ですが、町長が午後から福岡県町村会臨時総会へ出席のため、午前中のみ2名の方の一般質問となります。本日、4番、宮崎広子議員から欠席の届出が出ております。また、本日は気温も高くなりそうですので、上着を取られる方は取っていただいて結構です。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、かつ簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎9番（川口 晃君）

それでは始めます。皆さんおはようございます。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。

ただ今から一般質問を始めます。

コロナ感染症問題は少し和らぐはなりましたが、まだ、本物にはなっておりません。福岡市ではクラスの7、8人が休むような現象もいくつかあるそうです。熱中症かそれともコロナ関係なのか分かりませんが、まだまだ安心できない状況じゃないかと思えます。

さて、衆議院の解散が囁かれるようになりました。ちまたでは、岸田首相の息子

さんの不祥事問題で持ち切りですけども、更迭で一段落とはならないと思います。何だか政治の籠が緩んでいるんじゃないかと思われま。もう少しびっしりとやってもらいたいもんです。また、いつもの調子で日本の選挙が近くなると、北朝鮮がミサイルの発射とか核実験とかをやり出します。北朝鮮が発射をやり出すと選挙が近くなるのか、どちらか分かりませんが、これは本当に偶然なのでしょうか。それとも何らかの意図のもとにやられているのか、もう私たちは数年にわたりこうした経験をしてきています。こんなにも多くの実験ができる、北朝鮮の資金はどのようにして生まれているのか、非常に大きな疑問が持たれ、関心が生まれるものと思います。

さて、国連決議を無視した行為には最大限の抗議をしたいと思います。我が党としては、間違えられて本当に迷惑千万です。

それでは、最初の質問に移ります。子育て支援問題です。18歳までの医療費無償化問題から始めます。現在、県、粕屋町がこの助成をやっているんですけども、私たち日本共産党糟屋地区議員団は、多分10数年前からですが、子どもの医療費助成、無償化を、糟屋地区の市町長会、あるいは医師会に要請してきましたが、特に医師会とは、短時間ですけども、医療問題についての懇談を重ねてきました。そうしたことが実ったんでしょうが、粕屋町をはじめ、各市や町も医療費助成を始めました。県も子どもたちに対する医療費助成を始めました。この件に関して、保護者の方からは大変喜ばれています。確認のために、県や粕屋町がどのような医療費助成をしてあるのか、簡単に説明してください。町長のほうからご指名願って。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管課のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

それでは1番の御質問について、私のほうからご回答させていただきます。

まず、福岡県、粕屋町共に、令和3年4月に子ども医療費支給制度の改正を行いまして、現在、ゼロ歳児から中学3年生までの通院、入院につきまして、医療費の助成を行っております。

具体的な助成内容といたしましては、まずゼロ歳から3歳児未満までは通院、入院共に自己負担額は無料。3歳児以上から中学生までの入院につきましての自己負担額は、1日500円で、ひと月最大3,500円までとなっております。また、通院につ

きましては、1医療機関当たりのひと月の自己負担額が、3歳児以上就学前までは800円、小学生は1,200円、中学生は1,600円までとなっております。

それぞれの年齢に応じた自己負担額を超える分につきまして、福岡県と町で2分の1ずつ助成をしておりますけれども、福岡県は所得制限を設けておりますので、県において対象外となられる方につきましては、助成分をすべて町のほうが負担をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。それでは2番目に移ります。

糟屋地区におけるゼロ歳児から18歳児までの医療費無償化の問題ですが、箱田町長も、さきの3月議会でしたか、この件に触れた発言をされました。この件に関しては、久山町の我が党の本田議員が、3月議会一般質問をされております。彼が発行している久山民報という新聞ですかね、これがあるんですが、それに、答弁、町長の回答を載せられておりますので、それを参考にしながら質問したいと思いません。

久山町長は次のように回答しています。「糟屋地区町長会においても、2月時点で見直しに向けて検討を行うことを、今共有できている。ただし、医療費の支給内容、制度設計、関係機関との協議の時間を要するので、現在、令和6年度4月から行えるように、糟屋地区担当部局で2023年4月から協議を開始することになっている。」そのように回答しています。

同様なことは、宇美町の我が党の議員も確認している模様です。それで、2人の議員は、粕屋町の対応に強い関心を持たれております。粕屋町の箱田町長の対応が、この医療費無償化の進展のかぎを握っているようだと、彼らは、暗に私に言っているように私は感じています。箱田町長に期待しているわけですね。そういう意味では、箱田町長の対応に期待が持たれていますので、現在の状況と進展の見直しについて、町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町はおろか、他町からも期待されているということで、非常にうれしい反面、非常に難しい問題ではあります。御存じのように、福岡市がこの子ども医療費の支給についての見直しを行っております。3歳以上の子どもたち、中学生までに

ついて、1日500円の負担ということで、7日間の上限という。ひと月500円までの自己負担となるというような内容で決めてあります。

糟屋地区内においても、これについては福岡都市圏を形成している、各市町、そしてまた、今、国がこども家庭庁も作り、異次元、次元が異なる子ども対策を行うということを鑑みて、やはりこの糟屋地区内にも、子ども医療費については、大きく見直そうという動きをしております。

私も町長会のほうで、積極的に発言を行い、皆さんの大体の合意はとれております。

ただ、今、久山町の町長が言われたように、各医療機関との調整、これは非常に時間を要します。そして、金額についても、若干の差といいたいでしょうか、考え方の違いがあるわけですが、私としても、できれば18歳までの医療費についても検討したいと思っております。今、その調整に全力で行っておるところでございます。具体的にはまた、我々の首長レベルの話各担当者レベルで落とし込んで、粕屋医師会との協議も積み重ね、目途としては来年の6年度スタートしたいということで進めておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

2023年、今年の4月から、協議が実務的な協議が進められているように、久山町の町長が回答してるんですが、これは実際進んでいるということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

方向性としては、私はもう進んでいると思います。みんなの、各市町の首長さんの意思は統一されたもので、この今回の、この医療費の無償化についての考え方については、みんなで共有しているというふうに私は理解してます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

もう1点は、来年の4月からの実施っていうのは、非常に可能性があることでしょうか。そのことをちょっと質問します。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先程も言いますように、医療機関との医師会等の調整が必要ですので、当然可能性があるという、私も見込んで、そこは協議を重ねているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。今日の一般質問のいい成果が出ましたので、ありがとうございました。

それでは次に移ります。学校給食費の無償化及び軽減措置の実施です。

昨年の12月から今年の2月まで3か月間、国庫補助によって給食費の無償化が行われました。地方創生臨時交付金を利用して小・中学校に対して給食費の無償化が実施されましたけども、私の耳には大変ありがたかったと若いPTAの方からお聞きしております。今回の実施について、保護者や児童や生徒たち、あるいは先生方に対して、感想とか評価を問うたようなアンケート調査とかがってというのは実施されたでしょうか。また、PTAではどのような反応があったでしょうか。掴んであったら、感想でもいいですから、お答えいただきたいと思います。西村教育長、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほどの私の回答の中で、誤解を招いてはいけませんので再度申し上げますが、無償化と言いましたけど、これは3歳以上の就学前の子どもたちの無償化でありまして、小学生以上については、一部助成という福岡市並みの考え方でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

ちょっと戻っていいですか。

だから、要するに部分的な助成ということも含まれているというっていうことですね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

入院と通院という大きな分け方がございます。入院につきましては、これ無償化を福岡市が行っています。通院につきましては、3歳以上の子どもたちは、500円の月の500円の自己負担というふうになります。はい。それを一つの基準として、

今考えてるところです。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

わかりました。部分的な補償になるかもしれませんが、前進することはもう、非常に喜ばしいことなのであり、それはありがたく感じております。

それではこちらのほう。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

教育委員会としては、全体的にアンケートをとるとか、今後についてということで調査はしておりませんが、私の個人的に知り得る範囲、若しくは学校の先生たち、また近隣の人たちから聞く範囲では、大変ありがたかったと。私自身も、所長が頑張ってくださいまして、町内の小中学校の子どもたちだけじゃなくて、私学に通っている子どもたちにも、手を広げてくれたっていうのは、私は非常に給食センターには感謝をしております。

詳しいことについては、所管の給食センター所長より、お答えさせてもらいます。

◎議長（小池弘基君）

井手学校給食センター長。

◎給食センター所長（井手正治君）

昨年度は、12月から2月の3か月間、食料品の値上げを軽減対策として、国の交付金を活用して、学校給食費を無償とする事業を行いました。それでアンケート調査は実施しておりませんが、保護者からの電話等の問合せがありまして、驚きや感謝の反応が多数ありました。また、年末年始の食費等の出費が多い時期でございましたので、無償化分が、食料品の急激な値上げによる家計の影響を軽減したものと考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

大変喜ばれているということなので、結構なことだと思います。

それでは2番目ですが、学校給食無償化が、国の子育て支援策の項目として取り上げられています。国の支援策が講じられれば、直ちに実施するとの考えはあるかということですが、岸田首相が1月4日の年頭会見で、異次元の少子化対策に挑戦

すると述べました。どんな政策になるのか、期待が持たれました。4月1日にこども家庭庁が発足しまして、そこで、政府が検討する、こども政策は次の5項目だというふうに公表しています。

1つが、児童手当など経済支援強化、2つ目が幼児教育保育の充実、3番目が産後ケア、一時預かりの拡充、4番目が仕事と育児の両立支援、それから5番目が働き方改革。

政府が4月7日、少子化対策の強化に向けて、こども未来戦略会議の初会合を開いたそうです。そこで、6月までに、対策の詳細や財源の大枠を示して、骨太の方針を策定していくというふうに言われています。

6月は今月ですから、今月末ぐらいに出てくるんじゃないかと思うんですが、政策の学校教育問題の中では、小中学校の給食費の無償化、それから学校ソーシャルワーカー、養護教諭、栄養教諭等の充実などが、キーワードとして盛り込まれて、検討されます。

最初のキーワードが小中学校の給食費無償化です。国民の要求の大きさが策定決定に結びつくと、そういうふうに思いますが、全国的な給食費無償化の進展具合からすると、大きな可能性を持っていると思います。支援策が決定されると、財政的支援も当然あるでしょうし、また、国として進めていくとすると、自治体の予算が必要ないということになります。見通しも立ってきますけども、直ちに実施できるというふうに、予算が決まればできると思うんですけど。教育長、感想なり、これどういうふうに思っていますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

国がこれを実施するとなりますと、私も、粕屋町がどれぐらいの割合になるかわかりませんが、金銭面、財政的に国の支援があれば、私はすぐにでもお願いをしたいなというのはございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

3番目です。町独自に、それまでの事前策としての対策なんですけど、文部科学省は昨年9月に、学校給食費の保護者負担の軽減を実施、又は予定している自治体の調査をしたそうです。実施状況は、全国の自治体が1,750ぐらいだったですかね。そのうち実施した自治体が1,491自治体で、83.2%に達しています。この発表は、全部が無償化というわけじゃありませんが、無償化や軽減措置は、大きな流れにな

っています。

我が党の機関誌「赤旗」が、独自に学校給食無償化チームというもの、プロジェクトチームを立ち上げて、全国調査をやりました。そうしますと結果は、小中学校とも無償化の自治体が254自治体、小学校のみが6自治体、中学校のみが11自治体、そういうふうになっています。そのほかに少しでも保護者負担を減らそうということで、半額補助。あるいは第三者からの補助、無償ですね。それから、中3のみの無償などの措置をしている自治体も多数あるそうです。3月議会で西村教育長の答弁は、粕屋町は校舎の増改築と支援員の確保があり、給食費の無償化のほうまでの財政のゆとりがないということ、そういう趣旨を述べられました。なるほど粕屋町は非常に厳しい、私も認識しております。

しかし、統一地方選挙後も無償化に踏み切った自治体も生まれてきました。何よりも、あまり実施に乗りきれなかった大政党が、東京都を中心として、給食費の無償化を主張するようになりました。また、少子化対策の骨太方針の、さっきも申しました政策課題の教育関係分野では、1番目のキーワードに取上げられています。無償化が無理だとすれば、全国では、いろいろな軽減措置、先ほど述べましたが、がとられています。小学校だけとか、あるいは中学校だけとか、できるところから始めたらどうでしょうかということです。

糟屋地区の自治体と足並みをそろえる課題もあるでしょうが、この給食費の無償化は、これは全国知事会の要求にもなっておりますし、粕屋町の独自性をそろそろ発揮してもいいんじゃないかと思うんです。そうでないといつも粕屋町は、いつも大都市福岡市の後追いの自治体になってしまいます。福岡市に一矢を報いる施策が、私はあってもいいんじゃないかと、そういうふうに思います。軽減措置と言えば1,000円の補償とか、2,000円の補償とか、そういうことも考えられるんですけど、これは財政の問題もありますので、箱田町長の答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨年度の話在先ほどしましたけども、こういった特別な財源があれば、無償とできますが、恒常的な財源がない今の粕屋町の財政では、非常に厳しいところがもう現実的にございます。

また、食料品の値上げ等、資材費関係が、食材が値上がりをしている状況、こういった影響から、少しでもということで、ふるさとづくり基金からの繰入れを充当して、何とか学校給食費を値上げせずに、今、食糧費不足を補填をしている状態で

ございます。

したがって、これは数億円毎年かかります。ですから、それを丸々その無償にするというのは、非常に今の粕屋町の財政では厳しいと言わざるを得ません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

粕屋町の財政事情からすると、直ちに無償とはならないとは、私もちょっと思っております。一定程度の軽減措置というのを希望しながら、次の問題に移っていきます。

次は、粕屋町職員の待遇・定数問題と、教職員の増員問題です。最初、正規職員及び非正規職員の離職防止政策についてですが、これは、私が持ってる、新聞は、これは自治労連の「自治体の仲間」という新聞です。毎月私のほうに送ってきますのでこれを使いながら、質問したいと思います。

記事は非正規の問題で、根室市児童館指導労組の記事が載っておりましたので、この中にいい内容がありますので、これを使います。児童館は、学童保育をしており、この指導員労組は会計年度任用職員の労組です。会計年度任用職員制度の導入時に、パート勤務だけでなく、フルタイムの勤務も選択できるように要求して、フルタイムが実現しています。この記事は次のように書かれています。

2018年度から、国のキャリアアップ処遇改善事業を活用した認定研修修了者への月額1万円の手当支給を初め、職場長との協議で指導員の働き方改革や職場環境整備などに取り組んでいます。しかし、何人もの指導員が退職しています。賃金労働条件の改善で、安心して働き続けられる職場を作っていくことが大事だとの内容です。こんな模範になるような活動をしている職場でも、やっぱり離職者が結構出てるらしいです。

箱田町長は、昨年採用した新規採用の職員は1人も途中で退職しなかったと、大変喜ばれていましたが、私も喜びましたし、町民にとっても大変喜ばしいことじゃないかというふうに思います。しかし、惜しまれて離職される方もいたようで、これはもう残念なことなんですけども。まずは、ここ数年の離職状況についてどうなっているのか、担当のほうから説明してください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

ここ数年の正規職員の離職状況ということでございますが、離職状況につきましては、令和2年度から4年度の3年間で、6名の職員が定年退職前に中途退職をし

ております。退職の理由といたしましては、ほとんどの方が家庭の事情や個人の次の職場へのステップアップということで、個人的な理由による退職がほとんどを占めております。

また、非正規職員、御質問にございます非正規職員につきましては、離職、退職理由等については把握のほうは行っておりません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

離職問題は、非常に難しい問題がちょっとあるんですが、次の問題は離職者数を少なくするためにはどうしたらいいかということですが、離職者の中には、親や家族の介護でやむなく離職される方もいらっしゃるし、さっきも職場の事情とか家庭の事情で離職される方もいます。そうした事情に関して対応し、正規職員の離職者を防ぐための政策、つまり一時的な対策じゃなくて、将来まで含めた、何か、考え方とか、何か、離職者防止の政策的なものは、町としてあるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

離職防止策についてでございますが、離職防止に特化した形での事業っていうのは特に行っておりません。しかしながら、職場環境等が理由で退職とならないように、先ほどもございましたが、新人職員等に対するエルダー制度の導入や全職員に対するメンタルヘルスの予防や改善のための外部相談窓口の設置、ほかに研修の実施、また、ハラスメント等に対する外部有識者の相談員を含みますハラスメント相談窓口の設置など、複数の事業を組み合わせることにより、職員の離職防止に努めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私も公務員でしたので、ちょっと残念なことがあるんですね、公務員の場合。公務員の場合、単に資格を取ったからといってそれが賃金に反映するとは言えません。

民間の技術職の場合は、例えば、鉄骨の組立てとか足場の組立てなど、各種の技術職があるんですが、資格を取っていけば部下を持つこともできるし、現場監督に

なることもできるし、それが賃金に反映していきます。やりがいも生まれてきます。

先ほど申しました、根室市の会計年度の任用職員の場合は、国のキャリアアップ処遇改善事業を活用した認定研修修了者に対して、月額1万円の手当を支給したんですね。これを、会計年度ですけど、正規の職員に対して、何かこう、こういうキャリアアップしたときには、何かこう、1号俸上がるとか、何かそういう特典はないんでしょうか。何か、特別、人命を救命したとか、ということでは、確か1号俸上がったんですよね。私も現場で経験しております。しかしほかに、何かないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

すみません。通告書の中に質問等ございませんでしたので、詳細を把握しておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、正規職員の定数条例の改正問題について移ります。

粕屋町では、正規職員の定数条例で260名となっています。また、職員数を確保していくための年次目標を決めてもいます。私がいただいた資料によりますと、今年の4月1日では再任用の方も含めて、251名になる予定です。来年度の4月1日は、254名になる予定ですが、非常に離職者数も少ないので、おそらく近いと思うんですが、現状を報告してください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、先ほど申されました令和5年4月1日現在につきましては、計画上251名ということになっております。本来計画でありますと、令和6年の4月1日に職員が総数で254名になる計画のほうをお出ししておりますが、今現在、令和5年4月1日現在で、正規職員のほうが254名という形で、1年前倒しした形で、今、職員の数につきましては確保のほうをしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

非常にうれしいことじゃないでしょうか。

さて、私の一般質問の際に、政府の自治体職員の定数問題に関する会議の際の参考人の三人の答弁があったと思いますが、職員の数が減らされ過ぎて、どの自治体も職員不足で、職員に過重な仕事がかかっているという発言ばかりでした。そして、参考人の一人は昨今の災害対応などを考えると、少し余裕のある人数が必要だとも、そういう意見もありました。箱田町長もこの前の答弁のときに、職員数は余裕があったがよい、増やしたがよいというような表明もありました。実際、実行されて進んでいるようです。市になると、それなりの質の高い仕事及要求されてくるでしょうし、専門職の職員が必要になります。現在の260名の定数が足りないんじゃないかと思うんですが、定数条例の改正について、その前にちょっと、経営政策課長にちょっと質問しますが、例えば、職員の人件費の問題なんですが、これは本来は自主財源で補え、それが原則なんじゃないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

正規職員の人件費につきましては、自主財源というか一般財源で賄うのが原則でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そんな厳しい状態があるんですけど、安易に定数条例の改正とは言えないと思うんですけども、やっぱり粕屋町の将来に向けた事情として、定数条例の改正が必要な年ぐらいにきてるんじゃないかと思うんですが、町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まさに今、日本全体が新たな展開の岐路に立っていると思います。

具体的に言いますと、DX、GX。そしてまた、粕屋町独自の市制対策という、大きく職員、要するにマンパワーがいる業務が増えつつあります。そういったことで、職員の増員も、私は積極的に行いたいと思いますし、併せて、これは今、職員の研修は行っておりますが、やはり生の研修といいましょうか、例えば、国の総務省とか厚労省とか、国土交通省あたりに派遣をして、数年間の研修を行って、持ち帰

る。当然、人脈もできるわけです。そういったことをやりたいと思っています。これは実際、国のほうの各省庁との方とお話ししても、そういった話も伺います。ですから、こういった人材の余力を、私は確保したいと思っています。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私も職場におるときにいろいろ経験したんですよね。要するに電子計算部門ですね。ああいう部分はもう、年々歳々進歩して行って、なかなか追いついていかない。それで、職場の1人ぐらいいは、2年ぐらいい派遣していただいて、習得してくると。そして、現場に反映させると。というようなことを提案したんですけど、公務員の場合、なかなか実現しないっていう問題があつて、必要であれば、「あなた、やめなさい。」ということになっちゃってしまうんですけども。

やはり、一定のやっぱ知識を持った層、研修制度が必要だと思しますので、どんどん派遣するというわけにいかないでしょうから、そういう研修ができる人は積ませていただいたほうがいいんじゃないかというふうに提案したいと思います。

次に行きます。正規教職員の増員問題についてです。これは一番、ものすごくややこしい問題がいろいろありますので、西村教育長の頭を悩ますことになるかもしれませんが、質問していきます。

これは西日本新聞の5月13日付の新聞です。教員不足、育休増も影響と。これが1面なんですけど、2面にはこういう記事で、教員の残業代改善へというのが載っております。当然、西村教育長はお読みになったというふうに思いますが、教員不足については、この2、3年よく聞く話です。35人学級が実施されて、当然、教育や教員は増やさなくてはならないと思うんですけど、教員定数が増加されない。こうした問題が根底になっているんじゃないかと思います。文科省のほうで定数を増やさないとですね、なかなか。

当日の記事、この記事の下のほうの段に、増える退職者、抜本改革をという記事があります。崇城大学っていうんですかね、熊本の大学だと思いますけど、原北祥悟という助教の先生が指摘していますが、教員の産休と育休、特別支援学級が増える中、国がそれを踏まえた採用計画、予算措置をしておらず、自治体の教育委員会は短期的な対応にとどまっていると指摘しています。そういう記事を頭にちょっと置いていただいて、具体的な質問に入りたいと思います。

現行の制度としては、公立学校の教員の給与には、残業代を出さない代わりに、4%の教職調整額というものが出されているわけですが、実際の現場は、長時間の残業がまかり通っているような状況だそうです。文科省が4月に公表した2022年度

の教員勤務実態調査では、残業時間の上限の月45時間を超える教諭は、小学校では64.5%、中学校は77.1%だそうです。私も職場では残業してたんですが、私の仕事も大変きつい仕事があったんですが、月20時間残業するとやはり疲労がたまりません。30時間以上だと、もう体にかなりこたえました。体力を使う労働と精神労働との差異はあろうかと思いますが、4%の教職調整額が45時間の残業代分だとすると、肉体的にも精神的にも、相当な疲労が蓄積していくんだと思います。長時間労働の常態化が、教員志願者の減少の一因にされるとの指摘があるようで、これは文科省も見ておまして、永岡文科相は、教育、教員不足は憂慮すべき状況。教職の魅力を抜本的に向上させることが喫緊の課題だと強調しています。

それで、教育長に伺いたいのは、文科省が2022年度実施した調査ですけど、これは粕屋町でも当然行われたんですか。そういうことであれば、粕屋町の小中学校の教員の残業がどうなっているのか、報告をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

超過勤務については、3年、4年ほどになりますか、タイムカードを取り入れまして、それで毎月毎月集約しながら、学校校長会あたりでその結果を返して、フィードバックして、それを職員のほうに返してくれということで進めております。

詳細については、次長のほうはきちっとまとめていただいておりますので、次長のほうから回答をさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

先ほど議員が言いました、2022年の文科省の調査については、ちょっとすみません、今回調査を、改めて数字の確認をしてないんですけれども、県のほうの調査がっております。これ市町村立とか全体の学校を網羅しているものではないんですが、県の教職員の働き方改革取組指針というものが平成30年策定をされておまして、これに基づいて、超過勤務の削減の取組がされております。

その中で、県立学校にICカードによる勤務管理のシステムが導入されておまして、それを利用した調査が、実態把握がされておるようでしたので、その数字を、ちょっと確認をさせていただきました。それによりますと、月に45時間以上の勤務をしている教員の割合が26.3%、80時間以上の勤務をしている、割合が3%ということになっております。

一方、粕屋町のほうですけども、先ほど教育長の言われましたタイムカードによ

る勤務管理、ずっとしておりまして、今回、超勤が増えるであろう年度末、今年の12月から今年の3月までの4か月間をちょっと集計をしてみた数字なんですけれども。これによりますと月の45時間以上の勤務をしている職員の割合が10%、80時間以上の割合が0.9%ということで、県に比較しますとかなり低い数字ということになっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

2022年度の文科省が実施した調査は、ちゃんと報告されたでしょ。上のほうにね。その数値を、私、知りたいんです。それで、資料としてお持ちでないならば、これが終わった後に、資料として私にいただけませんか。それはよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

確認しましてお持ちしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは次の質問、小中学校の正規、非正規の実態の問題です。臨時免許の問題もありますので、そのことも質問したいと思います。

最初に、教員不足に関する質問です。3月議会でも同じような質問をしたんですが、西村教育長の答弁を聞いていると、涙ぐましい努力をして教員を集めてあるのが、実感として分かりました。しかし、こうした背景にはどのようなことがあるのでしょうか。

西日本新聞、この新聞なんですけど、これにもちゃんと書いてあったんですね。福岡県内の公立小中学校、福岡市と北九州市を除いて、2021年度に、産休、育休を取得した教員数が670人と過去最多になったそうです。2017年度と比べると、約1.7倍だったことが分かったと。教員の育児環境の整備は進んでいるが、それを臨時教員で補えずに、現場が疲弊し、若手の早期退職につながっていると。こういう記事になっています。専門家の指摘としては、産休、育休の取得は当然の権利、増加を踏まえた抜本的対応が不可避だと指摘しています。教員不足ですよ。本来、採用不足っていうことでしょう。

それでは、どれだけ教員が不足しているのか。文科省が2022年度1月に発表した福岡県の教員不足です。21年度5月時点での数字ですが、公立小学校が69人で、これは全国ワースト2位だと。中学校が59人で最多、つまりワーストワンです。それでこの新聞社の匿名取材班っていうのが、教員数を左右する退職者数と採用者数を調べています。福岡県の教育委員会に公開請求して開示を求めて資料を手に入れたそうですが、2017年から21年度の退職者は、団塊の世代の大量退職で、平均870人が退職したそうです。毎年ですね。これは高水準です。採用数はどうかというと、教員資格に合格した名簿登録者数、これが分かるわけですが、福岡・北九州市を除くと、平均が約900人だそうです。30人ほど採用が多いんですけども、名簿登録者数ですから、必ず教員になるとは限りません。県教委は、産休、育休の増加が教員不足の一因でもあると述べておりますが、他方では、心身の不調による退職者数も年間100人前後あるそうで、もうこれだと、もともと不足なのは当たり前だ、と私は思うんです。

退職者数、採用数、心身の不調者数のこれらの数字合わせでも、先生の不足数は、これ当たり前です。これに小学校での35人学級制度の導入や、特別支援学級の増加が加わるとどうなるんでしょうか。相当な数の先生不足が生じるんじゃないかというふうに思います。福岡県の実態を考え、どう対処していけばいいんでしょうか。福岡県としては、どのような対処措置を考えてあるのか、西村教育長が掴んである範囲内で答弁をお願いしたいと思いますが、答弁、感想でも結構ですよ、答弁でなくても。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

2番目の質問は、粕屋町では、という話だったと思うんですが、県の動向ということで、ちょっとお話をさせていただきます。

まず、最近の新聞の、これも読売だったか、1面に出ておりましたが、教員採用試験1か月早くという見出しで、例年でしたら、4月5月ぐらいに要項配って7月に一次試験が福岡県ありよったんですが、来年度は、文科省が一斉に6月16日に共通日として採用試験をしようかということをご提案してあります。いわゆる、早期に教員確保を目指す、全国的にということは、国がまず、出してあるということが1点。

それから、県のほうとしては、採用試験については現職の教員、他県に行っている先生たちが、福岡県のほうにIターンっていうんですか、Uターンですか。そういったことでできるように出願を9月にしまして試験を11月中旬、そして、合格者

は来年4月から福岡県のほうの教員として採用していただくということで、一般試験の受け直しが必要ないということですね。そういった対応もしていただいているということです。

それから、これ、現実の教員の話でございますが、採用試験に漏れた方で、すぐに教壇に立てる人は、一次試験の合格発表後すぐに採用しますよ、ということも表に出しております。それから2次試験の結果が出るのが大体10月過ぎなんですけど、それでも万が一落ちた場合は、すぐに採用される方はどうぞ教壇に立ってくださいと。もし無理だったら、7月の名簿のほうに講師登録をそこでしていきますよ、ということで、早めに講師の登録をしてあるというのが1点。

それから、講師の確保もすぐできるよということ、例年でしたら、3月の24日、終業式の翌日が大体内示日だったのが、今年は3月の8日に内示をしております。というのは、2週間早めることによって、早めに先生方の定数を発表して、足りない講師の先生を早めに確保するというのが県の方向でございます。それから何と云っても、大学の3年生から受けられるようにして、一般試験と専門試験。そして、そこで通った人は、翌年は小論文と面接で合格を決める、ということで早期にこれを受けられるようになります。もう1つははっきりしてませんが、年に2回ぐらいしようかなという話も一方にあるように聞いております。

それから、インターンシップ制度もありまして、大学2年生3年生を中心として、インターンシップ、これを経験しますと加点要件とするとかですね。また、県内の大学、これは大学の改革にもなるんですが、教職大学院以外でも、中学校の免許とか小学校の免許が取れるようにするという、そういった改革もあっているようにお聞きしております。

それから、教員に採用試験になった人は、早めに動画コンテンツを出しておりますので、それで事前研修をしていただくというようなこともしてあって、早めに慣れていただくというか、辞退者を減らすという取組もされております。

また、働き方改革になるんですけども、一番大きいのは、先ほど給特法の話もされました、教員の超過勤務の調整手当の件ですが、4%。これは大体月に換算しますと、8時間の超過勤務を計算した元になっているというふうに言われております。したがって、今、40時間ぐらいありますので、これを5倍ぐらいにしてということで、20%。しかし、20%の超過勤務をつけるわけいきませんので、今、自民党を中心にして考えてあるのが10%ということで考えてあるようです。

それから、学級担任の手当とか主任手当の改善とか、また、管理職が忙しいので管理職に対して支援をするアドバイザーも、教員確保というか、アドバイザー、これOBの人になりますので、採用しやすいのかなというようなこと。それから、教

育業務支援員とか、たくさんの人の配置も県、国は考えてるんですが、まず人がいない。免許を取っていても、なかなか教壇に立てない人がおります。

これ、4月の粕屋町の広報でございますが、この4月号のいろいろ情報の中に、臨時教員等登録制度、ティーチャーズバンクということで、粕屋町の町民にも免許を持って方、是非登録してくださいという、こういったメッセージも発信しております。なかなか県の小学校の採用試験、1.2倍とか1.3倍って非常に低いんですが、なかなかそれでもやっぱりある一定の点数で切らざるを得ないということもありますので、丸々確保というのは難しいようでございます。ちょっと長くなりましたけど以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

後から質問する内容も、結構話されました。それで質問の中身で、正規、非正規の問題で、講師の問題がちょっと気がかりなんです。講師は教員採用試験の合格を目指して、これに書かれてるんですが、新聞には書いてあるんですが、学校での経験を積みたい人が、主な担い手という記事があります。これだと採用試験に合格しなかった先生の卵は、実際に学校で先生として生徒を教えるということになるんですね。これは、大学の講師、以前の講師は博士号取らなくて教壇に立ってたんですね。それに準じるのかどうか分かりませんが、例えば、医者の場合だと、国家試験の免許を取らないと医者としてできないですね。単位取ったとしても。

そういうことで、これはやっぱ公式には、制度としてこれ認められておるんですかね。それと次に、臨時免許の臨免の問題ですけど、これは教職の単位が取得された先生を対象にしてるんですかね。その辺も含めて、両方一緒をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず、教職員である以上は教職の免許状を持っていること。これは大事です。だから、免許状を持って以上は教壇には立てます。そして、県のほうに講師登録をすれば、その先生は一人で授業ができて、評価も出せると。

しかし、粕屋町で雇う支援員は免許を持っていたとしても、一人で授業というのはちょっとできません。それは、県のほうは採用してないからです。採用というのは正式採用してない、非正規で採用してるということ、ここにちょっと大きな壁がございます。だから、免許状があるということ、いわゆる教員免許があるということは、必要最低条件でございます。

それからもう1点は、臨免ですね。これは分かりやすく言いますと、小学校の先生が足りなかったときに、中学校の免許しか持たない先生。若しくは中学、高校で、理系の先生方は中高で免許取れますので、高校と数学とか理科ですね。それを小学校の免許持ってないけども、一応中学の免許を持っているということで、臨時免許ということで、小学校のほうに配置ができる。そして、担任もできるということ。それから、これは教科制もなるんですけど、例えば、美術の先生がいないと。そうしたら、その技術の先生が美術の臨免を申請して、1年間美術を教える。そして、それを単位として認められるという。

だから、根底条件に何があるかというのと、教員免許状をまず持っているというのは必要最低条件になってくるかと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

大体中身分かりました。3番目は大体もうさっき回答されたんで、とにかく私が言いたかったのは教員不足だから、政府として、教員を増やせということを主張していただきたいというふうに思うんですよ。萩生田政調会長が、自民党の、何ですか、これは、なんか、委員会の委員長、特命委員会というのが自民党にありまして、その委員長か何かやってて。それで大体、さっきおっしゃられた残業代の代わりの教職調整額を10%に増額とか、いろいろ提案をしております。不転の決意で、何としてもやり切るというふうに言ってますので、教育長からの要求を、どんどん出していただきたいということを希望します。

最後の質問に移ります。6分間なんで時間があるかどうか分かりませんが、公共施設及び橋梁の老朽化の安全対策ですが、建物に使用したコンクリートが大体中性化で4、50年でもろくなります。高度経済成長時代に建てたのは、大体4、50年になるんですが、一斉に建てましたんで、川砂が足りずに洗浄した海砂を使用したものも少なくありません。

それで、粕屋町としても、施設とか橋梁で、おそらくこの時代に達したのものもあると思いますので、これは点検作業が行われているんですが、どのような基準で点検作業をしているのか、答弁をお願いしたいと思います。箱田町長お願いします。担当に振ってください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

公共施設の老朽化に関する点検につきましては、今ある施設を長く安全に使い続けるために、各施設の管理者や、各施設の所管課による建物や設備の自主点検を行い、破損等を発見した際は、速やかに修繕を実施しております。

また、施設によって異なりますが、法令に基づく法定点検も定期的に行い、劣化状況の把握や予防保全型の維持管理を行っております。大まかにはただ今申し上げたとおりでございますが、残り時間あんまりございませんが、それぞれ施設等の所管ごとの答弁も必要でしょうか。はい、了解しました。答弁は以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

法令って言うと、4、5年という感覚での実施ですか。大体そうですね。はい分かりました。今後。

2番目です。老朽化対策として工事を必要とする施設とかいう問題ですが、それは何件ほどあるのか、ちょっとお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

粕屋町におきましては、町が所有しております公共施設について、長期的な視点を持って総合的かつ計画的に管理を行っていくため、粕屋町公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定。また、個別施設ごとの具体的対応方針を定める計画として、粕屋町公共施設等個別施設計画を令和元年度に策定しております。それらの計画に基づいて、老朽化対策や長寿命化のための改修工事を、現在行っております。計画に記載しております改修工事等を行う公共施設の今後の数につきましては、本年度改修中の施設も含めて、13施設ございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

粕屋町は、老朽化対策、それから長寿命化対策が、年度をもって、ちゃんと基準どおりやられているので、非常に感心しております。

それでは最後の質問ですが、公園と遊具の問題です。公園の施設の管理が非常に

難しいところがありまして、最近では子どもの声がうるさいので公園を廃止してくださいと要求されて、公園を廃止した、何か自治体もありましたし、それで、どう言ったらいいかな。最近の報道で、築山ですね、小さい山にしきられたロープに子どもが体を挟まれて重症になるとか、それとか、ロープで作られたジャングルジムに手を指を入れて怪我をすとか、そういうのが頻繁に行われております。そういうこともあって、今回質問の項目に入れたんですけども。やはり公園管理の基準もあると思いますけども、調査とか点検はどのような基準でやられておりますか。それが最後の質問です。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

公園施設の老朽化における危険か所につきましては、職員による日常点検のほか町民の皆さんからの通報により把握することもございますが、現地での対応処置や補修に努めております。遊具につきましては、国の都市公園における遊具の安全確保に関する指針というものが出ておりまして、専門業者による定期点検、これを毎年行っております。その中で点検結果に応じて、補修が必要な遊具につきましては、部品交換などの補修を行っております、今公園自体に155基、遊具はございますが、いずれも毎年点検を行っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

子どもはもう、どんなことが起こるか分からない、もう非常に。ブランコのあれが、チェーンでしてるんですね。その穴に突っ込んで指を怪我したり、もう1週間ぐらい停止すとか、そういうのがさらに起こってますので、注意しながら点検をお願いしたいと思います。あと1分ぐらいありますけども、これで私の質問を。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

すみません。先ほどの1番目の点検は4、5年ごとですかというふうにおっしゃいましたけれども、建築基準法に基づきます法定点検、これは建築設備すとか防火設備昇降機等になりますが、これの定期点検は3年ごとでございますので申し上げます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎ 9 番（川口 晃君）

それでは私の質問を終わります。

（9 番 川口 晃君 降壇）

◎ 議長（小池弘基君）

ここで暫時休憩に入ります。

再開時刻を10時45分といたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時45分）

◎ 議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号15番、安藤和寿議員。

（15番 安藤和寿君 登壇）

◎ 15 番（安藤和寿君）

議席番号15番、安藤和寿です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、1問質問させていただきます。物流車両通行における粕屋町1級路線の現状と課題についてでございます。テレビ各局も報道されているとおり、皆さんも御存じ、ちらっと御存じかと思いますので、この質問につきましては関連がございますので、物流の2024問題に関して少し説明したいと思います。

今ではごく当たり前に、どこにいても欲しいものがすぐに手に入る、便利過ぎるとも言える、日本の物流が一転しようとしております。働き方改革関連法によって、トラックドライバーの労働時間に上限が設定されるとの諸問題で、猶予期間の5年が来年の3月で終了いたします。4月1日から、自動車運転業務における運送物流業界に生じる諸問題を、業界では、2024年問題とされております。トラックドライバーの労働時間などの改善のための基準、始業から終業までの時間、休憩時間を含む、改善基準が告知され、現行1か月当たり、293時間以内が284時間に短縮され、8時間以上の休息から11時間を基本とし、9時間下限に改正、単純に月22日間を勤務した場合、乗務した場合ということですが、1日4時間以内の残業時間で、違反すると貨物自動車運送事業法により、警告、車両の停止、事業停止などの行政処分を課されるものです。対策を打たなければ、2025年には全国で28%の荷物が、そして、2030年には35%の荷物が運べなくなると想定されております。

先に、岸田総理も、物流を持続可能なものにするためには、何も対策を講じなけ

れば物流が停滞しかねないと言及。我が国の物流の革新に向け、政府一丸となって緊密に連携し、スピード感を持って対策を講じていく必要があるとしております。なんとかしなければということで、物流の停滞、結果、経済や生活の停滞につながりうるとされた問題で、通販などの宅配輸送荷物も近年増える中、対応策として、大手宅配業者は来年の4月から、首都圏から北海道、九州などへの長距離輸送の専用の航空機を導入し、現在の長距離トラック輸送に関わる問題に対応する、最大積載量は、大型トラック5台から6台分の荷物を輸送できる想定をしております。

また、大手コンビニエンスストアの店舗への配送も、コンビニエンスストアは粕屋町には20店舗ございますけども、1日4回の配達から3回の配達に、また、別のコンビニエンスストアも1日3回の配達から2回に変更するなどの対応策の発表と、1日運ぶことのできる荷物の絶対量が低下をしてみります。利益の減少にもなり、トラックドライバーが更に深刻化されるとされております。通販の配達を主に手がける宅配業者大手2社は、先月より今までの運賃より10%の値上げを実施するなど、来年に向けた対応策が進んでいる状況でございます。

そこで質問をさせていただきます。粕屋町は福岡空港、博多港、福岡インターに隣接する町でございます。物流事業者にとって、輸送車両の基地として利便性が高く、効率がよい物流の拠点のエリアでございます。これは、始業時間から荷下ろし、積込みの時間が短縮できるという利点があるかと思えます。2012年の福岡県トラック協会の、当町に登録ある事業者数は57社です。車両の総台数は1,193台で、10年を経過した昨年、2022年は72社、1,723台と増加の傾向にあります。これは、全部がトラックということでは限らず、営業ナンバーの台数が増えたという数字でございます。

まず初めに、トラックの車庫の部分から質問をしたいと思えます。町は調整区域を活用した物流車両の車庫としての活用状況を把握して、どのように、受け止めておられるか、御質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。調整区域を活用した物流車両の車庫としての活用状況ということなんですが、本町の市街化調整区域は、町の市街地の、市街化区域の北側と南側に概ね分布をいたしております。物流車両の車庫や物流倉庫などの施設につきましては、市街地内の居住地域の生活道路へ過度に、入り込まないよう、車両が通行することを抑制していくことが必要だというふうに考えております。そのため、物流施設につきましては、広域幹線道路網の沿線近くに誘導集約を図るということが必要があると

いうふうを考えております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

調整区域ですけれども、地権者の方におかれても、土地の維持を持続していかなければいけないという観点があると思います。土地の有効活用を図り、税を納めていくことから、片やトラック輸送業者は、輸送車両の車庫、駐車場、粕屋町の雇用の観点などから、粕屋町が条件を満たされている場所として選ばれているものだと思いますけれども、特に気になっているのは、多くの調整区域、南側のほうに、多くの車両が集まってきているのが現状だと思います。

そこで、調整区域、通告書には出してなかったんですけれども、調整区域の農地から、駐車場に転用されると。農業委員会でも2か月に一度あつておるかと思うんですけれども。農地から物流車両の駐車場として、また資材置場として転用される件数、件数があればいいんですけれども、多くなっている状況なのか、お聞かせ願えればと思いますけど。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

はい。町内の市街化調整区域の農地における、駐車場等への転用、農地転用の状況につきましては、農地法第4条及び第5条、それから一時転用、資材置場兼用も含めまして、令和4年度は1.5ヘクタールとなっております。ちなみに令和3年度は0.2ヘクタールですので、年によってばらつきがございます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

はい。数値まで答弁していただきまして、ありがとうございます。

また、次の質問ですけれども、事業者にとっても、地域の方々にとっても、輸送車両を停めておられるところを拝見すると、物流車両の安全運行も含めた、区域内での社屋ですとか、車両のメンテナンス、洗車作業ができることが理想と考えられます。上下水道の引込みを含め、どのような状況なのか、行政から見て何かしら問題点があるのか、御答弁をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。まず物流倉庫における上下水道管の給水申込み状況に関しましては、屋外の散水栓、特に駐車場に水栓を設ける申込みも実際はございます。本管の引込みにつきましては事前に布設状況を確認していただき、給水設備を整えていただくというふうになります。

上下水道課として洗車作業とか、それに上水道を使用することの制限は特には設けておりませんので、特に問題点はないというふうに考えておりますが、実際そういう物流の車庫等でしたら、上水道以外にも独自で井戸水を利用するところもあるんじゃないだろうかというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

ここの部分は、都市計画法だとか農地法だとか、あらゆる法令に抵触をしてないことが前提ということで、上下水道、また水道に関しては引込みができないのかなというふうに思ったんですけども、できるということで、これは特にロードサイド、道路沿いに関しては引込みができるということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。御指摘のとおり、下水道とは異なりまして、調整区域内にかかわらず給水の申込みがあれば受け付ける義務が行政側でございます。ただし、今、御指摘の道路沿いじゃなければ、布設がない場合もございますので、このときは自費での引込みも要することがあるというのが実情でございます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

ありがとうございます。冒頭にも述べましたけども、国も物流の革新に向けて、関係省庁で緊密に連携するという言葉がございます。あと、事業者さんの声もあるんですけども、トラックドライバーの確保にすごく苦勞をされていらっしゃるという現状がございます。それはトラックの駐車場として借りられるんですけども、仮設のトイレであったりとか、社屋の問題、いわゆる職場環境が整っていないというところがございます。

なかなか、もう今の年代になりますと、我々昭和の時代は、トイレについては水洗でなかった時代も経験したんですけども、今の世代の皆さんは、もう水洗トイレ、またウォシュレットが当たり前の時代の中で育ってきております。そういった

中で、仮設のトイレ、下水道がやっぱり欲しいと。そういったところが整備されないと、もう来ていただけないという声がございますけども、上下水道的に下水に関しては、引込みが、先ほど、水道はできるということでございましたけども、下水道はどうなんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。下水道につきましては、上水道と違いまして、調整区域は下水道の事業計画区域外でありますので、下水道に接続することは原則としてできません。排水の方法としましては、地元や関係する官公署と協議をいただきまして、浄化槽を設けるなどの適した方法で、排水を行っていただくことというふうになります。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

やはり浄化槽でないと、水洗化できないというところの部分だと思えますけども、なかなかその浄化槽となると、コストもかかってまいります。いわゆる、そういった職場環境に問題があつて、なかなか担い手がいらっしゃらないというところもありますので、これはやっぱり改善をしていただきたいなというふうに思いますので、是非考えていただきたいなというふうに思います。

次の質問に行きます。近い将来、次は安全のところに入りますけども、近い将来、新しい物流倉庫が建設予定の中、荷下ろし、荷積みで今よりも多くの物流車両が区域内を通行すると予測されます。町の都市計画基本方針から、物流車両の通行制限による生活環境の安全確保は、どのように図られるのか、伺いたいと思います。

これは、ここ3、4年間、コロナの影響で、今までの物流の物の流れが、倉庫を活用した備蓄型に変わろうとしているため、物流倉庫、大型倉庫を建設されるってところがあるかと思えます。そうなりますと、積み荷、荷下ろしで、多くの物流作業も入ってまいります。安全確保についてお尋ねしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。粕屋町都市計画マスタープランでは、将来の都市像として、住宅市街地ゾーン、商業ゾーン、物流・工業ゾーンなどの町域のゾーニングを図っております。その中で、物流・工業ゾーンにおきましては、広域的役割に応えるための産業拠点

などの充実を基本方針に掲げ、福岡インターチェンジ周辺や広域幹線道路網である国道201号線の沿線などへ集約を図るゾーニングというふうになっております。このような、ゾーニングを図ることで、物流工業などの産業系と、人々が生活を送る住宅市街地と住み分けたゾーニングを行うことで、産業系車両が、過度に住宅市街地の中に流入することを抑制する効果も期待できると思います。

新たに進められている物流倉庫群につきましては、福岡インターチェンジ周辺で計画をされております。計画は土地区画整理事業で予定され、区画整理区域内では幹線道路へ直結する、新たな道路整備のほか、既存道路の拡幅等を行いまして、周辺の生活道路への物流系車両が、過剰に入り込まないように施設への運行ルートも計画されているようでございます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

粕屋町の都市計画マスタープランの中にも、第4章で詳しくは載っておりますけれども、その中で、新たな流通業務施設立地の際には、このような協定の締結を促進し、生活道路の安全確保に努めますというところが文書があるんですけども、協定に関してってというのはどのような動きだとか、どのような取組をしていく形なんですか。今現在も協定をされていらっしゃると思うんですけども、内容についてちょっと説明していただければと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

都市計画課長（田代久嗣君）

まず、こちらのマスタープランのほうで上げてます、協定というような内容ですが、今、本町の物流倉庫群、江辻のほうになるんですが、その周辺地区では、集落内の生活道路を通らないなどの協定を結ばれている状況でもございます。今後、新たにそういうような、大型の物流倉庫等になるときは、事業者サイドと協定を、そういうような協定を結べるような、ちょっと協議とかを進めたいとは思っております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

はい。ありがとうございます。また、福岡の今のスタイルなんですけども、結局、関西方面から荷物が到着するとかいう形の分になります。そういった中になると、なかなか受け手側になりますので、いわゆる物流業界が指す荷主さんていうの

は、関西であったりとか、関東方面いらっしゃるわけですね。なかなかそこで協定を図るっていうのは、受け手側ではなかなか話が進められないと思います。そういったトラックの車両も、大阪関西の車両も入ってきますし、関東の車両も入ってくる。全国あらゆるところから車両が別のナンバーが入ってきますので、そこはちょっと受け手のところと、あとは、たちの出荷元との協議が必要となりますので、そこいづれ物流倉庫が建つっていうこと、過密になるっていうところもありますので、対処、対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。粕屋町の路線も、1級路線、13路線ございます。大型車両の通行適正化についてお伺ひしたいと思います。まず初めに、13路線のうち、大型車両が通行できない路線はあるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。1つ、先ほどの御質問の中で言われました、関西からの荷主さんの協定の件なんですけども、開発許可が必要なんです。市街化調整区域で、そういった物流関係のですね。そのときには必ず、事前に開発調整といいますか、事前協議が必要になってまいりますので、その部分で、やっぱり地元との協議を進めていただくというのが大原則だろうというふうに思いますので、そこら辺はちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、1級路線の13路線につきましては、大型車両は問題なく通行できるというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

まず、背景として、道路構造物が高齢化してるっていう点があるかと思えます。老朽化が進行し続けてる中、道路の劣化に大きな影響を与える大型車両を適正に通行してもらうための対策が必要とされております。道路の幅員は、基準を満たしているのか。また、国土交通省で定める値になっているのか、分かりましたら答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

13路線の分につきましては、定期的に道路舗装の路面性状調査を実施しております。その診断結果を下に舗装の打ち替え工事を行っております。大型車等の交通量

や地盤の状況を考慮しながら、道路の舗装構成を決めていくというふうにしております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

計画的っていうことで、例えばその、何年周期だと、ここは今年やったので、次回は何年度に実施するとか、そういった計画っていうのはあるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。この路面性状調査は5年に一度診断をしております。これに加えて、通常パトロールの診断といいますか、職員が道路パトロールを行いながら見る部分もございしますが、基本は5年に一度きちんとした調査を行うということにしております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

次の5番目の質問にも移っているんですけども、まず、町民の方からされると、非常に粕屋町の道路は汚いという声がございます。現に、各13路線のうち、次の質問に入りますけども、次のところでも伺うところでもありますけども、要はもうセンターラインも消えかかっているところ、あと白線ですとか横断歩道とか、そういったところがあるかと思えます。確か、この部分はもう、昨年から、その2年前ぐらいにはしたよね、という形ではあるんですけども、思うんですけども、5年周期となると、5年もつのかもたないのかということもあろうかと思えます。その辺り5年をもつっていう解釈なんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。汚いという御指摘で、大変心苦しく思っておりますけれども、一応、年間の中でも維持工事費を持っております。これにつきましては、区画線、防護柵で道路の舗装等も、この維持工事の中で気になる部分があれば、私どもで気づく部分があれば、毎年度その部分を通じて行っております。ただ、横断歩道につきましては、これは公安、警察の関係になりますので、そこら辺はちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

13路線の部分ですけれども、トラックの車両の幅というのは2.5m、片側1車線道路。両側になると2.5mぎりぎりなんですよね。なかなか特に狭いところ、13路線のうちのところに大型車両、物流車両が入ってくると、幅ぎりぎりのところになりますので、歩行者も歩けない状態の場面があるかと思えます。そういったところで、粕屋町の中でもグリーンベルトがなされてますけれども、1級路線の13路線の中には、グリーンベルトがちょっと見当たらないんですけれども、グリーンベルトっていうのは、施工することはできるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。具体的にちょっと、1級路線の中でグリーンベルトの状況分かりませんが、私どもとしてもグリーンベルトは、施工、今歩道の安全対策の中で施工するようにはしていておりますので、随時その部分、もし、気になる部分があれば、御指摘いただければその部分で舗装等を実施したいというふうに考えます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

それでは次の質問に移りたいと思います。現状の1級路線の脇田～宮の前線の現状について、お伝えいたします。脇田～宮の前線については、東からいうと、酒殿交差点から扇橋東信号機までの西方向、約2.6kmの道路、途中甲仲原信号、中通の信号、乙仲原の信号、これ高橋のこの信号機ですけれども、最終の扇橋東信号へと続く道です。路線バスもこの路線を經由して、県道607号線に抜けていますが、大型トラックがこの路線に進入してきた場合、途中の信号から主要地方道東環状線への抜け道はないものと思われま。要は左折ができないということだろうと思えます。特に大型ドライバーを運転する乗務員にも聞きましたけれども、途中曲がれる可能性がある中通の信号ですけれども、そこ、粕屋中学校に行く道ですけれども、曲がることはなかなか出来ないというところがございます。全部の車両が扇橋の東の信号へ向けて、入ってまいる状態でございます。これは、朝夕を問わず、深夜、早朝よりトラックの車列が並ぶ。そうなりますと、沿線沿いにお住まいになられてる方は、地響きがするすとか、騒音の御意見もいただいているところです。この状況について、町としては把握はされていらっしゃるでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

その状況というのは、騒音とかの苦情が入ってるかということですか。私自身ではまだ、そのような声はお聞きはしていません。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

この路線については、非常に、乙仲原東区公民館から扇橋の東の信号まで、非常に狭くなる場所があります。先ほど言ったように、要はトラックの車両が2.5mありますので、もう歩道はもう側溝しかないんですね。側溝の部分は約50cmです。そこに通行、要は朝の通学路にもなっておりますので、多分、自分だったらもう接触すると思います。側溝を歩いていけば、トラックと。そういった状況の場所であるので、ここに非常に危険だなあというところであるんですけども、その辺りどうでしょうか。もう広げられないのか、何か安全対策が打てないのか。先ほど言ったグリーンベルトであったりだとか、そういったところの御意見も聞かれますけれども、対応は出来ないんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。御質問の部分については、幅員も限られておりますのでなかなか難しい部分もございますが、今年、脇田～宮の前線につきましては、舗装状況が悪いこともございます。令和5年度6年度に、延長540mで一応舗装の打ち替え工事を予定しております。それと、高橋の入り口付近は、歩道の新設と先ほど言われましたグリーンベルトの敷設も、今年度実施することで今進めておりますので、できる部分からはそういった安全対策、も道路環境整備課のほうで、実施していきたいというふうを考えております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

それでは次の質問に移りたいと思います。いずれ、福岡東環状線が将来開通をいたします。大型車両通行誘導区間としての接続する大型車両が安全に通行できる、また、ドライバーさんにとっても非常に、あそこの路線を通過するのは非常に危ないと。やっぱ怖いなという御意見もございます。安全に通行できる、須恵川横断道

路の新設ですとか、また、既存の道路の拡幅、歩行者の安全面からも必要と考えられますけれども、町の考えはいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。須恵川を横断するとなりますとかなりの部分ありますけれども、先ほどの中通から粕屋中学校に抜ける部分ということで御理解してよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

場所については限られると思いますけども、多分に今の状況を鑑みますと、途中で、要は東環状線が開通しても、扇橋東の信号からぐるっと回り込まなきゃいけないんですよ。はい、鋭角な形の部分で。そうなるとうちでも途中の大型車両が通行できる道筋が必要と考えられるんですけども、なかなかやっぱ県との予算的な部分もあろうかと思えます。そこに住んでおられる住民の方にとっては非常に今が危険じゃないか、危ないよねという声も聞かれますので、そこは大型車両を緩和させる道路が、道が必要じゃないかと思うんですよ。その辺りの考えですけども、何かしら計画だとか、県からの、要は町のマスタープランの中にはありませんけども、そういったお考えはないのかなというふうな形で、質問させていただいたところですけど。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。あ、はい、吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

須恵川を横断する橋になりますよね。それにつながるところっていうのは、県からの、東環状線からの分岐ということで、道路拡幅っていうのはやっぱり単独で考えていかななくてはならないと思います。場所的に考えれば今現在、橋がかかっている高橋とか、河原橋、有崎橋とかそういうふうになりますよね。

それで、拡幅というふうになれば、大型車両ということじゃなくて、生活、通行多いところがございますので、新設はちょっと無理だと思うんで、既存のところを改修するような形になってくると思います。それでも場所的には限られてくると思うんで、そういうことは検討していきたいというふうには思いますけど、今の東環状線から高橋とか、河原橋のほうは、両側が田んぼというような形になってるんで、そこら辺の開発化とかも、今、話出てきてますので、そういうことに含めて、絡めてやっていくということならできると思うんですけど、現在、家が張りついて

るところですね。例えば、河原橋っていえば西村歯科とかの交差、T字のところですよ。あそこになれば、家の買収とかそういうふうなことも考えていかなくちゃならないと思いますので、予算的には非常に難しいところではございます。だからそういうことも考えて、ちょっと検討をしていきたいというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

先ほどから申したとおり、一番言えることは、粕屋町が非常に利便性が高い。トラック業者にとっても、ハンドル時間が短縮されるというエリアなわけなんです。そういった中で、国のほうも物流が非常に重要だということもありますので、そういったところからやっぱ、整備だとかしていかないと、なかなか最終的に荷物が運べないであったりとか、そういったところにかかってくるんだろうと思います。それも含めて、お願いしたいと思います。

次に、最後の質問ですけども、まず、物流の町として置かれた現状の課題がいろいろ見えてまいりました。さすがにやはり、町の予算では非常に副町長も、初めて答弁していただいたんですけども、自分の一般質問では、はい。なかなか予算的なものもあるかと思います。物流のまちとして、やっぱ国に県に対して、やっぱお願いをしていかないと、なかなか粕屋町の中の道路も含めて、環境は悪くなる一方だと思うんですよ。

トラック事業者の方もやっぱり利便性が高い、ハンドル時間が短縮できる、じゃあどこにトラックを止めようかとなると、やっぱり粕屋町。福岡インターも近い、箱崎ふ頭も近いというそういった状況だと思います。なかなかそこを、やっぱ国・県のほうにやっぱり進言していかないと、道路の予算だとか、道路整備の予算だとか、出来ないと思いますのでその辺りどうでしょうか、町長。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

はい。粕屋町が、この福岡都市圏の中で位置的なものとして、非常にすばらしい位置にございます。ただ、その中で、これも県全体言えるんですが、道路網の整備がやっぱり遅れていると。車両、特に大型車両の増加に伴う、道路網の整備が遅れているというのが現実的にあります。

特に粕屋町につきましては、南北に通行する幹線ですね。それが、つい先日、筑紫野古賀線が門松交差点の橋梁化によりまして、見事に完成して、門松地区を中心に、交通の流れが非常にスムーズになっております。大型車両もそちらのほうをど

んどん通るような状況でございます。あと、残されたのは東環状線、外環とも言いますけども。これが扇橋で止まっている部分を、とにかく北のほうに進めて、香椎のほうにつなぐということが、今の粕屋町における幹線道路の整備として、第1目標でございます。これはつい先日も、県の幹部と懇談したんですが、非常にそこは理解をしてありますし、県としても、次の県の大きな事業としては東環状線の完成ということになります。

そういったことを、常々県とも協議し、国のほうにも、これは道路局のほうにもお伝えはしております。外環の早期完成については、粕屋町のこれから先の交通アクセス、また、物流のまちというのは、私はあんまり言いたくないんですが、実際、現実問題その物流地区が多いということで、これは、道路網の整備は、積極的に行ってまいりたいと思います。

併せて、先ほどやりました生活空間への流入を防ぐ。まさに、脇田～宮の前線は扇橋のところに大型車両が集中してしまうと。これを早期に解決するには、私は、現実的にその問題は分かっておりますので、東環状線に抜けるような道路の整備は行いたいと思います。まさに今、粕屋中学校の前の仲原地区の開発ということで、地元のほうも、つい先日、協議会も発足されました。その道路網の整備につきましても一緒に、併せて考えてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

はい。ありがとうございます。よく町長も物流のまちということも聞かされておりましたんで、粕屋町、やはり物流のまちなのかなど。やはりそこで多くの運送業者、あと倉庫業の方もいらっしゃいます。そういった中で人口も多い町で、雇用も確保できるんじゃないかということで、どんどん、事業者さんも入ってこられてる状況だと思います。

最後に、物流のまちっていうわけじゃないんですけども、粕屋町と似たようなところで、京都府の久御山町の取組をちょっと紹介して終わりにしたいと思います。久御山町では、多くの物流施設、要は関西地区から九州方面であったり、関東方面のほうに輸送を行っている施設が多く点在する町でございます。粕屋町と土地の面積もあまり変わらないところであるんですけども、その中で、久御山町が実施しているところは、通学路の交通安全の先ほど、通学路のことも話を質問しましたので、通学路交通安全プログラム対策一覧表っていうのを作って、各地区で担当者を決めた形の部分で、町の中の道路については約60か所あるそうでございます。

そこで、例えばその中に、学校の先生ですとかが協議会の中に入って、ここの道

路はここが危険だとか、そういった動き、意見を集約して、いつ対策をするのかというプログラム化をしているところもございます。粕屋町もそういった中で、そういった道路が汚いですとか危険ですとかそういった声が多く上がってくるところでもありますので、学校のほうと連携した形の部分で、安全対策も実行していったほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

(15番 安藤和寿君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これにて、予定いたしておりました本日の一般質問を終結いたします。

明日7日水曜日には、5名の一般質問を実施いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時27分)

令和5年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年6月7日（水）

令和5年第2回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和5年6月7日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

7番	議席番号	11番	福永善之	議員
8番	議席番号	14番	山脇秀隆	議員
9番	議席番号	12番	久我純治	議員
10番	議席番号	13番	本田芳枝	議員
11番	議席番号	3番	杉野公彦	議員

2. 出席議員（15名）

1番	古家昌和	10番	田川正治
2番	田代 勘	11番	福永善之
3番	杉野公彦	12番	久我純治
5番	末若憲治	13番	本田芳枝
6番	井上正宏	14番	山脇秀隆
7番	案浦兼敏	15番	安藤和寿
8番	鞭馬直澄	16番	小池弘基
9番	川口 晃		

3. 欠席議員（1名）

4番 宮崎 広子

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川 真美 議会事務局係長 松永 泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（14名）

町 長	箱田 彰	副町長	吉武 信一
教育長	西村 久朝	総務部長	古賀 博文
住民福祉部長	神近 秀敏	都市政策部長	新宅 信久

教育委員会事務局次長	堺 哲 弘	総務課長	豊 福 健 司
協働のまちづくり課長	高 榎 元	総合窓口課長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	社会教育課長	白 井 賢太郎

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日は一般質問の最終日となり、5名の方を予定しております。

また、本日は気温も高めでありますので、上着を取られる方は取っていただいて結構です。

本日、4番、宮崎広子議員から欠席届が提出されております。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告書の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく、的確に、かつ簡潔にされますことを、議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告書順に質問を許します。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番（福永善之君）

はい。議席番号11番、福永善之です。通告書に従い、一般質問を始めます。

今議会は、2問質問をまとめております。まず1問目からいきますね。

では、学校PTAについてということで質問をしていきます。1つ目、令和4年3月の定例会の一般質問において、PTAの入会意思確認に関する質問に対し、教育委員会から、令和5年4月から、そのような方向で進めていくとの答弁でありました。進捗状況をお答えください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。今年度の4月の30日の日曜日ですが、学習参観がございまして職員のほうが各学校も回っております。各学校のほうで、PTA総会を開かれまして、今後のPTAの在り方、入会の仕方等の説明を行ったというふうに聞いております。

具体的には、全児童の保護者を対象に、加入の同意書ですとか、加入非加入の確認書といったような書類をお配りしまして、意思確認を行ってあるようでござい

す。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

書面で意思確認をされたということで、了解してよろしいですね。はい、ありがとうございます。

続きまして、これ名古屋市の、つい最近マスコミでも報道されましたが、ある小中学校がPTAから多額の寄附を受けていたという報道がっております。小中学校を管轄する名古屋市の教育委員会は、寄附を把握してなかったということで、問題が公になったこともあるんでしょう、実態調査に乗り出すということのようです。粕屋町の実態をお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。PTAからいただいております寄附につきましては、学校に対して寄附をしたいということで、PTAからお申出がありまして、御寄附をいただいております。お申出いただきました際に、必要な物品を教えてくださいということで言われた場合には、学校のほうで希望品を上げまして、検討してお伝えをしているというようなことでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

寄附に関しては、PTAと学校のほうで寄附に関する、取り交わし書みたいなのは結んでおられるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

特にそういったものがあるようには聞いておりません。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい。では、まず寄附を例えば受けました。その寄附というのが、資産価値がどこになるのかっていうところは、どのように考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

議員がおっしゃってるこの名古屋市の話は、これ、名古屋市の内部規程の中に、PTAからの寄附を受ける際、学校側は市教委に報告するというこの定めがある、これについて新聞報道があったわけですので、寄附自体にどうこうということじゃなくて、報告の義務があるにもかかわらずしてなかったということが、僕はこれニュースになったんだらうというふうに捉えております。

現実問題、学校側に、PTAのほうは保護者から集めたお金を子どものために、こういったものをちょっと準備しましょうか、とかいうことの相談は毎回あっております。そのことは必ず、PTA総会の際に保護者の方にこういうふうに使いましたよ、ということの報告があって、そしてそれが総会という形で認められてきてるわけですから、私は問題はないかと思えます。

もう1つは、このことをあまり私たちは介入できません。社会教育団体、いわゆる自主団体ですので、これは会費を払ってある親の方と学校との、これは協議で決めてることですので、幾ら学校を私たちが管轄してるといっても、それは、もらうことはあいならんぞとか、そういった指導はできないということを御理解いただきたいなというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

寄附を受けましたということですね。寄附を受けて、その寄附されたものっていうのが、処分するとき、これはどのような感じで、誰が権限を持って責任を持って処分していくのかっていうところは、PTAと学校のほうではちゃんと確認はできるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

そのことは分かりませんし、今後、調べてくれと言われてもどこまで学校が答えてくるか分かりませんので、ちょっとその答えについては控えさせていただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

組織の運営の在り方として、それが、前はよかったという感じかもしれませんが、今現在、そのような寄附を受けました、資産価値が誰にあるのかっていうところは、曖昧で、処分していくのに誰が責任を持つのかってところが、全く触れられてないというところは、不備があるのではないのでしょうか。そういうところは、学校とPTAのほうでそういう取決めをすることが必要ではないのでしょうか。いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私、答えるあれはないと今言いましたけど、学校は、その辺は例えば、PTAからこれ何年度PTAからいただいたという、贈PTA、例えば、令和何年度とかいうような形でシールを張るとか、そういったことはされてるかと思います。いわゆる学校備品とPTAからいただいたものの寄贈については、区別はしてあるかと思います。

また、もう1つは、これは私も現場におったときそうだったんですが、PTAからもらった品物だけど古いので、これちょっともう処分しますよ、ということで、その当時のPTA会長たちに相談するわけにはいきませんので、現役のPTAの方に、これ処分させてくださいね、ということでそういった話はしたことがありますので、私はその都度その都度、これ、確実にやられてるだろうというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

先ほど申しましたように、その都度の取決めということではなくて、ちゃんと明文化して、学校とPTAの寄附に関する在り方、その中に処分も含めて、そういうところを明文化する必要はないんですかということです。

西村教育長が当時、学校におられたということで、それは当時のことでしょう。ただ、今現在も西村教育長の考えのもとに、同じような手続ですということ、透明性の観点からそれが良いのかってところがあると思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私の、この考えを学校のほうには、私は指導一切しておりませんので、私が今こう思ってることがいまだに6校の小中学校であつてるといふふうには思っておりま

せん。それぞれの学校が何らかの形でされてるかもしれないけども、私としては、その把握は今んとこしておりませんし、今、議員がおっしゃってることを何らかの形で議事録も残りますので、PTAの方がこのことを知られば、取り入れていただく分は、私はやぶさかではないかなというふうに思っておりますので、特にこれをそう、今、言われたように、取り交わす必要があるんじゃないかと言ってしまうと、これは私ども指導になってしまいますのでですね。その辺のところはちょっと控えさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、誤解がないように言っておきますが、私がこう思ってるから、今の校長たちにもそういう指導をしているというのは、これは、私は言えないということを先ほどから言ってますように、指導できませんので、そういうふうと同じ色で見られないようお願いをしたいなと思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

処分に関する取決めがないということは、その物が、例えば、ある備品を買いました。ただ、その備品について、やはり、備品というのは年々アップデートしていきますよね。例えば、パソコンとか電子機器とか。そういう取決めがないと、明文化されていないと、そのものが、ずっと永遠に残って、使われない状態で残っていくと。当時の、例えば、時の校長先生、学校の最高権力者ですね。その方も、数年すれば転勤されますので、そういうややこしいことには触れたくないという感情が出てくると思うんですよ。

だから、こういうものに関しましては、もう問題があるというふうに認識できますので、私が言ってるのは、学校とPTAのほうでそういう取り交わし書なり、作りませんかというところです。いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

お話をしてくれということであれば、それはすることはやぶさかではございませんので、話はしてみたいなというふうには思っております。最高権力者という言葉はちょっとどうかと思いましたが。どういうものを備品として、今、議員が想像してお話しされてるか分かりませんが、例えば、パソコンとかいうのはPTAの業務で使うパソコンなので、学校側にパソコンの寄附というのはございません。学校側に大体貰おうとすれば、せいぜいここ3年間であれば消毒液とか、そういったものであったしですね。場合によっては、議員も御存じのように、ある中学校では、

おやじの会というのがございましたので、草刈りをしていただくときの草刈りの刃とか、そういったものを買っていただくとかがございました。

そういったものを、やっぱ見える形なので、これは古いからもう処分しようねということ、僕はやっぱり一人の責任で処分をしてあるというふうには思っておりませんので、今、おっしゃるように取り交わしていか、寄贈の台帳を作るとかそういったことを、今、おっしゃってるのかなと思いますが、そういったことをちょっとお話する分は構わないと思いますけど、それをしてみませんかになりますと指導になりますので、その辺のところは先ほどから言いますように、やはり、こういったものは自治組織でございますので、そこら辺は御理解をお願いしたいなと思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい。寄附は分かりました。この備品に関して先ほど教育次長のほうから、備品に関しましては、学校のほうにPTAから何か必要なやつはありませんか、っていうところでまとまってたと思うんですけど、備品に関しましては学校のほうにPTAから、PTAが購入したという実績は確認されておるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

備品というものがそもそも余り多くなくて、寄附品としてどういうものがあるか、寄附品といいますか、PTAが購入されたものですね。というものがどういうものがあるかというようなことは、ちょっと調査をさせていただいております。

もう多くが先ほど教育長のほうからもありましたように、消毒用のアルコールですとか、石けん、あと熱中症対策のお茶とか水とか、そういったようなものを、消耗していくもの。あと多かったのは卒業記念品、とか卒業式の証書のホルダーとか、実質、学校への寄附品というよりは、PTAから子どもへの寄贈品といったようなものがほとんどでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

その調査された中には、通常は、行政が購入するべきものという物品はなかったということによろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

例えば、消毒用アルコールでも、もちろん役場の中でも役場の予算で買っておるものというのはたくさんあります。また、無い時期、寄附をいただいたものもたくさんございます。どこまでが、公共の予算で買うべきものかという区分けは、なかなかちょっと難しい部分もございますけれども、基本的には子どもに寄贈されるものですとか、PTAが使われるというものというものが多ございました。これはもう間違いなく公共で買わないとおかしいんじゃないか、っていうようなものは見当たらないような状況でございました。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今年の4月から、PTAが、先ほど答弁では、入会に関しましては、強制加入ではなくて、本人の意思による加入というふうになりましたよね。今、そういう任意の団体というのが、今PTAの位置づけというふうに、粕屋町でなったと思うんですよ。その中で、PTAが学校に対して、備品を購入しますと。その中で、今、教育次長が答弁されました中で、いやこれはいいだろうとか、いやこれは駄目だろうとか、それは、今、当事者が見た感覚で言われてると思うんですよ。

だから、やはりそういうところも、ちゃんと明確にするべきではないか、というふうに私は思いますが、いかがでしょうか。そういうところをしないと、当事者のその時の感覚で、いやこれはいい、いやこれはいけないっていうふうになっていると思うんですよ。いかがでしょうかね。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

PTAのお金の使い道を、1回1回PTAがこういったことを学校に寄附したいので皆さんいいですか、ということをお皆さんに、問うかということですよ。やはり、本会役員の方っていうのはPTAを代表する方々ですので、その方々で話し合った結果、学校のほうにこれを寄附したら、学校助かるだろうな、子どもたちも喜ぶだろうな、ということでしてあるわけですから、私は一部の人っていうか、特定の人だけで決めているというふうには私は思いませんしですね。

また、このことは必ず総会のときに、こういうふうに使いましたという決算報告をされて、承認を得てるわけですから、私は今議員がおっしゃるように、そういったことを一つ一つやれって言ったなら、とてもじゃないけど学校は、常に保護者のほ

うに集めるだけじゃなくて、例えば、書類で決裁をとるとかっていうことをしないといけなくなるという、何のための組織か、何のための会長がおって副会長がおってということになってるか、やはり、私そういうふうに考えたときに、ある程度任せられる部分はあっていいんじゃないかなというふうに思います。

私は、次長はこうやって調査していただいたので、今こうやって答えられてるんですが、実際どういったものを買ったかというのは、私自身がやっぱ把握するというのは、少し問題があるのかなということがあります。ただ、学校から相談を受ければ、それは当然答える。答えることはできますけど、こちらからそれを全部出せ、PTAが幾らお金を集めてるから出せ出せという指導は、私はしておりません。そこは学校と保護者との合意のもとで、私されているものをよかったら教えてくれないかということで、調べてる内容でしか言ってませんから、それ以上のことを聞かれても、ちょっと私のほうでは答えにくい部分がございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

それでは、粕屋町教育委員会としては、学校とPTAに関する備品のやりとりに関しては、関知しませんという認識でよろしいですね。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

するしないではなくて、私は、これは学校のほうからされてるのを必要に応じて教えてもらう部分はあります、というところで、答弁を控えさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

その中で、実質的には行政が購入すべき備品であっても、教育委員会としては、関知しないということによろしいですね。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

どこまでかと線引きが難しいということで、先ほどもちょっと、私のほうが申し上げたんですけれども、明らかにこれはおかしいだろうというものがあれば、おそらく学校の先生が相談をしてこられると思います。相談があれば当然、これはこう

いうふうに考えていいと思いますよということで、お答えはいたしますし、それ以外も大丈夫だろうと、学校のほうで判断された、あるいは、PTAの会長さんたちのほうで判断をされたものについては、こちらから何かありますかっていう形で調べたり、指導したりということとはできないということで御理解をいただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

こういう質問というのは、飛んでくるということです。だから、それに対して、そういう曖昧なことが、曖昧な答弁になってるということは、曖昧な答弁をなくすため、質問をなくすためには簡単なことです。明文化することです。こういうことについてはいいよ、ただこういうことにすれば駄目よっていうふうに明文化すれば、先ほど、私、申しましたように、当時の当事者によって選別されるような、これはいい、これはいけないとされるようなことがなくなるということ言ってるんです。何回も同じこと言ってるでしょ。答弁も、同じような感じで返されてるでしょ。これが延々と続くことを避けるためには、簡単なことです。明文化しましょうということです。はい。

では、次3問目ですね。PTAの会計で、繰越しが100万円を超える学校もあると聞きます。教育委員会の考えをお聞かせください。これは、以前、私の一般質問でも質問していますが、再度お聞きします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。令和2年度からも御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染症拡大ということが起こりまして、そういった観点から、様々な事業が行えずに繰越金が増えているというようなことは聞いております。そのため、翌年の徴収金を減らしたりですとか、あるいは、もう先ほど申しましたように、コロナ関係の防止策となるような備品といいますか消耗品ですね。そういったものを学校に寄贈していただいたりというようなことがあっているというふうに聞いております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

ちょっと3番目は関連しますので、次4番目行きます。小中学校連絡協議会の事業の1つに、毎年恒例かな、慣例として講師を呼び、6校合同講演会があるようで

す。保護者の中には強制的な参加を求められると聞いております。教育委員会の考えをお答えください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

6校合同講演会の参加につきましては、PTA 役員や会員の方の間で行うこととなりますので、強制的になっているかどうかということは、確認はできていないような状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

この協議会には、社会教育課がつけてる補助金が、6万円、60万円ですかね、一校当たり10万円ですね。60万円発生しておりますが、補助金を入れてるということで、自分たちが、その補助金を入れた側が、その組織の運営に対して、分からないという答弁があり得るのでしょうか。お答えください。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

分からないといいますか、確実性はないですけれども、私の耳に入るところでは強制的、強制的というのが、どういうことをもって強制ということになるかは、ちょっと判断が違うかもしれませんけれど、強制的ではないということを伺っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

例えば、割当てっていうのがありますね、割当て。各学校から何名参加してくださいという割当てありますよね。その割当てに届くための人集めというのは、どのような感じで、社会教育課としては見ておられるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

はい。先ほど言われました60万の補助はしておりますけれど、以前もお話したかもしれませんが、社会教育課が社会教育関係団体に干渉することはできませんので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

自分たちが出した税金に関して、やはり、税金がちゃんと、PDCAですよ、要はPDCA。計画から、プランからですね。それから実行して、最後に評価していくっていうやつですね。そういうのをやっていかないことには、この税金、補助金が延々と続いていくという感じになります。今の時代、講演会っていうのは、ある講師を呼んでされてます、毎年ですね。内容はPTAの方がそういうテーマを決めて、その講師に依頼という流れでしょう。

ただ、今現在、各保護者だけでなく、いろいろな人たちは、自分が必要な情報、自分がためになる情報は、自分で、例えばネットとかで、いろいろな人の講演、お話がとれる時代です。それを強制ではないと言われましたけど、自主的に参加される人は問題ありません。ただ、穴埋め的に、学校単位でこれだけの人数は確保してくださいよ。あなたはPTA活動で何も役職、役員、お手伝いしてませんよね。では、あなたはこの6校合同会に出てくださいっていう、そういうやり方が、今、まかり通ってる。そういうことが通常いいのかっていうところは私は問うとるんです。いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

議員、今、最後おっしゃったように、何もしてないからあなたはこれに出るんだっていう、私、そういった話は粕屋町では聞いたことがございません。また、この6校合同に関しては、やっぱり意義づけがございまして、各学校のPTA、これ単Pといいますが、粕屋町に子どもたちがいる6校のPTAも一堂に会して、一緒に学んでいきましょうということで、町Pという組織がございまして。そこに、60万円という補助金を社会教育課から入れて、これは10万円ずつ配るお金ではございません。町Pが使うお金になっております。

その一番大きな行事として、この6校合同があるんですけど、例えば、この6校合同をそれぞれ6校とも、こういう講師でこういう話しますから、皆さん参加しませんかって、一斉に、ばーっとチラシをまいた時に、例えば、550のサンレイクに入りきる数で収まるのかとか、そういったことがございまして、今、説明がありましたように、やはり割当て、いわゆる動員をかけて、それぞれの各単Pで何人ずつぐらい来てもらおうや、ということではあります。

そのことが、例えば、学級委員長であれば、各学級にそれを配って何人ぐらい来

るかを事前に把握するという、そういった調査もかけていただいているはずで。それは私も現役の時、そうでしたので。そのことで、例えば、少ないから何人来てよというその強制が、されてるかどうか分かりませんが、私は、ある程度その人数を確定しないから言うて、強制的にその枠いっぱいまで集めるっていう、強制的な指導をされたとは聞いたことございません。

時々、私もこれ、見に行くんですけど、やはり少し空いてはおります。席がですね。だから、強制は、私されてないのかなというふうに思いますので、今、議員がおっしゃったように、あなたは何もしてないからこれぐらい出なさいよというような、何か粕屋町からそういった声が、議員の耳に届いておるのであれば、この場でも結構ですが、教えていただきたいなというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい。届いておるからここで話してるわけでありまして、要は粕屋町教育委員会が補助金をつけてますよね。補助金をつけているのであれば、事業内容に関しましては、今の時代、先ほど、私、申しましたようにいろいろな情報っていうのは、自分のために、自分が聞きたいという情報に関しましては、今は自分で選択もできるという時代なんですよ。それを、PTAがこういう人を選んで、この人の話を聞きましょうという時代が、果たして、これがいつまで続くんですかというところも、出てくると思うんですよね。

だから、私が言いたいのは、補助金をつけるのであれば、今、主な事業というのを今ちょっと私、プリントアウトして持ってるんですけど、ホームページですね。事業も見直す必要あるんじゃないですかというところですよ。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

PTAに関しては、私、このように聞いております。まず今年は、入会の申込みをきちっと見える形でやるということからスタートしました。今後は、この組織の在り方、若しくは会費の金額の持ち方、それから町からいただいているこの町Pの補助金の使い方等については、ここしばらく数年かけて、私は見直しをされるものというふうに思っております。すべて4月、実は5月からスタートしてるんですね。4月の総会までが、昨年度の全員参加を前提としたPTA組織でございましたので、この総会から、例えば、ボランティア制に変えるとか、会費を少し安くしたとかということで、改めて入会の希望をとられてるわけですから、新しい形のPTAが、今年

発足したばかりになっております。それを受けて、この活動は要るよねとか、この活動は減らしていいよね。町Pのこの活動を、もうちょっとこげんしたらいいよね、とかいう意見が、私は、今後出ていくだろうと思います。

本来PTAというのは、同じ子を持つ親同士の、やはり学びの場ということも大きな目的の1つでございますので、そういった研修が、自分がとりたい研修は個人でとれるでしょう、という考えのほうが、やっぱりちょっと狭い考えを、私は感じます。やはり、共通した子どもたちを持っているという、その親の立場、この人たちが同時に学習をする、そして学校に対してこういったことをやってくれんか、という意見交換ができる。そのためには、私はPTAが必要だというふうに思っているのですが、今後も、PTAの在り方については、情報収集は可能な限りはしますけど、ちょっとこちらから強制的に言うことは、ちょっとできないということも先ほどから申してるとおりです。ただ、これですべて今後ピシッとこの形でいくんじゃなくて、毎年毎年見直されていくということ、まず、御理解いただきたいというふうに思います。また、そうされてるようにも報告は受けております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

もういいじゃないですか。私が言ってるのは、今年度から、今年度というか4月から任意団体になりましたね、ちゃんとしたですね。入会意思をちゃんと確認してと。その中で例えば、仮に入会されない方が今までのPTAのそういう各行事に対して、やはり御不満があった方等は、入会されないと思うんですよ。ただ、やはりその方たちの意見というのは、やっぱりそういう感じで、意思表示されてるということであるので、今、西村教育長言われましたけど、例えば、1つの6校合同講演会、これは意義があるんだと言われましたけど、意義があると思われる方もいらっしゃる。ただ、それをないと思われる方もいらっしゃる。そこは、だから強制ではなくて、その人たちの自由意思で、今後は、私は参加できるような体制に作りましょうということ。強制ではないということです。

では、続きまして、これもPTA行事、連絡協議会の事業の1つであります、九州ブロックPTA研究大会というのがあるようです。全国のPTAの中には、学校単体、いわゆる単Pですね。単Pで特色を出すべく、先ほど教育長言われましたように、今の既存にあるPTAを廃止して、例えば、ボランティア制に移行したりとか、その行事ごとに手伝ってくれる人を参加者を募って運営をしていくとか、そういうことをやられているPTAも、全国には少しずつ出てきたというふうに聞いておりま

す。

先月ですか、東京都のある PTA が上部団体への加入を取りやめるところも出てきたようです。これは、まだ少ないんですけど、そういうところが出てきたというふうにあります。教育委員会の考えをお聞きしたい。いや、これは今、教育委員会としても、単 P と粕屋町の連絡協議会というのをされてますね。単 P がその上部団体のほうに、福岡県とか、福岡県より上の団体に入会してるという事実はあるんですよ。そういうところに関しまして、教育委員会の考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。研究大会につきましては、九州ブロックの PTA 協議会のほうで実施をされて、そちらのいわゆる上部団体といえますか、そちらに加入がどうなのかという御質問なのかなというふうに思います。町の PTA の連絡協議会のほうで話し合っ、その加入については決められているというふうに聞いております。

先ほど申し上げましたように、PTA は任意団体でございます。自主団体でございますので、教育委員会としましては、団体内で話し合われて、その意思が尊重して決められているということであれば、それでいいのではないだろうか、というふうに考えております。今後、加入を継続されるのか、やめられるという判断をすることか、というのは、PTA さんのほうで判断をされていくことかな、というふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい。では最後、PTA 会費の徴収方法というのを、私は何となく知ってはいるんですけど、お聞きします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

会費の徴収につきましては、加入をされました御家庭のほうに納入袋を、封筒のようなものをお配りをしまして、集めておるということでございます。年に何回かに分けて集めているというふうに聞いております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

納入袋っていうのは、これは学校の経費ですね。学校が必要とする経費も含まれて、その中の一部としてPTA会費も徴収という感じで納入袋が配られると思います。学校とPTAというのが、まず、同じ組織なのかっていうところが、出てくると思うんですよ。別団体、別組織であるにもかかわらず、同じ袋の中にまとめて、現金を入れるという行為が、果たして正常なのかどうか。見解をお聞きます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

いわゆる校納金と言われるものと一緒に集められているということだと思いますけども、どちらかという保護者の方が、袋を分けて金額を別々に用意して、子どもさんに、また2つ袋持たせるというような手間を省くための措置かな、というふうに考えております。

学校は内部的に一緒くたに別に処理をしているわけではございませんで、それを事務所のポスト等に投函をするような形で集めまして、何ですかね、教頭先生が大体PTAの事務局長されてありますんで、そちらのほうで仕分をされて、校納金については学校のほうの会計口座に、PTAのほうの会費につきましては、PTAのほうの口座にということ、きちんと別に処理をされているというふうに聞いております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

きちんと処理をされてるというふうに聞いてますと、聞いてます。

今、全国の中で、これはめったにないことであるんですけど、例えば、学校の校納金とかPTAの会費を着服したというニュースも、ちらほら聞こえています。皆さん御存じだと思いますけど。御存じですね。はい。別団体、学校とPTA別団体の会計において、一緒に徴収します。一緒に仕分けしていきます、ということが正常であるのでしょうか。仮にお金がなくなったとかいった場合に、それは問題にならないのでしょうか。お答えください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。お金がなくなるとなれば、当然問題になりますが、それは一括で徴収してるかどうかとは、また別問題ではないかなというふうに考えます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

徴収した人が責任をかぶるんじゃないでしょうか。例えば、今回は学校のほうが、校納袋ですかね、を配付してますよね。その中の一部としてPTA会費というものを徴収していますということです。もし、そのPTA会費徴収した額がなくなったりしたら、責任というの学校のほうに生ずるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

責任問題みたいところで御質問をされているのかなと思いますけれども、当然、校納金であれば校長先生ですか、教頭先生、副校長先生といった形の、学校の責任持たれてる方がいらっしゃいますし、先ほど申しましたように、教頭先生がPTAの事務局長とかをされているということで、PTAのほうの責任者でもございます。そういう意味では、責任者のほうに責任がかかってくるということはあるとは思いますが。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、粕屋町の教育委員会としては、今までどおり徴収方法は別団体であるけど、一括して徴収しますと。もし、何かあれば、学校長の責任ということでよろしいですね。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

PTAのほうでの責任を、先ほどから申ししておりますように、自主団体でございまずんで、私たちがどうこう言うことはできませんけれども、校納金につきましては、当然、校長先生のほうが責任者になるのかなと思います。

ただ、1点申し上げますと、特にPTA会費は、私たちがどうこう指示をできるものではありませんで、校納金に関してですが、今、時代の流れ的に現金での徴収というのは、できるだけ減らしていきたい、ということで考えておりますので、口座振替といったところに、今後変換されていくのではないかなと思います。今、そういうお話を事務方のほうと進めております。

それに併せまして、当然、別口座のほうに最終的に入りますので、校納金とPTA会費が別々に納められるというふうな流れというのは、あってくるのではないかなというふうに、今、思ってます。まだ、今、検討協議を始めてる段階ですので、まだ、確実なことは言えませんが、そういう流れは当然出てくるのではないかなというふうには考えます。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

この集め方について、そこまで議員が心配していただけるのであれば、どういう方法がいいというふうに思ってるか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

集め方の方法。今、教育次長言われましたように、電子マネーですね。電子マネー。これだけの少額の、少額といっちゃ失礼ですけど、1万円もならない額を集めるのに、口座振替とかではなくて、口座振替という手段も、方法も、あれば便利と思いますけど、今、若い人たち、保護者さんたちがやってるのは、もう電子マネーがほぼ通常の支払い方法になってるかな、というふうに思います。自動車税とか、今、対応されてますよね、粕屋町も。ものすごく便利です。額面は大きいんですけど、ただ、このぐらいの少額の金額であれば、電子マネーでピッとボタン一つで払ったらいかがですか。わざわざ言われましたように現金で、現金主義じゃなくて、金の移動がもう電子的にできるように、どうですかというところ。おそらくは、すぐ入っていかれると思いますよ。もう、携帯電話が当たり前のような時代に生まれてますからね。だからそういう手法はどうですかというところです。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。最近まで収納課におりましたので、ちょっと私も答弁させていただきたいと思えますけども。電子マネー等の便利さについては私も重々理解しています。普段から自分でも使っておりますので。

ただ、先ほど議員が言われましたように、額面の大きなものとか件数の非常に多いもの、もう12月毎月発生をして、全町民が対象になるというようなものであればいいんですが、何分手数料が非常に高いとかっていうことがございますので、なかなかこう校納金ですとかPTA会費とかいうものに、そもそも導入が可能であるか、

最終的に残る金額が結局減ってしまったり、あるいは加入されている保護者の方の負担が増えるということになれば本末転倒でございますので、その辺りは十分検討の余地がございますけれども、すぐにとすることは難しいのではないかなというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

続きまして、クールビズについて。これは、あんまりもう、町民の方には、これあんまりもう、関係ないことです。これはある意味、役場というか、役場庁舎内の問題だというふうについて、私、取り上げております。

2005年、環境省により、地球温暖化対策の一環としてクールビズが始まっております。この趣旨は、過度な冷房に頼らず、様々な工夫をして夏を快適に過ごそうというライフスタイル、室温の適正化とその温度に適した軽装などの取組を呼びかけておるようです。

ちょっと質問に入る前に、この、例えば、庁内の設定、冷房の設定温度っていうのは、どのくらいにされておるのかとか、例えば、議場内はどのくらいされておるのかというところをちょっとお聞きたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

はい。庁舎内の空調の設定温度につきましては、28度を設定として運用しております。

以上です。議場の議場内も同じ28度で運用しております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

28度が、これは企業も含めて、ほぼ28度で設定しているようです。では初めに、庁舎内は5月1日から10月の末まで、クールビズ期間中として、ノーネクタイ、ノー上着に取り組んでおります。期間を通年にする考えはというところでお聞きします。これは、もうかなりこの質問を投げたときに皆さんもいろいろネットで調べられたと思いますけど、もうかなり、都道府県から末端でいうと村まで、通年のノーネクタイ、ノー上着で取組を始めたところがあります。粕屋町において通年にする考えはあるかというところをお聞きします。町長へ。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

クールビズの実施そのものの説明もございますので、担当所管のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

はい。環境省では令和3年度からこれまでのように、政府が全国一律のクールビズ実施期間の設定は行うことはせずに、個々の事情に応じました、多様で柔軟な働き方にも資する省エネ、省CO2対策としてクールビズを呼びかけております。これを踏まえまして、自治体や企業によっては、通年でノーネクタイですとか、ノー上着等のクールビズやウォームビズを実施しているところが実際ありますが、働きやすいと感じる温度などの執務環境は、年間を通じて、職員一人一人異なることから、通年において快適と感じる環境に個々の判断で調整可能というふうにされております。

粕屋町といたしましては、社会情勢の変化等により、服装の多様化、脱炭素化、業務効率化、ストレス軽減などの観点から、通年におけるクールビズ、ウォームビズの実施については検討すべきものと認識をしております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

次、議場内で使用するエアコン代というのは、これは町の、行政のほうから電気代として支払っております。6月と9月の定例会期中、庁舎内では基本的に軽装の職員が多数です。一方で、6月議会と9月議会のこの議場の中においては、エアコンを稼働させ、設定を28度に稼働させて、ネクタイは脱ネクタイになったんですけど、上着が、着るといなのが、基本的な考えになっております。町長が掲げる脱炭素社会を推進する考えから、節電とか省エネとか、先ほど総務部長言われましたように、業務の効率化。これ、軽装のほうが、おそらくかなり仕事というのは、はかどるというふうに私も思うんですね。暑いときに、首がしまったりとか、服を着らなきゃいけないとかそういうことではなくて、業務の効率化の観点から議場内にも脱炭素社会の推進を求めているかがか、という質問であります、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、庁舎はDXと共にGX、グリーントランスフォーメーション、この検討も対策室を設けて行っている状況でございます。庁舎内のこういった服装に関しての年間クールビズについてもその中で検討してまいります。この議場の中については、議会内で協議されて、そのルールを決められるものと私は理解しております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

分かりました。おっしゃるとおりですね。これに関しましては、一度、こういうのを投げかけまして、ちょっと私の戦略的な面はあったんですけど、一度議場の中で公にちょっと1回、話そうと。その中でやっぱり町の方針として、町長の方針として、脱炭素社会、これにやっぱり協力していくに当たって、やっぱり議場の中だけ、庁舎内では議場の中だけ、なんで上着の着用しないといけないのってところが、やっぱり疑問が出てくると思うんですよね。そういうところの疑問を、この一般質問でちょっと投げさせていただきます。

これに関しましては、今、町長言われましたように、議会の中で取り上げていきたいなというふうに考えております。小池議長も、昨日、今日、おととい3日間にわたって、冒頭に、暑いと感じる方に関しましては、上着をとってもいいよというふうに投げかけられました。ただ、もうわざわざそういうことを投げかける必要がないということで、自主的に判断できるような体制にできないものかということ、今後、私のほうから議会の中に投げかけていきたいと思い、私の一般質問とかえさせていただきます。終わります。

（11番 福永善之君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ここで暫時休憩に入ります。

再開を10時35分といたします。

（休憩 午前10時22分）

（再開 午前10時35分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

（14番 山脇秀隆君 登壇）

◎14番（山脇秀隆君）

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い、質問をさせていただきます。

まず、带状疱疹予防ワクチンの接種についてであります。国内で使用される带状疱疹予防ワクチンは、不活化ワクチンと生ワクチンの2種類あります。接種費用が高いため、値段を聞いて、接種を控えてしまっているのが現状にあります。不活化ワクチンは97%以上と予防効果が高く、2か月間隔で2回接種が必要とされ、接種費用は約4万5,000円程度です。と、ちょっと高価であります。一方、生ワクチンは、50%から60%と予防効果は少し落ちますが、1回の接種で済み、4,500円程度でございます。両ワクチンとも任意接種なので、全額自己負担になっております。

2023年5月時点で、全国203自治体が带状疱疹予防ワクチン接種公費助成を導入しております。生ワクチンのみ対象としている自治体は、五つの自治体、不活化のみの対象は15自治体、両ワクチンとも対象は183自治体であります。带状疱疹は、水痘、水ぼうそうと言われますが、水痘带状疱疹ウイルスの再活性化によって発症します。50歳以上の日本人の水痘带状疱疹ウイルス抗体保有率は、何と100%であります。

ストレスや加齢によって免疫の低下により、带状疱疹が発症すると言われております。80歳までに、三人に一人発症し、生涯で3割の方が罹患します。発症率は50歳代から上昇して、60歳から80歳代でピークを迎えます。带状疱疹は皮膚症状だけではなく、疼痛を伴う疾患です。带状疱疹の合併症として、約20%の方、5人に1人は带状疱疹後、神経痛を発症いたします。目や顔面に発症した場合は、聴覚障害や顔面神経痛など、身体的、精神的に苦しめる疾患でもあります。1年以上痛みが続く場合もあるということでありまして。带状疱疹後、神経痛が残存する3分の1の方は1年以上も疼痛が続くということでありまして。

こうした状況を考えて、公費助成をして予防を推進していく必要があると考えます。昨年9月議会において、同僚議員から、带状疱疹予防ワクチンの助成を求める質問がありました。担当課は、国や他の自治体の動向を踏まえて、この件に関しては検討する、ということでありました。福岡県では、昨年4月から太宰府市が、本年4月から朝倉市が公費助成を導入いたしました。粕屋町の導入は、なぜ難しいのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、議員が詳しい御説明をされましたが、再度、私どものほうで調べた現状と、そしてその問題点について、担当所管のほうからまずはお答えします。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

予防接種は、予防接種法に基づきまして感染症の蔓延防止等を目的として、市町村が主体となって実施する定期接種と、個人の発症、重症化予防を目的として、個人の意思と責任で接種を行う任意接種がありまして、带状疱疹ワクチンは、任意接種に位置づけられております。

带状疱疹の発症は50歳以上に多く、約7割を占め、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。带状疱疹ワクチン費用は、種類によりますが、1回7,000円から2万5,000円程度の費用が必要でございます。令和5年3月末現在、粕屋町の50歳以上の方は、1万7,327人おられます。仮に公費で助成するとすれば、多額の費用がかかりますので、現在、国や県の助成がない状況でございますので、すぐに導入することは難しい状況でございますが今後検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

多分、今、石川課長から答弁あったのは、シミュレーション、多分やったと思うんですね。後でシミュレーションの内容について、説明してもらいますけれども、数字的な部分ですね。一応、今、定期接種の場合は当然、責任は国とか、そうなるから、その分もあるんだろうと思います。任意接種の場合は自己責任っていうか、なるんですね。そういったところでも、被害者は定期接種の場合は国が補償しますし、任意接種の場合は、そういう団体が別にあるっていうのを聞いてますんで、特にこの副反応が出た場合の問題については、そこが対応してくれるっていう話なんで、そんなに問題はないのかな。

ここで問題なのは、やはり今、どの程度で財政が厳しくなるというふうに言われているのか、ちょっとその辺を今後、これからちょっと検証していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

施政方針では、「町民一人一人が幸せを実感できるウェルビーイングなまちづくりを進めてまいります。」と、町長が提唱しております。ウェルビーイングという言葉は、肉体的、精神的、社会的に良好な状態にあることであります。高齢者にとっても大事なことであります。

高齢者に対する支援事業は社会保障が中心となりますが、任意接種に助成する町独自の、単独の高齢者肺炎球菌予防接種事業があります。参考としたいので、この70歳以上が対象となっておりますが、毎年、この高齢者肺炎球菌予防接種にどれだけ助成金が出されてるのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

肺炎球菌につきまして、実際どれぐらい合計でかかっているというふうな、今日の資料に持ってきておりませんが。助成につきましては、町内に住所を有し、予防接種日に満65歳以上の方で助成金につきましては、一人1回3,000円を限度とするものでございます。肺炎球菌感染症は、本人の接種努力で義務がなく一部自己負担がありますが、定期接種B類に分類されるものでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これ、肺炎球菌予防接種ワクチン事業ですよ。やってるんですよ、単独で。当然、70歳以上、これの、今、带状疱疹ワクチン接種事業は、財源的に大変お金がかかるという、今、お話でした。これがどれぐらいかかっているのかっていうのが、ある程度見えないと、対比はできないですよ。高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業は、どれぐらいのお金がかかって、費用対効果がこうですよ。何%の人が受診を受けて、こっだけ毎年受けてますよ、っていうことが分かっておかないと、この带状疱疹ワクチン接種事業の、こちらが訴えてる部分が、すごい分かりづらいと思うんですよ。これはいいけど、これは悪いなんてことは、やっぱりあり得ないんですよ。やっぱりそこに根拠というものが無いといけないと思います。

また、財源がどのぐらい、財政的にどっだけ負担をかかっているかっていうのも、やっぱり知らないといけないですよ。予算書見ても分かんないですよ、これ。どっだけかかっているか。接種事業だけで、全体的にも出てるわけだから。

だから、予算の中でもちょっと見れなかったんで、ちょっと今聞いてみたんですよ。一応こういった形でやっていると、一応、今、患者が窓口で支払う受診料や薬代など、これ直接医療費っていうんですけども、この直接医療費の影響として、带状疱疹治療に係る、これ65歳以上の直接医療費は年間260億円。これ全国なんですけど、一人当たり換算すると6万2,094円。こっだけ自己負担してるんですよ。带状疱疹になるとですね。これは、多分シミュレーション見られたときに、こっだけデータ出てますよっていう、多分、このことは調べてあると思うんですよ。

内訳は、带状疱疹後神経痛が残存する場合の直接医療費が約122億円。疼痛が残存しない場合の医療費が約137億円ですね。これだけかかっていますよっていう、手出しがかかっているってことなんですよ。患者数は年間約42万人。このうち带状疱疹

後神経痛が残存する患者数は約10万人ですと。

带状疱疹に罹患した場合の、今度は労働生産性損失。経済的な損失ですね。これは約47億円。患者一人当たりの労働生産性損失は年間約1万円なんですね。だから、1万円、労働生産が減ってるんですね。患者が出ると。治療にかかる外来受診回数は5.7回、入院率は3.4%というふうになってます、という報告であります。

このほかにも、その家族がなったとか、そういう形で家族が罹患した場合の間接経費もかかっているんですね。その方が休んで、送っていかなきゃいけないとか、そういうことで、その方の時間も労働損失が出てるんですよ。これ以外に。そういう状況がまずあるんですね。

带状疱疹にかかる経済的損失の説明は、さきの議員の質問の中でも示されましたが、粕屋町の未接種の場合の直接医療費や、接種時の公費助成を導入した場合などの財政的シミュレーション、検証は行ったのか聞きます。また、行ってあれば、その内容、概略でも結構ですので、ここで報告してください。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

さきの議員の質問では、带状疱疹で仕事を休まれると、1日約1万円の労働生産損失で、50歳以上の1%が、ワクチンを打たずにかかる医療費は1,026万234円となり、毎年かかり続けるとのことでした。

国の带状疱疹ワクチンの費用対効果に関する研究によりますと、50歳以上の免疫正常者に対する带状疱疹ワクチン接種の費用対効果は、乾燥弱毒性水痘ワクチンにおいては、各年齢集団において費用対効果が良好であった。分析結果は、ワクチン接種費用及びワクチン効果の持続性が、分析結果に与える影響が大きいことが明らかになったとの報告がっております。

粕屋町で分かる医療費分につきましては、国民健康保険分だけになりますので、带状疱疹だけに係る国民健康保険医療費について把握することは、膨大なレセプトデータを1件1件人の目で調査する必要がございますので、シミュレーション等は行っておりません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

带状疱疹ワクチンの薬を作ってるところは、シミュレーションやってるんですね。太宰府市も導入してます。朝倉市も導入してます。これシミュレーションやっ

てますよね。罹患率、接種を受ける、その人口から推移した接種を受ける人が3%とか5%受けた場合とかいう場合の薬代、薬価代のシミュレーションしてますよね。粕屋町は、50歳以上で1,000万ぐらいかかるんですね。費用が。これ多分3%か5%、どっちかちょっと記憶が曖昧ですけど、接種費用がそれだけかかるっていうことなんですね。この方、5%とか受けた場合。もし、その両ワクチン打った場合とか、生ワクチンだけという場合も試算してありますよ。シミュレーションで。

一応、今、国民健康保険だけ言われてましたけど、この、企業、社会保険ですね。要は。大企業とか、サラリーマンの方、協会けんぽとかで加入されてる方も含めてなんでしょうけど。この、今、新聞でも出てましたけど、健康保険組合、国民健康は、粕屋町は保険者になると思うんですけど、健康保険組合の料率を上げなきゃいけないと。

要は、医療費が高騰してるということで、医療費が協会けんぽの10.何%に近づいてきてるんですね。そうすると、協会けんぽなんかは、これ、国が半分ぐらい助成してるんで、大企業なんかも、健康保険組合営んでるところは、もう近づいてるから、どうせならもう補助金のあるほうに移行しほうがいいんじゃないかっていう方向にもなってるんですね。これは医療費の高騰なんですよ。

今回、この、何でその費用対効果を聞いたかという、こんだけの1,000万をかかるかもしれないけれども、それに対してどんだけ保険者が負担しなくて済むのかっていうこともやっぱ考えてかなきゃいけないですよ。毎年ですよこれ。だけど、50歳以上にずっと決めてしまえば、もう打った人は打たないわけですから、ね。10年間ぐらい大丈夫なんですよ。だから、どんどんどんどん新しく入ってくる人は僅かですよ。今度、50歳になってから打てばいいだけ。僅かな人。だからそんな、今度は1,000万もかからないです。ね。今、粕屋町で50歳以上の方の5%がワクチン接種をしたら、1,000万ぐらいかかるんですよ。ワクチン接種の助成が、半額補助とした場合ですね。だけど、経済効果は、全体、社会保険も含めてなんですけど、2億、保険者は払わなくて済むわけですよ。2億払わないじゃなくて、2億かかってる分を軽減できればいいですよ。毎年。

そういう費用対効果も見ていくと、この接種事業っていうのは非常に大事なんじゃないかなという感覚を持っています。この罹患率、今罹患率出されましたけど、これ1.1%で、今、僕が言ってるのは、言ってますんで。50歳以上を対象とした直接医療費が1億を超えるっていうことでありましたんで、約2億の健康保険者の負担になるっていうことを言いました。で、多分、朝倉市モデルと太宰府市モデルがあるんですけど、この辺の何ていうか検証というか、は参考に見られました。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

福岡県で行っております。太宰府と朝倉市の状況についてはホームページ等で確認しております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

それで、当然、費用対効果見えるんですよね。それはどう考えられました。費用対効果とか見てないですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員の熱い気持ちは非常に伝わります。私も全く同感でございます。

実際、粕屋町を対象として算出をしております。そうすると、先ほど50歳以上の方、1万7,327人となりましたが、これを太宰府市の実績に全く当てはめると、やはり、ほぼ変わらず1,000万弱ぐらいがかかると。これ、非常にもう、費用対効果上は非常にすばらしい効果があるというふうに私も考えております。

後ほど、ここでもお答えしようかと思ってましたが、県議会からも国に対して带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書。これが出されております。ワクチンの有効性については早急に確認の上、助成制度を創設してくれという、要望を出されている現状からいうと、私は積極的にこれについては検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

一応、後でそれを聞こうと思ったんで、今、言っていたんで、ちょっと気持ちがあつと、熱がちょっと下がってよかったかなと、ちょっと思ってますけども。

私は、議会にはやっぱ住民福祉の増進を図る目的があると思うんですね。また、議員は住民の幸福感を増進するためにあるっていうことでもありますし。同じ目的を、地方公共団体も持ってます。高齢化は着実に進んでいるんですね。多分、試算していただいたのは、平成31年の1月1日時点の人数で多分やられたんですけど、その時点からしたら、今、5月1日時点での、今、報告ありましたが1万7,327人ですか。もうそれだけもう増加がもう650人ぐらいそれからもう増えてるんですよ。

ね。今後、どんどんどんどん増えて、高齢者が増えてる。

だから、早くしなければ、このワクチン、要するに带状疱疹にかかる確率がどんどんどんどん高まって、痛い思いをして、やっぱりいかなきゃいけない。また、負担もしていかなきゃいけない、経済的損失も出てきてしまう。だから、早くやっぱりこれは、接種事業をやっば開始していかないと、やっぱりワクチン接種というものを享受できないでいってしまう方が、どんどんどんどん毎年毎年増えてきて。それだけ、また保険者の負担にもやっば大きくなってきてるっていうのは、現状だと思えますんで、これはもう素早く定期接種が一番本当はいいんでしょうけど、任意接種で、まずスタートして、やっぱりいくべきじゃないのかなっていうふうに思ってます。

やっぱり、町長のやっば決断次第で、将来の町の姿、ビジョンが見えてくると思うんですね。だから、やはり僕らは将来の町の姿を見て、これからこういうふうにしたほうがいいんじゃないか、こういうのが足りないんじゃないかっていうことを一応提案してきてるわけなんですけど。町長としては、やっぱりウェルビーイングっていうものをもって、町を作っていこうという。要するに、身体的、精神的、社会的、ものが良好である姿をウェルビーイングって言いましたよね。だから、それを目指しているのは施政方針やったですよ。だからそういう姿をするためにも、やっぱり、1日も早くワクチン接種事業を、やっば開始したほうがいいと思います。

今、この話は多分、近隣町でもほかの議員たちが訴えております。それに突き動かされて、やる首長さんもいるかもしれません。そこに後追いだと、やっばちょっと、僕らとしては、やっば我が町の箱田町長、誇りたいんで、やっば率先して、やっばやっていただきたいっていうのは僕らの本当の願いでもありますんで、その辺はやっぱり力を入れていただきたいと思いますので、よろしく願います。じゃ、どうぞ。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

応援ありがとうございます。実は、この話についてはもう事前に町長会で協議事項として、私が提案しております。議員がおっしゃるように、他町でも带状疱疹ワクチンの接種についての要望を含んだ、一般質問がなされております。それに先駆けて、実は、粕屋町においては、やりたいという意思表示はしております。

ただ、医師会との関係がございます。これはよく予防接種については協議が必要でございますので、その辺の問題を克服しながら、早期の助成実施に向けて、私も

努力してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

力強い答弁ありがとうございました。是非、私も、多分粕屋医師会の問題だっているのはもう薄々分かってましたんで、その辺との協議がしっかり進むように、お願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に入ります。就学援助金の町の対応について質問いたします。学校教育法第19条において経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。就学援助はこうした考えから、国や地方公共団体が助成しているものと解釈しております。粕屋町における就学援助の現状と課題について聞きます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

就学援助制度につきましては、経済的な理由により就学が困難な子どもの教育機会の保障の観点から、非常に重要な制度であるというふうに認識をしておるところでございます。

この制度の現状でございますけれども、令和4年度の実績といたしまして、支給人数が約800名。支給額につきましては約2,900万円という金額になっております。このようにご利用をいただいております、就学援助制度ですが、全国的には様々な課題を抱えておるものでございます。

一般的に言われます、主な課題といたしましては、周知が行き届かずに制度自体を知らないという保護者の方が出てきて、利用ができないという場合があるということ。あと、制度の対象者のうち、要保護と同程度に困窮していると認められる、準要保護者とこれの認定が、市町村がそれぞれ規定をしておりますので、制度対象者にばらつきが出てしまうということですね。それと、対象認定の際にどうしても収入制限がございますが、その収入の基準は前年度収入を基準といたしますため、今現在、困窮をしていたとしても対象にならないという方が出てくる可能性があるということですね。それと、援助金が後払いとなるものですので、一時的に立て替える費用の捻出が必要になるというようなことなどが挙げられております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

国は要保護者に係る支援として、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての援助に関する法律、学校給食法、学校保健安全法等に基づいて必要な援助を行っております。国の補助率は2分の1で、令和5年の予算額は約5.5億円となっております。準要保護者に係る支援、要するに生活保護世帯ではなくて、それに準じる準要保護者に係る支援は、この平成17年度より国の補助を廃止されてるわけですね。税源の移譲、地方財政措置を行って、各市町村が単独で負担してますよってということですね。

令和5年度の町の予算では、就学援助金として町が負担する金額にならないのかなとは、今、お話を聞いてて思ったんですが、教育振興費の扶助費で小学校が約5,505万4,000円、中学校が5,323万8,000円で、これ全額一般財源であります。今、就学援助費が令和4年度800人で2,900万円ですよってということだったんで、ちょっとこの金額に差が出るので、この差が出てるのをちょっと説明してもらっていいですかね。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

失礼いたしました。差の出てる分につきましては、要保護世帯、準要保護世帯の認定をしますときに、要保護世帯というのが法律上、対象になってまいりますけれども、これは保護が必要であると考えられる世帯という形になります。実際には、保護を受けているかないかっていうのは、また別になりますので保護を受けてある方については、県の要綱が出ておまして、要綱上、こちらは対象外になるという形になっております。その分をどうしても、保護費のほう、教育扶助のほうで出ますので、そちら側から見ておりますので、その分が差額という形になるのかなというふうに考えてるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そうすると、この、今、令和5年度の予算で表されてる5,505万4,000円と、中学校の5,323万8,000円、これは保護世帯の分も含まれてるっていうお話でいいんですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（塚 哲弘君）

予算を組みますときは、どうしても最大数対象になりうるご家庭を全部考えて、ある程度算定をいたしますので、保護を受けられる可能性がある世帯っていうのが、予算上は組み込まれてしまって、実際に保護を受けられた場合は対象外となってしまうというものは入ってるかなというふうに考えます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ちょっと、こちらの言ってる意味が分かってないようなので、もうちょっと確認させてください。要保護世帯っていうのは、国が払って手当てをするわけでしょ。就学援助費は、ここに入っていないわけでしょ。だって、予算では、国からの国庫支出金は、補助金は入ってきてませんよ、修学旅行費。20何万とか15万とか。だから、入ってきてないのが、保護費も含めてこちらが払ってるとおかしくないですか。だからこれは、あくまでも町の負担。全額、一般財源からの負担の金額なんじゃないんですか。この金額。要するに教育費、扶助費。

◎議長（小池弘基君）

塚教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（塚 哲弘君）

ちょっと、予算のほうの細かい説明をさせていただきたいと思いますが、国から入ります補助金、国庫補助につきましては、2分の1補助で、議員の言われますとおり、要保護世帯とかにつきましては修学旅行費のみという形になります。その要保護世帯のうちに、要保護世帯全体を見て、全数ではございませんけど、ある程度、人数を見込んで予算を組むんですが、そのうちの実際保護を使われたところは対象外になってしまうので、そこに本来予算を組んでる額よりも支出額が減ってしまうという要因が1つあるという点でございます。

それと、先ほど2,900万程度というふうに申しました。ちょっと、支給総額の考え方が複数ございまして、2,900万に今含めていないものが、修学旅行費の扶助ですとか給食費の扶助、医療費の扶助、あと、特別支援学級のほうに扶助しているものが、またやはり同じような内容で、給食費ですとか校外活動費とか学用品費とか、というのがまたあるんですけれども。これをすべて含めると、もう3,850万ぐらいの金額になりますので、それが先ほど予算で言われました5,500万台の全数に対する支出額というふうになるかなというふうに考えます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎ 14番（山脇秀隆君）

就学援助費っていうのはもともとだから、学校給食費も修学旅行費も含まれてるわけじゃないですか。だから最初、2,900万って言ったのは、やっぱ違うんですよ。違うことを言いたかったわけ。だから、今現在はこっだけ払ってますよってのは、本当ですよっていう話じゃないの。ね。そうやろ。だから、ごめんなさいね。じゃあね、うちの就学援助対象者、どのぐらいいるんですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

それぞれの扶助によって、その対象が何年生であるとか、あるいは、それこそ保護、準要保護世帯だけなのかそうじゃないのかとかいうのがありますんで、ちょっとばらつきあるんですけれども。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎ 14番（山脇秀隆君）

議長これ、通告書に記載してないということは言わんですよね。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

山脇議員、挙手をお願いします。山脇議員、もう一度。

◎ 14番（山脇秀隆君）

僕は、就学援助金の町の対応について聞いてるわけですから、当然に、今、町に就学援助者がどれだけいるかということは、改めて聞いて、さっと出てこないと、もう時間の経過が止まるわけでもないし。考えてる間に言われてるんで。要保護世帯、準要保護世帯、縦分けてるわけだから、当然に準要保護世帯は全額町の負担ですよってなってるわけだから。何人あって、どんだけ負担してますよっていうことぐらいは、やっぱり前もって調べておいてもらわないと、話が續かないですよ。何言ってるか今度、分からなくなっ、自分でも何言ってるんだみたいなことになってしまうんで。わかりました。大体いいです。

これ、教育委員会に就学援助認定の判定が委ねられてるっていうことだったですよ。各市町村で判定基準の方法が異なるというのもよく分かります。就学援助認定者の、それで数が決まりますよっていうことなんですよ。ある論文によると、一般財源化したことで、認定者数及び支給額が、この高齢者の増加に伴い影響を受けるっていう研究論文があるということがあるんですよ。高齢者が増えてきたら、こ

の就学援助認定の数が減って、認定者が減るっていう論文があるということなんです。これよく分からないですけど。これ以外に計算基準があって、計算で出されて、各自治体のデータを寄せて、全国から出て、それを基に出したっていう、本当に信憑性ある論文なんですね。そういう形だったんです。

そこで、粕屋町も今さっきお話しましたよね、高齢化が進んでおります。町の財政によってこの就学援助者数が変わるのか、変わってきてるのかというのを、今度は教育委員会、認定者であります教育委員会、判定する教育委員会にお伺いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

先ほどは大変失礼いたしました。まず、要保護、準要保護の人数でございますけれども、概ね、小学校中学校それぞれ100名ちょっとずつぐらい、220名ぐらいの人数になるかと思えます。今、その内訳を持っておりまして、ちょっと令和3年度4年度しかございませんけれども、この分につきましては人数的には変動はございません。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

だからね、人の話を聞いてほしいんだけど、要保護世帯が何名、何%で、率でもいいです。率でもいい、お願いします。準要保護世帯が、何名。今、大まかなことしか言わないでしょ。大まかなことしか分からないんですか。数字的な問題。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

内訳を申し上げますと、令和4年度ですけれども、これ、予算ベースでございますので、これぐらいの人数が申込みをされるという、一応多分全数見ている数字だろうというふうに考えておりますが、小学校で要保護が10名、準要保護が96名。中学校で要保護が15名、準要保護が100名という数字となっております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

すみません。なんか細かいことばかり聞いて。これ、率、全校生徒に、生徒総数にかかる率ってどのぐらいなんですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

申し訳ありません。ちょっと率までは調べてきておりません。大変申し訳ございません。

◎議長（小池弘基君）

通告書出てますので、ある程度の想定できる範囲については、事前に調べて来ていただくようお願いいたします。山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これ、ネットで出てるんですよ。うちの町じゃないですよ、福岡県出てるんですよ。調べればすぐ分かりますよ。大体、福岡県ではどっか書いてあったな。福岡県では要保護世帯で2.15%、準要保護世帯で20.29%。結構高いです全国的に。これ、5人に1人が就学援助対象者なんですよ。そこら辺を掌握してありますか。教育委員会が認定判定するんですよ。これ、認定判定してるわけですから、当然、人数とか推移、どれぐらい増えてきているとか、減ってきてるんだとか。どういう原因で減ってきてるんだとか。今、さっき言いましたよね、高齢者が増えたら財政的に厳しかったら減るのか。減らしてるのか、わざと。そういうことも聞きたいんですよ。だから、そういうことがないようにちゃんと認定してあげてねというのが私たちの願いなんですね。そういう漏れがないように。今、漏れがあるかもしれないという話もありました。だから、そういうことはきちっと、やっぱりやっていただきたいなっていうふうに思っております。

次に、この就学援助の前倒し制っていうのがありますよね。これですね、この就学援助費を支給していますよね。準要保護、要保護、一時的に生活困窮者に対して。学生服など、前もって用意する必要があるために、新1年生の世帯のみで申請時期を前倒しで支給する場合がありますと思います。入学準備金などがそれにあたると思いますと。対象者に該当する3項目あり、それを満たせば申請が可能であります。3項目につきましては、町が保護者に配ってる、この黄色い紙に書いてありますので。粕屋町在住、小・中学校入学予定と次のいずれかに該当するっていう8項目。それが3項目ですね。満たせば申請が可能ですよっていうことなんですね。

申請期間が毎年2月1日から2月20日までとなっておりますので、認定結果が3月15日頃に通知となっているため、支給日については3月31日となっておりますというお話ですよ。

しかしながら、生活困窮者においては、学生服にかかる購入にかかるお金が足りないなど、一時的なお金の用意ができないのが現状だろうと思います。この支給日

について、何らかの対応ができないのか。また、できない理由はどこにあるのか、それを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

御提案ありがとうございます。支給時期につきましては、もっと早いほうがいいという御意見は非常に分かります。承知をいたしておるところでございます。ただ、もし4月以降、非常に転入・転出の多い町でございますので、急きょ転出されたりとかという方が、実際、結構人数あるようでございまして、返金をしていただくような状況になる場合が発生したときに、保護者の方に大変嫌な思いをさせてしまうということが懸念材料として一つあるところでございます。

さらに、現状、就学援助金の御案内を、毎年1月20日頃に発送しております入学通知、どちらの学校に入学になりますということでもしております通知のほうに同封しておるところでございます。この時期がどうしても早まってしまいますと全体的に手続が早まってしまいますので、郵送料等の経費負担が増えることですか、あるいはまた、入学通知がまだ届いてない状況になりますので、入学先の確認をしたとか、その他問合せ等で保護者と職員両方で事務的な負担が増えるというようなことは、1点懸念材料として考えられるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

この問題は財政的な問題じゃなくて、これ、作業効率の問題だろうというふうに思ってます。今も忙しい流れの中で、いろんな状況もあると思いますけども、郵送料ぐらいがかかるようなお話でしたけどね。事務作業多忙なために時間がかかるということであれば、この認定通知から支払い日まで15日間要しているの、この申請受付日をもうちょっと、15日早めて、15日ぐらいにもう支給できないか。この辺どうですか。早めることってできるんすか。認定日、申請日を。今、20日までですよ。15日早めるという感じ。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

できたら事務作業的には全体を早めたいというところがございますが、そこをどれだけ短縮して15日申請受付を早められるかというところは、ちょっと今後検討させていただきたいというふうに考えます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

それと、事務的な作業をやっぱり減らすということを、効率化するってことも一つ大事だと思うんで、今、町が進めているデジタル町ですね。デジタル化を推進していくっていう、電子化を進めてやっていくという流れの中で、この就学援助システムっていうのがあるんですね。これのバージョンアップをすれば、今の数倍の作業時間で、短い時間で、すごく、学齢簿を作れたり、就学援助対象者を認定、指定できるっていうものがあるらしいんですよ。こういうバージョンアップを、今後ちょっと作ってほしいなっていうのがちょっとあるんですけど、この辺はどうでしょう。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

就学援助関係、就援関係のシステムにつきましては、既に粕屋町でもシステム化をしておるところでございます。議員が言われております、システム標準化によるバージョンアップを指すものではないかと思われましても、これにつきましては、システムを入れております業者が随時対応してまいる部分と思います。ちょっと時期は未定でございますけれども、今後、粕屋町でも対応していくところであるというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

あと、懸念材料として、入学しない場合、返金をお願いするっていうこともございましたけど、心苦しいということございましたけども。当然、粕屋町在住じゃないと駄目ってことは分かってるでしょうし、粕屋町の小・中学校に行かないと駄目ですってことを書いてあると思うんで、誓約書を書いてあるでしょ。誓約書、書いてるから、もう性善説でいかないといけないと思うんですよ。疑ったらしょうがないんで。もう、行政はやっぱり性善説で行っていくっていうのが僕はスタンスだろうと思うんだよね。だから、そのために誓約書、書いてるという思いがあるんで、その辺はあまり懸念材料として、今回の入学準備金を支給するのに、そこが懸念材料になりますっていうことは、僕はないんじゃないかなと。必要ないんじゃないかと。今、言った作業効率の問題だけだと思うんで、そこをやっぱり15日早められるのであれば早めて、早く、15日、せめて末じゃなくて3月15日ぐらいまでにお支払

いしてあげるとかですね。

そういう、やっぱり対応してあげるのが、町の細かい寄り添った施策だと思うんですね。事業だと思うんですよ。だから、その辺はやっぱりできることは、やっぱり率先して行政側がやってあげるっていうのは、僕はいいことなんじゃないかなというふうに思ったんで、今回、質問をさせていただきました。

もう最後になりますが、市制に向けた取組がいよいよ始まりました。将来のまちの姿を思い浮かべるとき、住民の笑顔溢れる人に優しいまちに、ウェルビーイングな子どもからお年寄りが元気に暮らしている。誰もが幸福感を感じていける。そんなまちづくりを目指しているのが行政であり、議会、そして私たち議員であろうかというふうに、それが役回りであり、目的だろうというふうに思っております。今回、細かいことかもしれませんが、一住民に沿ったですね、安心・安全なまちづくりの一助だと思いますんで、こういった質問をさせていただきました。町長、最後に、今のお話聞いて何か一言あれば、是非お願いします。時間はたっぷり。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まさに、子ども政策、子育て世代に対する支援については、これはもう、ど真ん中の政策。これはもう国と全く一致しております。特にこの粕屋町においては、子どもたちが生まれ育つ、そういった比率は他の自治体に比べて非常に高いと。当然、これは未来につながる、永続的にサステナブルにつながる、粕屋町の発展。また、市になったときにもこれは永遠と続くものと思っています。今、御指摘の部分につきましても、積極的に検討しながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

以上で一般質問を終わります。

（14番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

お諮りいたします。

本日、5名の一般質問者を予定しておりますが、時間のほうが後、あんまり午前中ないんですけども、できましたら、次の久我議員が準備がよろしければ、続けさせていただきますしたいと思いますんですけど、皆さまいかがでしょうか。

異議なしでよろしいですか。久我議員はいかがですか。大丈夫ですか。はい。

それでは5分間執行部の入替えも含めまして、短いですが5分間、暫時休憩といたしますので、再開を11時30分といたします。

(休憩 午前11時24分)

(再開 午前11時30分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号12番、久我純治議員。

◎12番（久我純治君）

議席番号12番、久我純治、通告書に従いまして質問します。

1問目は、粕屋町町内にある公園のトイレをウォシュレットに。偶然にも、フランス南部で開催された第76回カンヌ国際映画祭で、21日の夜、日本時間の28日未明に開かれた東京を舞台にしたパーフェクトデイズに、主演された役所広司さんが男優賞を受けられました。公共のトイレの清掃員の話であるのですが、「私たちが普段には見えない、また、話題にもしないような人たちがよく見え、見ようとする心に余裕がある人間だと思う。」と受賞後の役所広司さんの言葉だったそうです。

家庭のトイレは、その家庭を表すと昔からよく聞いておりますし、私自身、助産婦の母を持っていたのでいつも聞いておりました。店のトイレも私自身で今も掃除しております。現在の公園のトイレは、和式が多く、水洗トイレも古いバージョンも陶器製もあります。電気は薄暗く、冬は冷たくてたまりません。建物の中とは比べものにはなりません。最近のある建物は、トイレを建物の顔として売り出しているというところがあります。

公園のトイレも、粕屋町の内外のいろんな人が利用します。汚れやすいかもしれませんが、見えないところに気を配る必要があると思います。粕屋町の下水道の普及率は98.3%で、他町とは比べようもない値の普及率です。冬は温かいトイレが必要です。もし現在、くみ取り式のトイレがあるなら、ウォシュレットの便器に変えるべきだと思います。粕屋町の顔になると思います。

それで、次の4項目の質問に移ります。町内の公園の数、また、そこにトイレが付いているかどうか、まずお願いします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。町が管理する公園は、都市公園や児童遊園、開発に伴う帰属公園を含めまして、町内には39か所公園がございます。そのうちトイレを設置している公園は

20か所になります。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

今、20か所と言われましたけど、あとは無いというわけですよね。トイレを付けられないような範囲の公園だと思うんですよね。実際私も見たことないから分からんけど。

ただ、トイレの2番目なんですけど、トイレの状況はどんなふうなんですか。和式とか洋式と古いとか、いろんなの付いてますよね、昔からの。その状況はどんなふうですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

公園内に設置しているトイレの多くにつきましては、和式のトイレでありました。そのため、町のほうとしては、令和2年度から洋式トイレへ取り替える工事を計画的に行い、これまで6公園、10基の洋式化に取り組んでまいりました。残る公園トイレにつきましては、建物の改築も必要でありますので、ユニバーサルデザインに配慮した建物の改築と併せ、洋式化を進めていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

さっき20箇所しかないという、あとのトイレがないところの公園なんですけど、私たちも、よくよそに行ったら、公衆便所が無いと、やっぱ、取りあえず公園を探しますよね。公園にあるもんと思っていくもんだから。できれば今無いところには付けられないんですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず、町のほうで整備をいたしました都市公園等については、トイレの整備も併せて行っています。残りのおおむね多いのが、トイレが無い公園について、開発工事によって帰属された公園等になりますので、その部分にはちょっと無いような形になってます。開発の帰属ということになりますので、通常開発面積の3%程度が帰属公園になりますので、かなり規模の小さい公園ということで、例えば100平米程度とか、そういうふうな200平米程度ぐらいの公園になりますんで、基本的には

トイレが無いような形にはなってます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

おっしゃるように、開発途上っていうこと分らないでもないんですが、今、言ったように粕屋町は結構人が多いけど、立ち寄るとこ少ないんですよ。コンビニありますよってよく言われるけど、コンビニもうまくは借りれないそうなんです。そして、さっき言ったように和式が多いというから、それはくみ取り式ですかそれとも洋式の和式ですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

和式トイレが多いのは、和式トイレのうち、20か所の公園のうち19、あ、すみません。まず和式トイレについては水洗でなってます。ただ、1か所だけ、駕与丁公園のグラウンド北側につきましては、ここはくみ取りになっています。それ以外は水洗のトイレになっています。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

一番気になったとは、そこの今言われる、グラウンドの左側のとこなんですよ。あそこが建物も古いんですよ。そして、ちょうど今、駕与丁公園を整備してありますよね。だから、私、今度できるのかなと思って期待しとったんですよ、本当は。

ただ、普及率と言ったのも結局、よそは低いから水洗便所できないということやったんですけど、粕屋町は98、何%以上という普及率ですからね。あそこのトイレがくみ取り式、私もよく行きよったっちゃけど、汚な過ぎて、下が見えるし。それと、これはもう話題別ですけど、酒殿の駅にあったと前から言ってた、あれがどげんかったかいつも心配なんですよ。あれはどんなふうですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

はい。御質問の駕与丁公園、ちょうど野球場の北側の芝生広場にあるくみ取りトイレについてですが、こちらのトイレにつきましては、現在行っております駕与丁公園施設長寿命化計画に沿って、トイレの建て替えと併せて水洗化を今後計画し

ていくようにしております。

あと、酒殿駅分でしょうか。酒殿駅前、こちらについては区画整理事業によりまして、新たな町並みが出来、この町並みに合うよう町のほうも、駅前整備、駐輪場やトイレ、シェルター、スロープの整備を行い、JRに対しても新たな町並みと同調するような駅施設の環境整備、改善ですかね、をお願いしてきたところであり、御質問の酒殿駅構内にあったトイレ、こちらについては昨年度南口の駅舎のリフォームに併せて、JRさんのほうが撤去されています。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

そしたら先ほど、和式が多かったですよね、トイレが。これは洋式のウォシュレットに変えるようなあれはないんですか。令和2年からやりよるって言って、話ちょっと出たんですが、今さっき昨日も話出とったけど、もう和式っちゅうのは少ないですよね。慣れてないし。今、男でも立ってすることじゃなくて座ってせれということになってますよね、今、家でも。だから、もうやっぱり洋式が、もう当たり前のごとなっとうからですね。どんなふうですか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。ウォシュレットにつきましては、順次、建築年数とか利用状況も勘案しながら、公園トイレの改築を進めていきたいと考えておりますが、今年度は、花ヶ浦公園、それと駕与丁公園のグラウンド側のトイレを、改築、改修する予定なんです、そこでは、一応ウォシュレット一体型便座を予定しております。今後も、古いものでも昭和47年に花ヶ浦公園建築をされてるんですけども、順次そういった状況も考えながら、今後はウォシュレット一体型を標準型として設置を行ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

もう是非、進めてやってください。ただやはり、今の女性の方が特に、やっぱり冷たいのどうのこうの言って、何年か前は公共施設のほうにはお願いしてできて、大変喜んでありました。だから、是非、外はとにかく冷たいんですよね。だから、是非お願いします。

それと、4番目に移りますけど、緊急通報装置の設置は出来ないかって。なぜ、

私これ言うと、あそこのうちの近所の公園があるんですよ。あそこのトイレに昨年やったと思うんですが、何時間か老人の人が出てこれなかったらしいんですよ。そんなことがあったもんだから、是非、今、中で押すようなこといろいろありますよね。福岡市内とかあるらしいんですけど、何かそんなもの装置ができないんですかね。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。そのお近くでそういう事案があったということなんですが、今年度計画している花ヶ浦公園とか、先ほど申しました駕与丁公園のトイレなんですが、そちらの改築改修で、緊急時にほかの公園利用者に分かるように、警報ランプ付きのブザー設置を予定しております。この分につきましても議員御指摘のように、今後、それも標準形として、やはり外からそういった警報的な部分が見えるような形で、整備は行いたいというふうに考えております。

今現在、20年程前より整備した公園のトイレには一応警報ランプは設置しております。今のところ、20公園のうち5つの公園で実際設置してるような状況になっております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

是非、常設してやってください。それと、トイレの周りがどっちかいうと、前は隠しとかないかんということで、見えにくいような中に入りにくいようなトイレが多かったですよね。今、どんなふうになってるか知らんけど。もう少し明るく、外からさっと見えるような、防犯の意味でも、かかるようなトイレをつくり方をやってほしいんですよ。そうせんと、前は公園なんかも、今、原町駅の公園もそうやけど、木が大きくなってますよね。中がよく見えないんです、外からね。だから、よく言われる怖いって。

だから、今後は、トイレが作られるときとか改装されるときは、是非見やすく防犯位置とか考えてみんな使いやすいようなトイレを是非作ってやってください。是非お願いします。

◎議長（小池弘基君）

答弁要りませんか。新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

御意見、貴重に承りたいと思います。それで今年、花ヶ浦公園に整備する分は確

かに議員言われるように、トイレ暗いとかいうイメージがおありでしょうけども、一応ユニバーサルデザインと言って、年齢や性別、身体的能力の違いにかかわらず、できる限り全ての人を使いやすいようなデザインで、空間をデザインしようという考え方のもとに、一応デザインをしておりますので、出来ましたら是非一度、御見学をいただければというふうに思います。今後もそういった観点で、トイレ整備は進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

是非、粕屋町のトイレ行ったら、わーっという位にしてやってください。お願いします。

では、2番目に移ります。町内の公園にシニアの健康用具の設置を。通常、公園は子どもの遊具が設置してあります。粕屋町には若い世代が多いのですが、高齢者、年齢も多くなっております。シニアに対する健康にも気をつけていただきたいものです。駕与丁公園の中にシニア用の健康用具が設置してありますし、数人が利用されているところを散歩の途中で見かけることがあります。韓国や中国では、公園の内に増設してあるそうです。年齢によるものは万国共通のものだと思います。お金を出してジムに通う人は少ないと思うし、大変です。シニアのための健康用具とベンチがあれば、高齢者の憩いの場になるかもしれません。

以前、町長がおっしゃっていたバス停にベンチをとということで、いろんなところにバス停にベンチがついております。ただこのとき、蛇足でございますがよく言われたのが、屋根が欲しいっていう一言がついておりました、私には。これはもう、今日の質問別ですけど、是非公園内にシニアの健康用具とベンチの設置を望みますが、よろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

昨日でしたか、川口議員の御質問の中でもお答えをさせていただいたんですが、本町、公園には全部で155基の遊具が設置してございます。そのうち踏み板ストレッチやバランス円盤、背のばしベンチなど健康遊具が20基ほどございます。町で整備した都市公園には、公園の広さにもよりますが、6基から15基程度のベンチを設置しております。駕与丁公園におきましては、遊歩道沿いなど主要なところにベンチを設置しております。公園へ健康遊具とベンチの設置要望につきましては、各公園の利用状況、それと地域の要望等を踏まえ検討したいと考えますが、老朽化し

たベンチ、今、御指摘いただいたベンチにつきましては、なるべく腹筋ベンチや背のばしベンチなど健康遊具が併用となって、ベンチに今後、取替えを進めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

これ余談なことですが、もし、シニア用にそんなもの健康用具つけてあったら、一言そこに書いてやってください。シニア用の健康用具ですよっていう。分からっしゃれん人が多いんですよ、結構。だから、あれ、子どものものと思ってあるんですよ、大体。だから、境が分かってないんですよ。だから是非、今後、粕屋町の公園は明るく、みんなの憩いの場所になると思うんですけど、老人にも優しい公園に是非なってほしいし、私たちも高齢者のほうですから、是非よろしく願いします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。貴重な御意見いただきまして、今後、普及啓発に努めてまいりたいと思うんですが、おとといでしたか古家議員の御質問の中にも、やっぱり高齢者向けの施策をいろいろ粕屋町がやる中で、やっぱりPRが足りないんじゃないかという御指摘がございました。その部分を含めて、やっぱり健康遊具を設置したらその広報啓発のほうにも力を注いでまいりたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

余談でしたけど、是非よろしく願いします。私の質問は、これで終わります。

◎議長（小池弘基君）

ここで暫時休憩に入ります。

再開時刻を13時といたします。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎議長（小池弘基君）

本田議員、どうぞ始めてください。

◎13番（本田芳枝君）

13番、本田芳枝でございます。通告書に従って質問をいたします。

質問を4問用意しておりますが、それぞれに具体的な内容を質問しているので、時間が60分で終わるかどうかわからないんですが、とにかく頑張ってみたいと思いました。それですみません。答弁のほうもその辺を考えて答弁していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。それでは最初に行きます。

昨年6月にこども基本法が国会において成立しました。粕屋町でも基本法の趣旨を踏まえ、具体的・効果的な実践の準備が必要です。関係担当職員はもちろん、教職員や子どもに関わる粕屋町の様々な大人が子どもの権利の内容をきちんと把握する必要があります。

また、今後、施策を進める上で多くの場で子どもの意見を聞く必要が出てきますが、粕屋町の子どもたちは、子どもの権利を踏まえた上で自分の意見表明をできることをどこで学ばばよいのでしょうか。今後の対応についてお尋ねいたします。

まず最初に、粕屋町でのこども基本法の位置づけと今後の対応について、町長にお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

こども基本法は、国が定めた子どもに関する最上位の法律でございます。粕屋町におきましても、子どもの施策を行うに当たって、最大限遵守すべきものと考えております。

今後の対応についてということでございますが、国のこども大綱、県の都道府県こども計画が作成されることになり、それぞれを勘案しまして、粕屋町における市町村こども計画を作成して、子ども施策の推進に努めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。粕屋町の子どもの人口は。まず、子どもというのを平仮名で書くようにしてあるんですけども、何歳までが子どもというふうに限定しておられるのではなく、発達段階に応じてということのようです。粕屋町で子どもの数っていうのは1万人を超えていると思います。未就学児、それから小・中学校、高校生、あるいは18歳

までの子どもたち。で、子どもの親を含めると1万5,000人、あるいはそれに関わる多くの方をあれすると粕屋町の半数以上の方が、このこども基本法に関係する、そういう流れになっていると思います。

それで、今、町長は簡単に答えてくださって、うれしい、短いからですね。けれども、これを担当するとか、今後の具体的、例えば、国の大綱、それから県の大綱で、それを踏まえた上で、県は大綱というかどうか分からないんですが、粕屋町が計画を立てないといけないっていう、その日程、スケジュールといたしますか、それは具体的にどういうふうを考えておられましょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それにつきましては、担当所管のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。こちらのこども大綱、都道府県こども計画といたしますか、地方自治体のこども計画というのがあるんですけども、こども基本法の第9条のほうでこども大綱を定めることとなっております。また、10条のほうで都道府県及び市町村がこども計画の方を定めることとなっております。

今、現在、こども大綱のほうを国のほうが定めている最中でありまして、ちょっとまだその情報が何も出てきておりませんので、いつっていうはっきりしたスケジュールはちょっと言えないところではあるんですけども、令和2年度から6年度までが、子ども子育て支援事業計画第2期の、子ども子育て支援事業計画が令和6年度までの設定となっております。こちらの改定といたしますか、第3期の分の作成と併せて、市町村子ども計画のほう、併せた状態で作成していく予定としております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ということは、粕屋町は来年度に動き出すという流れになりましょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。先ほどもちょっと申しましたけども、大綱のほうまだ出てきてない

のでどういうふうに進めるかっていうのが、はっきりとは今現在分かっておりませんが、今年度、子ども子育て会議等も行っていきますので、その中で、委員の皆さんに説明をした上で、必要があれば先んじて取り組んでいくという形もとりたいたは思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

別の観点から質問いたします。この内容について、こども基本法について、もう来年度から実際にいろんなことを進められるお話を今されたんですが、私はその前にこども基本法とは何か。行政職員としてはこれをどう対応しないといけないのか。あるいは、子どもに関わる施策ですので、町全体でどのように取り組むかっていうのを、大綱ができるのを待ってするというよりも、今からその準備が必要なんじゃないかと思うんですが、町長はその辺はどのように考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

当然、大綱ができるのは決まっていますので、情報を収集しながら準備に取り掛かりはしております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それではちょっと先に話を進めて、子どもの権利ということについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その質問は事前にはありませんので、当然、子どもの権利というのはこれはもう最優先されるべきものでございます。それがこども基本法の趣旨でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

誠にそのとおりです。ところが、実際、子どもの権利について考えて、あるいはそれをどういうふう具体的にいろんな施策に取り入れようかと思っておられる職員の方、あるいは保護者は少ないのではないかと私は思います。私自身がそうなん

です。それで、いろいろ勉強を昨年からしております。一般質問をこども基本法についてお話したのは、昨年の12月だったと思います。それに関連して、校則のガイドラインをとということで、一般質問しております。昨年の12月はそのことを中心にしましたので、こども基本法については、まだ、ほとんど触れていない、時間的にも無理だったのでちょっと省いたところがございます。

それで、私が一番基本になるのはこども家庭庁が令和5年の4月1日に、施行について通知を出しております。その通知が、ずっと内容がいろいろ多岐にわたっているんですが、そのこども基本法の第3条、基本理念についての説明は、国はここであるだけなんです。それ以外は、市町村とか県はどういうふうにしたらいいかという注意事項みたいなものが書いておられます。実際、こども大綱がいつできるかも、国ではまだ、いつ発表しますとか、そういう流れは決まっていません。けれども、実際これは、大綱ができてからすぐ取り掛かるというよりも、その前から準備をしておく必要があるのではないかと思います。

なぜかといいますと、子どもの意見を反映しないといけないんですね。子どものいろんな施策、そういうことに対してさあ今からしますよ、子どもさん集まって意見を言ってください、できるのかどうか。そこが私は大きな課題があると思うんです。そういったことに対する町長のお考えは、私はやっぱりこれは、未就学児の子どもは子ども未来課、小中学校の子どもは教育委員会っていうふうに、割と縦割りで分けますよね。だけど、このこと自体は、国全体が、国民全てが、この問題を考えて日本の将来を考える内容の、しかも非常に画期的な内容ではないかと思っております。

だから、粕屋町でこのこども基本法をどのようにしていかしていくか。それはやっぱり町長としての今後の姿勢によって、随分変わると思います。所信表明とかいろいろなところで、子ども真ん中の施策を中心にやっていくというふうにおっしゃっておられますが、子ども真ん中っていうことがどういうことなのか、その子どもはどのような権利を持っているのか、どう思っているのか。その辺を的確に把握していないと、施策に反映できないし、町長のお考えがきちんとしていないと、ほかの行政の職員の方は非常に難しいんじゃないかというふうに思うので、特に町長にお尋ねしたいと思っております。

それで、子どもの意見を反映するということについて、町長ご自身はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

全く同感ですよ。そのお考えは全く同感でございます。今回のこども家庭庁というのができました。これは、全ての子ども政策について一本化するという国の考え方です。市町村も全く同じです。同じように動かないと、この国の考え方は日本国全体には浸透しません。

したがって、今、本田議員がおっしゃったように、子どもの意見の聴取、これがキーワードです。今回の。全く同感なんですよ。だから、その準備を今してると先ほどちょっと言いましたけども、まだ国の大綱等が示されてないのでそれはまだできませんけども、準備は行っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

その準備を伺いたいんですが。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

方法としましては、アンケート等、これはしっかり行うということで、子どもの意見、また保護者の意見を伺うということが基本になると思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それではこの担当所管といいますか、担当の課は一応決めておられるんでしょうか。粕屋町におけるこども家庭庁の窓口。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今のところ、子ども未来課が担当になります。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ということは、子ども未来課が中心になって子どもや若者を対象としたパブリックコメントとか、審議会、懇談会への子どもや若者の参加の促進、あるいは子どもや若者にとって身近な SNS を活用した意見聴取などをしていく仕組みやその場づくりを、国は支援するというふうに、この家庭庁が4月1日に通知を出した中に書いてあります。

じゃ、子ども未来課はそういった内容を来年から実際にもう即始められると思うんですけど、今年、令和5年度の準備期間としてどのようにしたらいいのか、お考えがありますか。それはどっちに聞く、はいお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。先ほどからも申し上げてますけれども、実際には大綱自体は出てきてないので分からないということあるんですけども、先ほど言いましたアンケート調査とか必要になってくるとは思っております。方法について、先ほどもちょっと申し上げましたが、子ども子育て会議のほう、ちょっとこの会議の中は有識者等を含めた大人しかいないところではあるんですけども、どのような形で意見聴取をするかとかそういったところも会議の中では話題にしてどういった方法をとっていくっていう検討を始めていきたいとは考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今、お考えにあるのは多分これですね。これが第2期粕屋町子ども子育て支援事業計画が、令和6年度までになっているんですね。7年度からどのような内容を策定するかということをして令和6年度に多分、会議をつくられて話をされると思うんですが、そこの中のキーワードが子どもの意見をどうこれに入れるか、ということだろうと思います。

昨年、11月の27日に西小学校で子ども育成会の会合があったんですね。そこで、子どもの権利について、ファシリテーターの方がお見えになって子どもにゲームをしながら教えてくださっているんですけど、そこで子どもの権利って皆さん分かりますかって聞いても誰も答えができない。今から、そういう子どもに、自分たちに関わるいろんな町の法律に自分たちの意見が入るんだよっていうことを大人が子どもに伝え、あるいは学校の先生が子どもに伝え、子ども自身がそれを聞いた上で本当にそうなのかなあっていうのを思いながら進めていくっていうことに、やっぱり私は1年以上はかかると思っています。

なぜなら、今までそれを誰も聞いたことがない。子どもが権利の主体であるということを誰も子どもに言ったことがないと思います。ちょっとした会話にそういう話は出てるかもしれないけれども、子どもの権利ということについて掘り下げて、子どもたちに話している状況は、私には聞いたことがないんですね。日本の国全体も今そういうところで戸惑いがあると思うし、この子どもの基本法の内容について

も基本理念のところは、いまいはっきり分からない。私が読んでもね。解釈を見て、あるいは通知を見てこういうことが盛り込んであるんだなっていうのがやっと分かる。それは、憲法とか国際条約とかいろんなものを踏まえてこの基本理念に入れていますよっていうのを、読んでみて初めて分かる。そういう状態なんです。だから、来年、6年からスタートするときに、職員の皆さん、それから子どもに関わる公募された役職の方、あるいは子どもたちがどうその自分たちの意見をそこで言えるか。あるいは言える場を作るかっていうのは、粕屋町にとって大きな課題だと思います。

そしてもう1つは、こども家庭庁の通知の中に、国全体、国民の皆さんにこのこども基本法を周知するというのをどのようにするかという感じで問われています。だから、それも今の町長のお考えでは大綱ができてから進めるということでしょうか。その辺の流れが私としてはよく分からないので今回この質問に入れました。

どうですか。もう来年に大綱ができるかどうか分かってないんですよね。多分できるだろうと思うんですけど。うちの町はたまたま、これが令和6年までだから、来年からスタートするというので、来年いろいろ予算をかけたり、予算案を作ったりするときから始めるときに、もうそのことは既に、だから、今年の9月10月11月ぐらいに予算を考えないといけないのでその段階でどのように進めていくかという前準備が私は必要だと思うんですけど。それと、粕屋町全体に対してこういう基本法ができて、粕屋町はこう捉えますっていうことをアピールしないといけないと思うんですけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

町長の施政方針などもありましたように、国と同じように子どもを中心に据えたということで施策を打たれてあります。これを受けて私たち教育委員会も、恐らく住民福祉部も同じような方向で動いてるかと思います。これは、家庭庁ができるということはもう前々から掴んでおりましたし、その意義づけは何なのかということも理解はしてるつもりです。

したがって、大綱ができたから、よーいどんで動くんじゃないくて、もう既に動いていますよと。例えば、学校教育課と子ども未来課、若しくは健康づくり課と今タイアップして児童相談所に対するいろんな情報交換とかそういったシステムを、今だんだん垣根が低くなっているような状態に今なりつつあります。

それともう1つは、これちょっと議員と意見が少し違うのかもしれませんが、

私なりのちょっと考えですが、まず、こども基本法については4つの権利というのがあります。これは4つの原則とはまた違います。これは12月のとき私一度説明したと思うんですが、4つの権利というのは生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というのがあります。そして、4つの原則というのは、生命、存続及び発達に対する権利、それから子どもの最善の利益、これは子どもにとって1番いいことは何なのかってことを考えなさいということですね。だから、子どもの意見を尊重し参加できるという。

それから、差別の禁止、子ども自身の親の人権、性別、意見云々等々あります。こういった権利と原則というのがありますが、例えば、今、おっしゃられてるように就学前の子どもたちに意見を述べさせようとしても僕はなかなか発達などが発達レベルからいうと難しい部分があります。これは、私はこのように捉えております。就学前の子どもたちにもこういう権利があるんですよということを、親御さんなり地域なりが理解すること。この権利を子どもたちに行わせれというよりも、子どもたち一人一人誰一人取り残さない、こういう権利があるんだ。だから、子どもをしっかり皆さん守りましょう、見守っていきましょう。また、子どもがどういふふうな対応をするのかを見て、また方向性を考え直していきましょうという、これ大人側の僕は権利主張だろうと思うんです。

だから、子どもはどう意見を発表するか、その力をどう付けるかばっかりじゃなくて、子どもはそういうことを言えるような大人にしていきましょうね。まず、就学前は子ども一人一人を大事にしましょう。小中学校になったら普通の授業時間に自分の考えを思い切って表出できるような子どもをつくりましょう。人とやりとりができる、双方向のコミュニケーションがとれるような力をつけましょうとかですね。やっぱり僕はあっていくと思うんですね。

だから、そういった発達段階でやはり幼稚園児とか保育園児に自分の意見を言える子どもを作りましょうというのは、僕はなかなかちょっと難しいです。そういったことが守れる家庭であってほしいし、守れる社会であってほしいなということ、今回、家庭庁なりこども基本法で私は出されてるんだろうというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。ありがとうございます。教育長、ではまたそのことを後でお尋ねします。っていうか今、去年の内容について。それで、町長はこのことについて「去年の12月に大綱に伴いまして個別の具体的な方策、施策についてはどんどん町村に流れ

てきています。積極的に教育委員会と協議しながら取り入れて、子どもの権利の確保、そして子どもだけではなく大人を交えたところの、この粕屋町をもっと豊かに安心して暮らせる、発展するまちにという気持ちです。」というのを最後におっしゃっているんですね。

それで、多分今後、教育委員会とか子ども未来課の未就学児の子どもたちのこととか親御さんのことについて協議を進められていくと思うんですけど、今、教育長もおっしゃったように、子どもにさあ聞いても子どもは答えられないということは周りの大人がそのことをしっかりと理解して、常に、日頃から子どもに意見を聞くとか、子どもにいろんな話をしながら進めていくということはずごく大事だと思うんです。

昨年、ダイアロジックリーディングの講演を是非お願いしますということで、町が応援してくださって、実際そういう方がお見えになって、今の図書館のボランティアでも進めているところですが、実際なかなか難しゅうございます。

それと、アクティブラーニング。小中学校では子どもたちが先生と教室の中で一緒に学び合いながら、意見を言いながらそういう流れを今あるんですけども、具体的にそれがなかなか進まないというのが現状だろうと思っております。実際、私たちも読み聞かせをして難しいです。だからこそ、こども基本法の理念にのっとって、今後、粕屋町の子どもとの暮らしをいい具合に持っていくということが必要だと思うので、その中心になる町長にその辺の覚悟とかその辺のやり方っていうか、そういう思いを聞きたいと思って質問をしたんですが。

これはちょっとまだ過酷、無理な質問だったかも分からないけれど、昨年から今年にかけて、もう本当に国会でも世の中でも、このこども基本法についてのいろんな報道あっています。それを粕屋町にどう取り入れたらいいか。そしたら、粕屋町は結局、子どもの多い町。普通は十人に一人が、今、子どもっていうふうなところもあるようですが、粕屋町は25%が子どもたちです。で、その子どもたちが自分たちの権利、自分たちが権利の主体でいろいろ相手の意見を尊重しながら物事を進めて意見を言っていくということは、粕屋町にとってどれだけプラスになるか。私は、市制に向けて云々とおっしゃってますが、これがポイント、大きなポイントになると思います。子どもたちが元気になって、自分のことを自覚して、前に進んで、いろんな場所で自分らしさを発揮できる。そういうまちになってこそ、粕屋町は全国の中でも誇れるまちになるのではないかと思うので、ちょっと今日この質問を用意させていただきました。一応、町長もいろいろ思いがあると思うんですけど、また後でお尋ねします。はい。ということで2番目に行きます。不登校について。あ、そうだ。それで1問目。大事なことを忘れてましたね。子どもが権利の主

体であることを子ども自身、大人が理解できるために、粕屋町こども権利条例を必要と私は思っていますが、その辺のことは、町長ご自身はどういうふうにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この条例の制定でございますが、近隣では、平成19年度に志免町、平成20年度に宗像市が既に子どもに関する条例を制定しております。最近では、令和3年度那珂川市、4年度に田川市。次々、子どもの権利条例を制定したところでございます。

今回、こども基本法が施行され、これの条例が町に定められなくても、当然この子どもの権利は守られるべきものと思います。やはり、大きなこども大綱、あるいはその県のほうの指針等、具体的なものが出ればそれに齟齬がないような条例を作らなくちゃいけないと思いますし、これから先の市制を目指すこの粕屋町については、当然子どもの権利を最優先に考えた、このこども権利条例。そしてまた大事なものは、その理解する大人ですね。大人に対するその周知、認知、そしてまた理解を深めることが大事だと思います。それも含めたところで考えてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。よろしく申し上げます。

次に行きます。不登校について。不登校児童・生徒が、コロナ禍後、更に増えているとの報告が出ています。また2月に、文教厚生常任委員会は議会報告会として民生児童委員の方と意見交換会を持ちましたが、その席でも不登校についての話題が出ております。粕屋町教育委員会の分析、対策をとりながら粕屋町の方向性を探ります。7つの質問を中心に教育委員会に問いますとしてますが、最初の1、2、3、4。4かな。4までをちょっと、先に報告をしていただいて、そのあとまた、次に行きたいと思います。4まで、すみません。1は昨年度までの状況とその対応は。それから不登校児の分析。あるいは今年度の対策は。そして自傷行為に対する指導などはということで、この4問までのお答えを続けてお願いしたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、昨年度までの状況と対応ということでございますけれども、これ、5月の17日開催されました文教厚生常任委員会のほうでも御報告した数値にはなりません。まず、小学校におきましては、令和4年度には全児童の2.4%に当たります83名、令和3年度につきましては、全校児童の1.7%に当たります59名となっております。比較をいたしますと、24名増加をしているというような状況でございます。中学校のほうでは、令和4年度は全生徒の5.9%に当たる98名、3年度には全校生徒の4.8%に当たる76名となっております、比較しまして22名増加をしているというような状況でございます。全国的な傾向としまして、令和4年度は令和3年度よりも不登校の児童生徒が増加をしているという傾向が見られます。粕屋町でも同様の傾向が見られております。明確な分析結果があるわけではございませんが、コロナ禍におきまして、学校を休むということ自体への心理的なハードルが下がったといったことは影響があるかなというふうに考えておるところでございます。

この対応でございますけれども、コロナ禍の影響であるからこうしますという画一的な対応があるわけではございません。コロナ前からも継続しての対応ではございますが、生徒の一人一人の状況、それと児童生徒一人一人の状況を把握しまして、それぞれ適切な方法を探りながら、必要に応じて柔軟に関係機関とも連携し対応していくということを行っておるところでございます。

2番目の不登校児の分析、欠席の日数とか不登校の原因ということでございますけれども、病気とか経済的な理由を除きますと、年間30日以上という形で欠席をしている子どもを不登校という形で認定をしております。この日数の決まりがございまして、例えば、何月何日現在、何日に達したよとかってというような集計は行っておりませんので、特にこの欠席日数ということは集計上は把握はできておりません。もちろん個別には、学校のほうで把握をして対応しておるところでございます。不登校の要因でございますけれども、先ほど申し上げましたように、心理的な欠席のハードルが下がったということや、また、この時期につきましてはコロナ不安とかですね、あと、この時期に限りませんが無気力とか、様々なこれは原因が、家庭状況等も含めまして考えられるところでございます。

今年度の対策といたしまして、粕屋町でも不登校児童・生徒が増加をしているという状況に鑑みまして、今年度は不登校が生じないような学校づくりを進めるための福岡アクション3という県の推進しているアクションがございまして、この徹底を施策の1つとして掲げておるところでございます。まず、全生徒でアクション3について共通理解を図り、未然防止や早期発見、早期対応、きめ細かで継続的な支援とそれぞれのアクションを確実に起こしてまいりたいと考えているところでございます。また、保護者向けのこのアクション3というのは、教員向けと保護者向けと

両方あります。保護者向けのリーフレットも配布をいたしまして、家庭での取組としてのアクション3につきましても、デジタル連絡ツールや学級、懇談会等を活用いたしまして、保護者のほうへ周知をしまっているものでございます。更に、アクション3の徹底を図っても欠席が続く児童・生徒というのは必ずございますので、欠席15日以上、不登校兆候というもの、これを示しました段階で誰がいつどのような支援を行うか。より詳細に計画をして、一人一枚マンツーマンの個表をつくるようになりますので、これを作成するものでございます。この支援について話し合う会議、今年度はスクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーが入りまして、専門的な知見から支援を一緒に考えるようにしております。教育的な側面、心理的側面、社会的側面と様々な視点からアプローチをしまして、不登校児童・生徒とつながることができるようにしたいと考えておるところでございます。

最後4番目でございます。自傷行為に対する指導ということでございますけれども、学校における自殺予防検討会というのがあるんですけども、自傷行為の多くは単純に死ぬことを目的をしているものではなくって、怒りですとか不安、緊張、絶望感、孤立感、つながりたいというような欲望ですね、こういった非常に不快な、本人の中で不快と思われる感情を緩和するために行われるというふうに考えております。もちろんこれ、そういうふうな目的を本人が持っていると言っても無自覚ですとか、無意識であることがまた難しくなるんですけども、そういったようなことが考えられますので、単純に自傷をやめなさい、やめさせるということ、形ではなくて関係性をまず持続をします。つながりを切らないようにする。そして、援助を求めてきたり、自傷をしてしまったということを打ちあけてくれたことを褒める、支持をするというようなことなど、非常に専門的な理解、この自傷行為というものに対する理解ですとか、知見、対応するスキルというのが必要になってまいります。ですので学校の先生はもちろんなんですけれども、専門的な知見を持ったスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、こちらを含めまして対応させていただいているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。すみませんね、急がせて。時間がない。一生懸命、そこを考えてくださって早口でお話ししてくださったのかなと思いますが、ありがとうございます。

私がちよっと申し上げたいのは、国は平成28年、2016年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会均等の確保等に関する法律を定めて、その中で、

今までは不登校だった子どもさんに対しては、是非学校に戻るようという指導を学校の先生方もご家庭の方もしておられたんですが、それ以降、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくて、児童・生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指す必要があるということで、物事の考え方が少し変わってきたようなところがあるようなんですが、その辺は粕屋町はどのように対応しておられますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

不登校は、学校に来れないという子どもを問題児だとか、これが問題行動だという捉え方ではなくて、学校に来れなかったら将来、社会に対して自立する、若しくは社会参画ができない大人になってしまうんじゃないかという、いわゆる進路の問題だというふうに、粕屋町小中学校の先生方は捉えていただいているかと私は思います。そういった意味合いで、不登校になったら、自分で来るから登校刺激を与えないでというんじゃないくて、学校でこんなことやってるよとか、例えば、こういうことがあるからちょっと来てみないかとか。例えば、学校が無理であれば、教育相談室ぼるとがございしますが、そちらのほうに行ってみる。または中学校は、別部屋の不登というか、教室に入れないう子どもたち用の教室もございしますので、そちらのほうで少し勉強して帰るとか。場合によっては夕方5時過ぎに親御さんが連れてきていただいて、教室にちょっと上がっていただいて3人の先生と面談をするとかですね。そういったつながりを私は非常に大事にさせていただいているのかなというふうに思っております。

そういったことで、学校に来れない、来る。それだけを問題視するのではなくて、将来に対してこの子は今のままでいいのかという視点での支援。これを大事にさせていただいていると思います。それともう1点、先ほど子ども基本法のことでもこれ触れるんですが、少子化が進み子どもの数が減っている。児童虐待、又はいじめ、自殺、そして不登校の深刻化。こういったものがあるから、あえて子ども基本法、又は家庭庁をつくっていったという経緯がございしますので。絶対これとこれ関連性がございします。私たちはそういったことをできるだけ対処していくということで、勉強はしているつもりでございします。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。ありがとうございます。それで結局、ICTの教育を先に進めるとか、多様

な学びを多分保障してくださっているのかなあというふうに思いますが。今、教育長の言葉に出ました進路指導。実は、子どもさんがどうしても学校に行きたくない、それはもう仕方がないことなのかなあと思っておられても、やっぱり子どもさんの進路、それにはタイミングというものがあると思うんです。

15歳の春、3月に高校を卒業した。何とか卒業できたものの次をどうするかっていうのを、今の現状では、11月頃、いろんな情報が保護者のほうにいくようですが、それではちょっと遅いという保護者の意見も聞いております。2年生では早いかも分からないけど、3年生の初めの段階において、どういう学校があって、どういうことが必要だから、学校に来れないのは仕方がないんだけど、こういう準備はどうですかという形で、親御さんに話すっていうのも一つの役割かなと思っていますが。その辺のポイントとしては、いかがですか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今、おっしゃってるのは進学を中心にした指導のことだろうと思いますが、7月に第1回目をやって、そして10月か11月に2回目をやって三者面談で、ということが大体進学に向けての話ですね。就職に向けても同時にこう話していくわけですが、ただ、今おっしゃるように、高校受験がある15の春が云々ということじゃなくて、やはり今勉強できない、今人と会いたくない、今ちょっと自分はエネルギーが切れてるという状態の子であっても、後々20歳を超えてでも、やはり通信制で高校資格を取った、大検を取った。こういったやはり、一生を通じてどっかで学びたいって言ったときに、その準備は、私は今の社会はできてるかと思うんです。

だから、15歳だから今こうしないといけないという、その考えがやっぱり子どもを追い込んでしまうこともあるかもしれません。できるだけそこは寄り添うように先生たちはやっていただいていると思うんですけどね。だから、私は進学指導にあんまり、中学校というのは高校の予備校ではございませんので、中学校は中学校のやはり目的っていうのがございますので、やはり時期が云々というよりも、やはりそこは1つの通過点であるというふうにとらえておりますので、私は問題ないかと思えます。

それで、ICTは当然やっていますので。ちょっと手段は省きましたけどね。学ぶ機会はいろんなところである。そして、学ぶのは15歳から16歳だけではない。やはり一生かけてどっかで勉強する機会ってあるんだよという話は、僕は盛んに今世の中から出てきてるんじゃないかなと思うんですけどね。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。私が伺った何人かの方の意識とちょっと違うかなと思って、今、話を聞いてました。結局、中学校の親御さんは、やっぱり高校の進路、あるいは今の社会で高校に行っているかいないかその資格を持ってるか持っていないかで、親御さんの立場としては、是非そういう資格だけをとってほしい、学校には無理に行かなくてもいいというお気持ちがあるみたいなんですけど。そういう親御さんに対する指導を、今は例えば、日にちはこうって決まってないけど、こういう進路の仕方があって過去にこういうお子さんがいらしたというふうな指導を受けたいというふうな、お話をしたいという話を聞いたので、もう質問の中に入れてんですけど、その辺はちゃんと考えて、してくださっているということで、ありがとうございます。

それとその次に、フリースクールと、それから外国籍の子どもに対する対応はっていうのをしています。結局、学校に行けないけど、フリースクールでは学べるといふ子どもさんもいらっしゃるようなんです。それから粕屋町は、現在はそう多くはないみたいなんですけど、それでも学齢期の外国籍の子どもさんが20数人いらっしゃいます。その方たちに対する対応で問題にはなっていないようですが、やはり今後、粕屋町が人口がどんどん増えていくにあたって、その対応も考えておかないといけないんじゃないかなと思って、この質問の中に入れてみました。お答えをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい。まず、フリースクールについてでございますけれども、フリースクールに通われる事例は、議員おっしゃるとおり、数としてはごく僅かでございますけれども、大体毎年、数名いらっしゃるかどうかというぐらいの状態でございます。多くの場合、保護者からですとか、あるいは出席日数にカウントされるという関係がございますので、入りたいというご希望を受けたフリースクールのほうから御連絡をいただきます。そうしますと、教職員ですとか学校教育課の職員、指導主事なんかも含めて現地のほうを見学させていただきまして、保護者のほうともお話ししながら状況確認をさせていただいた上で、できるだけご希望に沿うように、柔軟にこちらも対応させていただいているところでございます。

次に、外国籍の児童・生徒への対応ということでございますが、外国籍といえども、もうずっと日本に生まれ育って、全く日本語不自由でない、何の支援も必

要がないという方もいらっしゃいますし、逆に日本国籍であっても、海外で生まれ育って日本語の支援が必要な方というのもしゃいますので、日本語支援の必要な児童・生徒への対応という形でちょっと答弁をさせていただきたいというふうに考えます。こちら数も多くはございません。ただ、やはり年に数件あるというような状態でございます。まず、日本語がどの程度分かるのか、逆に日本語じゃない何語なら分かるのかといったところも本当に個別の状況を確認をするところから始まります。その状況に応じまして、支援方法というのを検討して、通訳、誰かを雇わないといけないのか、あるいはデジタル機器等で対応ができるのか、あるいは保護者ですとか支援者の方の対応が可能なのか、いろんなことを検討しておるところでございます。

ただ、例えば、通訳等の支援員を雇用するといたしましても、言語によってはそもそも見つからないというようなものも中にはございますし、もちろん予算の都合というのもございます。また、支援方法を決定して手配をしている間に、割とこういった方の、ちょっと帰りますということで一旦帰国された後に、もう帰ってこれないとかいうようなことも、あるようございまして、準備はしたんだけど無駄に終わってしまったというようなこともあるようございまして。ということで、必ずしも全てに御希望どおりすぐ対応ができるというわけではございませんが、こちら許す範囲で可能な限り柔軟に対応に努めているというところでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

はい。不登校について様々な質問をしてお答えをいただきました。今の日本の状況の中で、本当に不登校が増えている。あるいはフリースクールもだんだんその増えざるを得ないような状況。私どもが小さい頃は、学校しか学ぶ場所がなかった。でも今、教育長がおっしゃるようないろんな場がある。ところが、情報が多過ぎて、本当に必要な情報は届かない場合もあるんですね。だから、是非、教育委員会にもほかの方たちにもこういう学ぶ場があるということ、あるいはこういう考え方がある、世の中はこういうふうに変わっていつているってことを、親は分からないことのほうが多いので、そういう発信を学校のほうからしていただきたいなというふうに思いました。

次に行きます。子どもを危険から守る子ども自身のプログラムについてということで、粕屋町公式LINEで不審者等のお知らせ配信が5月に1回、4月に2回ほどあったと聞いてます。私もスマホでそれを受けました。子どもの登下校の安心安全について、粕屋町はQottaby、あるいは防犯ベルなどの事業を行っていますが、そ

れだけで十分でしょうか。子どもの命を子ども自身が自分で守るという視点からの対策を問います。

1番、子ども自身・子どもたち同士で身を守る方法の教育は。2、行政・教育関係者ができる有効なサポートは。3、保護者が学べる場はということで、3つ質問を用意しました。それぞれお答えをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

子どもたちを危険から守る、そしてまた、子どもの健全な育成を見守るという観点から、様々な視点からこれはございます。それぞれ担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

全ての子どもについて、自分自身で危険から身を守り、どう行動するのかという教えについてというところでございますけども、こども基本法第3条にも記載されておりますが、全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて学んでいくことになるかと考えられております。

例えば、子ども自身が危険を回避するための必要な能力としては、どこが危険か予測する力、どこが危険なのか判断する力、危険に遭ったときに対応する力という3種類の能力を年齢相応に養う必要があると言われております。

しかし、こういう能力の養成は勉強を教えるよりも難しいため、例えば、1つの手段としてなんですけども、親子で通学路を歩いて危険地点を共有することも大切であるのではないかと考えております。

よって、教育、保育現場における安全教育とは、子どもたち自身が日常生活全般における安全を確保するために必要な事柄を理解して、安全な生活を送るための基礎力を養うことが必要であり、子どもを教育するというより、子どもの健やかな成長のため、常日頃から教育保育現場において、幼児期・小学校・中学校・高校と、子どもの発達段階に応じて子ども自身が身を守る方法を教えていくことも、もちろんのことではございますが、保護者や地域の大人が安心安全について見守り、配慮していくことが大切であるというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

総務部、協働のまちづくり課関連では、主に小学生の児童が対象となりますが、令和2年に株式会社にしけい様と安全安心まちづくりに関する包括連携協定を締結いたしまして、令和3年度から新小学1年生に防犯ブザーの提供を受けておりますが、令和4年度は、6月から7月の間に町立の各小学校で新小学1年生を対象とした防犯教室が実施されております。

内容は、「いかのおすし」のお勉強と。本田議員、「いかのおすし」っていうような防犯上のことは御存じでしょうか。そしたらちょっとご紹介しますと、知らない人にはついて行かないの、いか。それと、知らない人の車には乗らないの、の。大声を出すの、お。すぐ逃げるの、す。大人に知らせるの、し。で、そこを言葉をつなげて「いかのおすし」ということで防犯上の5つのお願いということで、子どもたちに教えているものでございます。

それと、御挨拶ダンスの2部構成によるものでございます。なお、令和5年度におきまして、新1年生を対象とした防犯教室を6月にも各小学校で実施の予定となっております。また、各小学校で粕屋警察署の協力の下、自転車教室等を実施いたしまして、交通安全に対する意識の高揚ですとか、交通マナーの向上を図っているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

教育委員会部局のものについて御報告をさせていただきたいと思えます。

まず、社会教育課ですけれども、実施をしておりますのは、子どもが何かこう危険を感じましたときに助けを求めてすぐに逃げ込めるといような子ども110番の家ですね。こちらのステッカーを作成しまして、御協力いただける町民の皆さまの御家庭、玄関などに、外から見やすい場所に、ステッカーを掲示をしていただいております。また、車についても、動く子どもの110番の家という形でステッカーを張っていただきまして、御協力をいただいております。また、青少年健全育成協力店のステッカーにつきましても、御協力いただけるお店の入り口に、各行政区の青少年指導員を通じて掲示をしていただいております。この掲示物のさらなる周知を、青少年育成町民の会議などで行っていきたいと思えます。

また、学校ですけれども、協働のまちづくり課ですとか粕屋警察署と連携をいたしまして、毎年、交通安全教室を1年生に横断歩道、4年生に自転車の乗り方ということで実施をしておりますのと、また先ほどちょっと古賀部長のほうから出まし

たけれども、防犯教室、これを実施をしております。今年も6月中に各4小学校で実施をされます。

また、議員のほうからも出ましたけれども、福岡県警からのふっけいメールというもので、不審者情報等が届きますので、これを学校のほうと共有をいたしまして、学校のほうからはスクリレというアプリを使って保護者のほうに共有をして、危険を皆さんのほうに把握して回避をしていただくというような取組も行っているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今、それぞれ粕屋町で行っている、危険から子どもを守るにはどうやったらいいかという施策をお話をいただきました。それはあくまでも、子どもが大人に教えて、こういう方法があるんだよってという流れだろうと思います。

ところが、今、危険ってという言葉の中には、暴力。大人からの暴力。しかもそれが、身近な大人からの暴力というものがあって、声に出せない。そういうお子さんも結構いらっしゃるといふのを、話を聞いています。そういうお子さんは、不登校になるとか、あるいは自傷行為をするとか、そういった子どもに対しても、やっぱり教育委員会とか、子どもの福祉を考える子ども未来課の方たちは、今後、対策を進めていかないといけないと思うんですが、完全なことはないんですね。

私が今1番思うのは、子ども自身がそういうことに遭ったときに、信頼できる大人にきちんとその話をする。あるいはその話をするためには、子ども自身が自分が自覚がないと。そこに子どもの権利条例が私は出てくると思うんですけど。大切に育てられる権利、あるいは守られる権利、そういったものを子どもがはっきりと自覚していたら、親にさえ言えないことを学校の先生。学校の先生に言えないことをほかの大人に話すということが、子どもができると思います。だから、そういうことが今度、今から必要になってくる。そうした中でのこども基本法と、私は思っていますので、今後の流れの中で今の施策はもう十分にされていると思うので、今後、粕屋町が物事を進めるに当たって、子どもを権利の主体として物事を考えていくときに、そういった視点も必要ではないか。というふうに思っているもので、ここにあえて出させていただきました。

また、実際子ども同士、親子で、あるいは保護者とそれから未就学児の子ども、あるいは教室でそういうプログラムを組んでいる、実際そのNPO法人がやっているところがあります。久留米とか福岡市は、そういう流れの中で子どもたち、あるい

は地域の大人が学んでいるようです。だから、学校の中だけではなくて、そういう民間の団体の力も借りて、粕屋町が、今後そういう方向性に進んでいったら、それはそれで随分違う。しかも子どもたちが安心して学べる。安心しないと子どもは自分の意見は出せないんです。大人でもそうです。それは、町長が一番心にとめてある。満足感ではない。安心感が、すごくまちづくりでは大事だと。安心な状況にいて、人は初めて自分の力を外に出せる。そういうまちづくりを是非進めていただきたいと思うので、こども基本法のことを関連してこれだけの質問を用意いたしました。

それで、町長にお尋ねいたします。先ほどお尋ねしたかったんですけど、そういうことを踏まえて、町長として何か、お気持ちでおっしゃりたいことはないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

こども基本法というのは、当然、スタートしてこども家庭庁になりますが、やはりキーワードは、大人の理解だと思いますよ。はい。大人の理解があってこそその子どもの権利を守り、子どもの安全を守り、この社会を今後永続的につないでいけると思います。

ですから、そういった意味では、大人を全ての大人を巻き込んだ1つの大きなうねりとして考えてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

13番（本田芳枝君）

ありがとうございます。実は、今議会では各議員の紹介プログラムをユーチューブでしています。私も自分で、実は作ったんですけど。それからユーチューブにはまりまして、いろんな情報が今あるんですね。ところが、昨日今日見ると、このこども基本法を自治体としてどうとらえるか。ということで、熊本市の教育委員会が、識者に授業を行わせて子どもの感想を聞いて、そして、自治体として今後どうしていくかという、そういうちょっと2時間ほどありますが、ちょっと長いんですけどもね。そういうことを聞きながら、それは1月29日の内容でした。今後、そういう内容がどんどん出てくるだろうと思います。

そういう中でも話があったんですけど、子どもの権利を認めれば、子どもはわがままになる。ということは、世の中では多く、そういう大人が多い。今、町長がおっしゃった、大人の理解が大事だというふうにおっしゃいましたが、私はそういう

話はよく聞きます。わがままになってしまうんじゃないかと。でも、その中でお話をされていたんですが、自分を尊重してもらうためには、自分の意見を認めてもらうためには相手の意見をきちんと聞かないといけない。そういった対話による合意形成、それを進めることがとても重要だし、それをやることで本当にウェルビーイングが、そういう生き方ができるという、そういう内容でした。

もし、お時間が許すならば、そういうのを見てくださってもいいかなあと、私もすごく勉強になりました。今後、この子どもの基本法、子どもの権利について、あるいは施策について今から少しずつまたその都度、一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

そして最後に、健康センターの改修の進捗状況についてに行きます。令和5年度の一般会計の予算に健康センター改修費602万円が計上されています。その目的、工事内容についてお尋ねします。1 目的、2 工事内容、3 健康子育てに関する情報コーナー設置についてということで、お答えをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

はい。まず、目的でございますが、国は改正児童福祉法によりまして、市区町村において子ども家庭総合支援拠点、児童福祉と子育て世代包括支援センター、母子保健の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターの設置に努めることとしました。それに伴いまして、粕屋町では、令和6年度に健康センター内にこども家庭センターを設置するために、今年度改修工事を行うものでございます。

2番目の工事内容につきまして、主な工事内容といたしましては一体的に相談支援を行う機能を有するため、その業務を行う職員を配置するために既存事務室の改修、また新たな相談室を設置するための部屋の改修、空調設備の増設等を行うものでございます。

3番目の健康子育てに関する情報コーナー設置についてですが、情報コーナーの設置については、現在、健康センターのロビーには、女性の妊娠、出産をサポートするパンフレットや産後のママのためのトレーニング教室、粕屋町ファミリーサポートセンターのお知らせ等を置いて、情報コーナーとして発信に努めておりますが、それ以外に、新たに情報コーナーとして設置する予定は現在しておりません。

理由といたしましては、まず、今の健康センターは住民の健診だけでなく療育支援事業等に日々使用しておりまして、工事内容でお話しした以上に、改修して設置

する場所の確保が難しいことが挙げられます。また、健康センターに来られる主な目的は、子どもの健診であり、健診時のスペースの確保や保護者の方も目が離せない小さい子どもさんの対応でゆっくり時間がとれないなどが考えられますので、子ども館や図書館等を利用していただければと思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私、よく分からないんですけど、602万円の予算がつくということは、設計士の方がちゃんとして工事をするのか。その工事の内容が総額が602万円なのか。その辺が分からないので、ちょっと質問したんですけれども。どういうふうに改修するかというところで、実は私、健康センターの情報コーナーを見てこれじゃいけないなと思って。手に取ろうという気にならないんです、いっぱいあって。それを、専門家の方がきちんと考えて、コーナーを。住民の皆さんがより使いやすい、そういうところにしてほしいと。あるいは、相談の段階で、設計の段階でそういうことを職員と、あるいは利用する若いお母さんたちとか年齢の高い健診を受ける方とか、そういう方と。602万円しかないのでもそんなにできるとは思えないですよ。ところが、広くそういうことを考えながら工事に携わってもらいと、随分違うと思います。10万円でも違うと思う。例えば、そこに壁があるかないか、あるいはちょっとコーナーをつくるか、椅子を置ける場があるか。そういうのを、是非取り組んでいただきたいと思って、今回この質問を用意しました。終わりました。

はい。ということで、私の質問は以上でございます。

（13番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ここで、暫時休憩に入ります。

再開時刻を14時10分といたします。

（休憩 午後2時01分）

（再開 午後2時10分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号3番、杉野公彦議員。

（3番 杉野公彦君 登壇）

◎3番（杉野公彦君）

はい。議席番号3番、杉野公彦です。通告書に従いまして一般質問を行わせてい

たきます。よろしく願いいたします。

今回は、都市計画道路の未整備路線、これの必要性と今後の事業計画等について質問をさせていただきます。都市計画道路については、町内で14路線が決定されておりまして、一番古いもので昭和21年、それ以外でも昭和40年代に決定をされております。そのうちに、完了してるものがどれくらいあるのかなあということで調べましたら、完了しているものは6件ですね。それから一部完了、若しくは事業中のものというのが5件ほどありますね。それから、一番ここ問題なんです、着手すらされていないというものも3件あるようです。

こういう状況で、実際、町民の皆さんからはこの道路ってできるのと。本当にできるんですかっていうような声をよくいただくんですね。実際、最初のものが昭和21年ということですから、もうそれこそ私なんか生まれる、はるか前から計画があるというような状況の道路が、いまだに未整備で残っているというようなことですね。なかなかこういう状況では、計画っていうものがどうせ画に書いただけだろうみたいな言い方がどうしてもされてしまいます。そうではない。道路行政とかいうのは非常に長期のスパンで考えないといけないもんですから、ある程度の年数がかかるというのは皆さん理解はされておると思うんですね。

今後、この問題については、これまで私が議員になって以降も、案浦議員でありますとか、田代議員なんかも質問をされておられます。私も令和3年12月の議会で一般質問をこれさせていただいております。今回は、その際に一応執行部のほうにお願いをしておりました内容がございます。また、そういう内容のその後どうなっておるかということと、併せて都市計画道路に関する町の方針、それから今後のスケジュール等について質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、最初の項目になります。先ほど申しましたように、令和3年12月議会におきまして、私が一般質問を行った際に、都市計画道路の必要性を検討するために、10年おきにその必要性を検討するために県と市町村、合同で調査を行って、カルテというものを策定されているという回答をいただきました。その際に、このカルテというものがあるのであれば、どのような評価がされているのか。そういう点について、県に開示をしていただくように進言をしていただけないですかと要請をさせていただいております。あれからもう1年以上たっておりますので、何らかの進展があつてるかと思うんですが、実際、県からどのような回答がありましたでしょうか。お答えをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

御質問にお答えをいたします。杉野議員御指摘のカルテにつきましては、都市計画道路の見直し検証についてでございます。それで、今後も都市計画として継続すべきか否かを判断するためのカルテでございます。路線の必要性を、10年ごとに県と市町村で協力し検証を行っておるというものでございます。

前回の検証は、平成30年度から令和2年度までを行いまして、検証結果の公表につきましては開示についてどうかということなんですが、県のほうでも検討されておったんですが、市町村によっては公表を控えてもらいたいという市町村があるようございまして、県としては、一斉に検証の結果の公表を行わないということで伺っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい。そうですね、県としては全部を公開をするというのは、ちょっとそれぞれの市町村の事情もあるということで、今回はやらないという御回答なんだろうなと。県としても立場としてつらいところはあるのかもしれないですね。

この、例えば、カルテってやっぱ市町村ごとじゃないですか。例えば、粕屋町のカルテについてのみ、これを開示をするということは可能なんでしょうか。その点お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

都市計画道路の見直し検証につきましては、県と市町村で協力して行っておりますので、町独自の公表は考えておりません。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい。確かに、例えば粕屋町の道路とはいえ、道路つながってる部分も多ございますんで、関連する市町村があるというのも事実だろうと思います。この開示ができないっていうのはあくまでも何て言いますか、県と市町村の意向というか、法的に開示ができないというものではないと私は理解してるんですが、その点はいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

そこら辺は、ちょっと県のほうにも確認しないと不明な部分がありますが、先ほど申し上げたように継続すべきか否かということでの調査項目になりますので、今のところ粕屋町はそのままの計画どおりを進めるということで進んでおりますので、そこら辺ちょっと御理解いただければというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい。それではちょっと参考までにお知らせをさせていただきますが、私もこの点でいろいろネット等で調べております。その関係で群馬県の吉岡町というところが、ここ実際、都市計画道路の見直しをされてるんですよ。その中でこれも県と一緒に調査をされた部分だろうと思いますが、路線の必要性を検証されたものを、実際のカルテ、これホームページ上で公開をされております。ですので、僕はこれ開示ができないということはないと考えてるんですね。当然、ここの吉岡町さん、これ群馬県って確かいろいろ都市計画道路の見直しをほかの自治体でも確かされているような、僕記憶があるんですが。そういうところで、ここの何ですか、見直しの実施の検討委員会ですか、ここの段階で議論をする中で全てこの辺の情報が実際路線ごとでホームページ上で公開をされてました。内容が、福岡県のものとは幾分違うんだろうかとは思いますが、その辺も含めて、この必要性、本来であればこの都市計画マスタープランの見直しのところでの検討が本当は開示とかされるべきであったんだろうとは思いますが、その辺をもしよろしければ、今後、次回もこれ多分10年ごとにやっていく話ですので、今後都市計画道路っていうのが、それこそ、この10年で全て終わると私も考えておりません。実際、難しいだろうと思ってます。そういうこともありますんで、今後の検討にする材料としていただければなと思っております。

それでは、ちょっと続いて2つの項目のほうに移っていきたいと思っております。2つ目が、この前回の都市計画マスタープランの見直し、先ほど申し上げました。これが平成30年の8月ですか、スタートしております。そして、様々な審議会等での審議を経て、令和2年12月にこういう冊子が出ておりますけど、こういう形で策定をされております。ここで都市計画道路の必要性を検討するために、先ほどカルテというものは作ったんだというお話がありました。

それでは、この必要性を検討されたカルテにおいて、町内の未整備路線、それから一部整備済みの路線の残り、残区間の分、これについての必要性。これまでも必

要であるからずっと計画上残ってきたと思いますが、その必要性の変更はなかったという、先ほどのお話からだとも思いますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。確認のためお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず、都市計画道路につきましては、都市間、地域間を結ぶ広域交通道路網として、都市計画道路がございます。粕屋町の都市計画道路の多くは、福岡都市圏を結ぶ広域交通道路網としての役割がございます。都市計画道路につきましては、交通渋滞の解消や緊急輸送道路の役割、日常生活や産業活動等における移動時間の短縮など、都市基盤のアクセス性の向上のほか、地域の土地利用、都市機能、環境改善など、地域の活性化の観点からも大きく寄与する都市施設となっております。

都市計画マスタープラン見直しの際も、現状の町内交通量の状況のほか、将来推計交通量においても、町域は増加が推定されていること。先ほど答弁いたしました都市計画道路の役割など、総合的に考え広域交通道路網や都市機能の強化としての役割、必要性が今後も見込まれているところであります。見直しました都市計画マスタープランにおいても、未整備、一部整備路線については、交通体系の方針図としてマスタープランの中で位置づけを行っており、路線の存続を行っているところであります。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい。必要であると。全路線、これについては必要であるのでこのまま計画を進めていくという理解ですね。ということなので、一応これは年数はまだ不明でしょうが、全路線開通をさせるという町側の判断、お考えということでもよろしいでしょうか。再度確認いたします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

はい。町の将来構想図、将来構想としては、都市計画道路については整備を目指していくという考えになります。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい。分かりました。そういうことで、作っていく。このまま都市計画を作っていく。この道路、非常に、僕見て、昭和20年代に作った計画を作った人は、ものすごく先を見て作ってるなって思ってます。非常に、今となってはこれ、この道路ってすごく当時はそこまで人口と交通量も少ないでしょうから、ここまでのっていうのは少しオーバーかなと思われた部分もあったのかなあと推察はするんですけど、今となっては本当、非常にこれが完全に、もし、できていれば非常に町内の交通なんかスムーズに流れておっただろうというふうに思う次第です。ですので、このまま続けられるということであれば、是非1日でも早くという話になるんですが、それで続いて3つ目の項目のほうに入らせていただきたいと思います。

都市計画マスタープランの見直しの際に、先ほど引き続き必要であると。将来的にもこれは、この計画はこのまま進めるべきだというふうにされました。都市計画道路ですね。今回の場合は、これ今、未整備の路線、残った区間とか全く手がついてない区間ということになるかと思うんですが。今後、整備を進めていく上で、町として各都市計画道路の優先順位の決定、これ多分絶対必要だと思うんですよ。限られた予算をどう使うかというお話になります。これ道路に限った話でもなくて、町が抱える事業というのは全て財政的な優先順位をつけて実施をされてあるかと思うんで。この優先順位っていうのは、たとえ道路に関する予算の中であっても、当然この優先順位づけの決定とかいうのが行われる必要があると思いますし、そうすべきだと考えます。今後の事業計画の策定というのも、当然進めていかねばならないでしょう。

であれば、その準備として、各路線、こちらの現時点での、当時ともう今、貨幣の価値関係が全然違いますんで、現在の各路線の概算事業費、こちらを算定する必要が非常に重要だと思うんですね。当然、これあと何年で作るよと。当然、道路によっては県の負担とかいうことを求めていく部分もあるかと思うんで、必ずしもうちの計画どおりにはいかないとは思いますが、とはいえ、ちゃんとその辺を確定していくためには、概算事業費というものを算定していく必要があるのかな。それがなければ、いわゆるこの優先順位の決定であるとか、将来いつぐらいのスケジュールですね。この今後のスケジュールをどうやって、何年後ぐらいには完成するんだっていうような話がすることは不可能だと思うんですよ。ですので、これ、僕は絶対必要であるなあと思ってます。これについて、そうですね、町長のほうのお考えをお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、議員がお話しされました、都市計画道路は14路線ございます。これまで、国や県が事業主体となり、町も協力しながら整備も進めてきました。その中で、国道201号線、そして都市高速4号線、筑紫野古賀線バイパス建設などのほか、町単独で行った蒲田長者原線、これ大分古いですが、そういったふうに時々優先度を考えながら整備を行ってきたところでございます。町内では福岡東環状線、そして粕屋久山線の都市計画道路の整備を現在行っております。

先に述べました、筑紫野古賀線バイパス。これは、実は平成16年に事業化され、本年やっと4月25日に供用開始され、これまでの門松交差点付近から大隈跨道橋付近までの慢性的な渋滞がやっと解消され、沿線近く的生活道路へ進入する通過交通も減少したように見受けられるところでございます。非常に効果があったと思います。

現在、町内で事業中の早期完了に向け、関係機関と協力しながら整備促進を図ることが、まずは優先されますけれども、筑紫野古賀線バイパスが供用開始され、次はどこかとなると、やはり東環状線。この南北につながる粕屋町のちょうど東西にまたがる、そしてまた南北につながるこの路線の完成が目指されるころと思っております。そのためにも、現在町内の交通量、そして将来の推計交通量、広域交通道路網としての役割、そういったふうな、どの路線が次に進むべき優先度の高い都市計画道路であるかどうかの調査のほか、当然今議員が御指摘のように財源、これが大きな課題となりますので、事業に必要な概算事業費を把握する調査が必要であると私も考えております。これらの調査を今後進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい。今後進めていかれるということですが、そうですね、これだけもう時間がかかっておりますので、まずそれを、スピード感を持ってやっぱり進めていただきたいのですよ。もう時代が、どんどん変わって行って、これ昭和の、戦後すぐですよ。その時代から今もう令和という時代になってもいまだにこういうことになってるっていうのは、その当時のバブルはじけて以降の日本の景気の問題もあるでしょうが、とはいえ、やっぱりもう時間がかかり過ぎてます。

ですので、概算事業費を算定するっていうのは、これもう早急にやっていただきたいと思っております。少なくとも、そこをはっきりしないと、今後の、いわゆる何ていうんですかね、スケジュールがやっぱり出ないんですよね。いつに、例えばこれが100年後完成しますよっていう話になるのか、10年20年でいくのかとか、そういうところの現実味が本当に今の状況では薄いと。都市計画マスタープランなんか

も、本当はそういった内容が盛り込まれるべきものだとは僕は思うんですね。理想はいいですよ、理想として。でも、これを具体的にじゃあいつまでにやるんですかっていうお話です。時間の話ですね。そこが、もう少しやっぱりちょっとはつきりしないのでこの問題をもっとややこしいことにしてるのかなあっていうふうに考えております。その辺についてはどう思われますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も同感でございます。事業費が資材費の高騰により待てば待つほど高くなるというのは、現実的にございますので、この概算の推計につきましては順次進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい。もう是非ともお願いいたします。これは本当、道路に関しては地権者の問題とかもあるんですけど、それ以前にいろんな、例えばこれまで粕屋町商工会さんとかと色々な話をしてきたりとか、いろんな方と話をする中でやっぱり道路に関する要望って結構多いんですよ。もう渋滞してとか、もう生活道路に車がどんどん入ってきて安心して歩けないとかですね。やっぱそういう声ってよく聞くんですね。やっぱなおさらそこを、やっぱ住みやすい町っていうのを実現するためには、やっぱそこからまず入っていかないといけないかなあと思っております。

それでは最後の1項目に入っていきたいと思いますが、ここまで質問してきました都市計画道路の未整備路線、及び一部整備済み路線、これの必要性。当然マスタープラン等には書いてます。整備を急ぐ路線だとか、将来的に検討する路線だとかいろいろ書いてますが、その辺と先ほど申し上げた各都市計画道路の優先順位とか概算事業費。それから例えば、先ほど申しました時間の話。どれぐらいの計画で、町としては今のところ考えているんだよというような、そういう時間に関する計画。こういった情報を本来は、町民の皆さん、それから特に道路の予定地となっている土地を所有している地権者の皆さん、これかなりやっぱりいろいろ制約を受けてるっていうのが現実なんで、こういう方々に対し本来は県がしてもいいのかもしれませんが、なかなかそこは難しいでしょうから、町独自ででもこの説明を行っていく必要があるのではないかと私は考えております。

都市計画マスタープランを策定するときには、当然、意見を皆さんに広く聞いてとかアンケートとかというのもされてるのは知ってます。ただ、結果、この計画が

具体的に説明をされるってことが、なかなか多分ないような気がするんですよ。計画策定中とか、計画案についてのパブリックコメントとかというのはよく聞くんですけど。やっぱその辺、これから先の計画ができました、じゃあ本当に今こうやっていくんです、この優先順位はこうなんですよって。時間としては、何年後ぐらい、例えば20年で考えてるんですとかってというような説明を、やっぱりする必要があると私自身は考えております。町としてこの辺の説明会、説明会になるのかどうなのかってというのはちょっとやり方はいろいろあるでしょうが、そういった説明をするお考えってのはありますでしょうか。お答えお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

はい。議員、御指摘でかなり御不便をおかけしている部分もあるというのは私も重々承知をしております。それで、先ほど町長も答弁した中に、やっぱり将来の交通量とか、どういうふうな優先づけをしてやっていくのかというのは、一応、調査研究を行いまして、どのような形で町民の皆さまにお知らせするかにつきましても、調査内容や調査結果を踏まえて、そういう説明できる機会を設けさせていただければというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

はい。もうこれもね、これってというのは先ほどの3つ目の項目で質問した内容あたりが、網羅されないとやっぱりできないので、例えば今日言いまして、はい、数か月内にやってくださいとかいう話ではないとは思いますが。ただ、やっぱりこれ、先ほどから言うように、例えば都市計画道路なんてもう要らないんじゃないのってというような声が出るってというのは、やっぱり計画だけであまりにも内容に現実味を皆さん感じてないんですよ、そこが。道路は必要なんですけど、果たしてこれができる気がしないって皆さんおっしゃいます。自分の生きてるうちには無理だろうって。そういう何か考えから、やっぱりもう都市計画道路なんてもう外してしまえば、見直したほうがいいんじゃないのっていう意見が、当然やっぱり出てきます。こういった声に応えるためにも、いやそうじゃないんですって、都市計画道路が本当に必要なんですよって言われるのであれば、是非その辺をしっかりと町民の皆さんに説明をいただきたい。そうすれば、皆さん分かっていたらいいんじゃないかと思うんですよ。実際はそうなんだと。そういうふうな、じゃあまあしょうがないなど。こういう財政の状況だとか、いろんな県内各地の状況だとかを踏まえて、町

の中でもこだけ路線が今、工事が動いててとかっていうやっぱ説明がないと非常に難しいかと思っております。是非、早くやっぱそれを待たれている方はいっぱいおられますし、いろんなことで道路に関して意見を持たれてある方は、非常に多いというのは私が肌で感じる実感です。はい。

最後に、都市計画道路も最初に冒頭に申し上げました、計画決定から長いものではもう80年近く、短いものでも50年近く経過してます。道路行政は長いスパンでやっぱ考える必要があるということは重々理解をしております。また、広域的に粕屋町だけということではなくて、もう広域的な考えを持って進めていくという必要がある。そして、県や近隣市町と協調しながら計画を進めるっていう、これは非常に重要であるということも重々承知をしております。

しかし、この決定から、都市計画道路の決定から現在まで、町民にも土地所有者にも、このほとんど、こういう具体的な説明というのがなされていない。ここに問題があると思っております。客観的な数値、こういうものを用いて具体的に今後のスケジュール、これを明示させていただいて説明を行ったら、道路行政に非常に不安を持たれてるような方でも、町民の皆さんでも、土地所有者の皆さんでも、理解をしていただけるのではないかなと思っております。最後にこの計画、都市計画道路が計画どおりにできたら、この町内を通過する車両が都市計画道路のほうに誘導されて、昨日も安藤議員のほうで質問ありましたよね、扇のこの道路の話。あれもこの都市計画道路の南里新大間線ですか、これができるのと緩和できるんじゃないかなって、僕思わんでもないんですね。そういう生活道路に進入する車両を減らすことができれば、それによって通学する子どもたち、それから車を利用されない高齢者の方々の歩行者の安全が確保されるということにつながると思うんです。

町内の、例えば全通学路、全町道に歩道をつけてとかいう話が現実的にできるかということ、正直やっぱ難しいです。であるならば、その生活道路に流入する通過交通をいかに減らすかっていうことをやっぱ考えていかないといけない。そのためには、この都市計画道路っていうのがすごく一役買うわけですよ。役に立つわけです。非常に財政が厳しいという状況は理解いたします。それでも、いろんな全国各地の自治体よりはまだ恵まれているのかなあという気はしますが、住みやすいまちづくりのために、そして交通弱者である歩行者の安全のためにも、是非とも、1年でも1日でも早くこの都市計画道路というものを進めるのであれば進めていただきたい。町としてはこれは全部やるっていう方向性が今出ている以上は、進めるならば進めていただきたいと思っております。当然、必要ないんだったら見直せばいいんですけどね。でも、今現在はそうじゃないっていう結果が出てくるんですから、もう1日も早く進めていただきたいと思います。

そのために必要であれば、私一議員の立場ではありますけど、協力はさせていただきたいと思っておりますし、恐らくほかの議員の方々だってそう思っておられると思うんですよ。そういう方多いと思っております。当然、大きいこういう、例えばですよ、千代粕屋線の残ってる所やろうなんて思ったら、町だけじゃ厳しい。県道のバイパスなんだから、当然県を巻き込んで、県にお金も出してもらわないかんでしょう。そうなるとう県のほうにやっぱり、交渉に行かないといけない。そうなったときにやっぱり地元はこれだけの熱意持ってやりますよ、っていうのをやっぱり見せる必要もあると思うんですね。そういうふうに私どもは思っております。それで最後にちょっと町長のほうに、全体的な感想でも結構です、お考えでもいいです。何か御発言をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

道は命ですね。まさに道路が国土をつくると。これは粕屋町の要するに骨となる部分ですね。これを作るのは道路だろうと思っております。その道路ができれば、当然、町は栄え、人口も増え、産業も増えるというふうになると思っております。そしてまた、何よりもお住みなっている住民の方々の安全の確保ができる。これはまさに全く同感でございます。

そういったためにも、様々な今の道路交通事情の中で問題となっていることを解決するためにも、こういった新しい街路の早期の着手が必要だろうと思っております。県とも今後精力的に交渉を重ね、1日でも早く、1年でも早く着手できるようなことに進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

（3番 杉野公彦君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、3日間にわたりました「一般質問」を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時42分）

令和5年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和5年6月13日（火）

令和5年第2回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和5年6月13日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（15名）

1番 古 家 昌 和	10番 田 川 正 治
2番 田 代 勘	11番 福 永 善 之
3番 杉 野 公 彦	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基
9番 川 口 晃	

3. 欠席議員（1名）

4番 宮 崎 広 子

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美 議会事務局係長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 古 賀 博 文
住民福祉部長 神 近 秀 敏	都市政策部長 新 宅 信 久
教育委員会事務局次長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司

経営政策課長	吉 田 勉	税 務 課 長	渋 田 香奈子
収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	臼 井 賢太郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

令和5年第2回6月定例会も、無事に閉会日を迎えることができましたことに、執行部の皆さま、議員の皆さまに感謝申し上げます。本定例会の12日間に及ぶ審議も、残すところ本日のみとなりました。また、3年にわたる新型コロナウイルス感染症も終息の兆しが見え、2類から5類へ引下げられ、ふだんの生活に戻りつつあります。引き続き、感染拡大に注意しながら、日々の生活を大事にしていきたいと存じます。

また、本日は気温も高くなりそうですので、上着を取られる方は取っていただいで結構です。

本日、4番、宮崎広子議員から欠席届が提出されております。

ただ今の出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

議案第38号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第38号「専決処分の承認を求めることについて」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第38号は、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正したものです。今回の改正の主な内容としては、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しと森林環境税の導入について、法改正に伴う所要の規定の整備等を行ったものです。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、令和5年3月31日に専決処分が行われました。よって、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求められたものです。

委員会での内容につきまして、森林環境税が6年度から国税として課税されるが、県も森林環境税を課税している。それとの関係はどうか、変化はあるのか。それと今、県の森林環境税はどのように徴収されているのかという質疑に対し、県の森林環境税は、県民税の均等割に上乗せし500円徴収されており、6年度

以降も続く予定。国の森林環境税と福岡県の森林環境税は課税の目的、用途の基本的な考え方が違う。国税のほうは、森林吸収源対策に係る地方財源の確保が目的。福岡県のほうは、荒廃した森林の再生等を図る政策に要する財源の確保。用途の基本的な考え方は、国からの助成分は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で幅広く弾力的に実施。県のほうは、福岡県森林環境税条例の趣旨に沿って、荒廃森林の整備に必要な施策を限定して行うということになっている旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり承認すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第38号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。そうかすみません。宮崎議員欠席でございましたので、全員賛成であります。

よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第39号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番(井上正宏君)

議案第39号「専決処分の承認を求めることについて」、議案の付託を受けました、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、負担の適正化を図るため、賦課限度額及び軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものです。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和5年3月31日に専決処分が行われました。よって、同条例第3項の規定によりこれを報告し、議会に承認を求められたものです。

審査の中で、国民健康保険税の賦課限度額引上げが、今後の国民健康保険税額に影響を与えることはあるかとの質疑で、賦課限度額対象世帯も減少しているため影響はあまりないと思われるが、被保険者自体も減少しているので、今後、どの程度保険税に影響があるかは、課税対象の年度の所得によって変わるので、一概には比較できないとの答弁があり、また、3月末は年度末だが、なぜ7月に保健証が変わるかとの質疑で、所得が判明するのが毎年6月で、その後、本算定を行い、8月から使用できる新しい保険証を7月に発送しているとの答弁があり、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり全員賛成で承認すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第39号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第40号から議案第53号までの「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」、14件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第40号から53号「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

議案第40号から53号は、粕屋町農業委員会委員が令和5年7月24日に任期満了することに伴い、粕屋町農業委員会の委員、及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条の規定により、14名の方を粕屋町農業委員会委員に任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求められたものです。農業委員については、農業委員会等に関する法律に基づき、農業に関する見識者のほか、利害関係を有しない者を含めなければならないことと、国等から女性委員の登用促進を求められていることから、今回、一般公募で女性委員2名が選出されております。14名の方々の住所、氏名、生年月日、経歴につきましては、議案書に記載がありますので御覧いただきたいと思います。見識者の経歴については、農業に係る経歴、一般公募の方々の経歴につきましては、一般的な経歴となっております。なお、任期につきましては、令和5年7月25日から3年間となっております。

委員会の中で、農業委員の認定農業者過半数要件の例外ということで、区域内の認定農業者の数が、粕屋町は3名だが、委員定数の8倍を下回る場合には、原則として認定農業者が委員の過半数を占めることとなっている。今回の改選では、認定農

業者等が1名であり、過半数の要件を満たさず、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等にすることとしたとしても、委員の任命に著しく困難が生じる場合は、農林水産大臣の承認を得ることとなっており、5月に大臣承認を得ている旨の説明がありました。また、公募や推薦の詳細について、農区推薦が11名、農協推薦が1名、一般に応募したものが2名ということです。今後も、年齢、性別等、偏りがないうように選任に努めてもらいたい旨の意見がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全議案・全農業委員の方の任命について、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これらの案は、人事案件につき、先例申し合わせ事項により討論を省略し、これより議案第40号から議案第53号まで、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。
それでは、議案第40号から議案第53号までの14件を一括して採決いたします。
議案40号から議案第53号までの14件に対する委員長の報告は、全て同意であります。これら14件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
よって、議案第40号から議案第53号までの14件は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第54号「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第54号「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第54号は、今回の改正、監査委員の報酬額を変更するものです。監査委員の職務は、地方自治法や地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、予算の執行、財産の管理、地方公営企業の経営や一般行政事務について定期的に行われる監査のほか、住民等からの請求による監査を行うなど、多岐にわたるものです。その重責に対する報酬とするために、監査委員の報酬額を増額するものです。

委員会の中で、糟屋郡内、報酬に関して足並みを揃えようという動きが見られるが、人口規模、予算規模も、粕屋町は近隣と違う状況にある。独自性を出して郡内を引っ張っていってもらいたい。また、代表監査委員のなり手不足も懸念されること。また、職務も重責であるのでもっと増額してもよいのではないか。もし仮に、住民監査請求があったとしても、報酬が変動するわけではないので、その点も懸念材料であるような意見が出ております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

ないようですので、これにて、議案第54号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番(福永善之君)

54号、監査委員の報酬を上げる提案に反対です。識見を要する代表監査委員の報酬増には賛同しますが、議会選出の監査委員の報酬は現状維持でよいと考えます。

粕屋町監査委員条例第1条第2項には、監査委員の定数は2名となっております。また、第2条には、2名の内訳は識見から1名、議会から1名となっております。2018年、監査制度の充実強化の名目で地方自治法が改正されました。内容は、議会選出の監査委員の選任義務づけの緩和です。地方自治法第196条第1項には、条例により議会から選任しないことができると明文化されました。この改正案により、全国の地方自治体の中では、監査委員の議会枠を廃止するケースが出てきております。

今回、糟屋郡町監査委員協議会より、監査機能の充実強化の要望が、糟屋郡町村会に提出されたようです。充実強化を求めるのであれば、利害関係のあると考えられる議会からの選出を廃止し、なるべく外部監査となるよう、行政と関わりのない人選、行政としがらみを持たない人選をしていくべきと考えます。

以上の観点から、この議案に反対です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第55号「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番(井上正宏君)

議案第55号「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」、議案の付託を受けました、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております青木政広氏が、本年9月21日をもって任期満了となり退任されるため、新たに安河内哲也氏を教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。安河内氏の経歴につきましては、資料を配付しておりますが、教育委員としての識見・人格共に優れた方でございます。任期につきましては、令和5年9月22日からの4年間となります。

審査の中で、任期が1年ずれると説明があったが、どういう意味なのか。質疑に対して、従来から4名の委員の任期を1年ずつずらし、重複満了がないようにしているとの答弁がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき先例申し合わせ事項により討論を省略し、これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(小池弘基君)

全員賛成であります。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長(小池弘基君)

議案第56号「粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第57号「粕屋町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」、議案第58号「粕屋町家庭的保育事業等の設

備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、以上4件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番(井上正宏君)

議案第56号「粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案57号「粕屋町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」、議案第58号「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案の付託を受けました、文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

議案第56号は「粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、厚生労働省令の一部を改正する省令が、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、同省令の規定に関する条文について整備する必要があるため、所要の改正を行ったものです。

審査の中で、当町の学童保育所で自動車運行の予定はあるかとの質疑で、現在学童でのバス運行はない。将来的に民間移譲等で可能性はあるとの答弁。大川保育所以外で民間移譲の可能性はとの質疑で、現在予定はない、将来は未定との答弁。第10条3の詳しい説明を、との質疑で、放課後児童支援員の採用について、採用から1年以内に該当研修を終了する予定があれば採用可能としたとの答弁。この主旨、第10条の3のような規定は以前からあったのではとの質疑で、民間委託先によって資格手当などある場合もあると聞いているとの答弁。第10条3の規程は、支援員の採用条件が緩くなったのかとの理解でよいのかとの質疑で、そうですとの答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第57号「粕屋町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されたことにより、子ども・子育て支援法に条項ずれが生じたため、所要の整備を行ったものです。

審査の中で、こども家庭庁関連の担当所管はとの質疑で、実施は各課にまたがっているが、議案第57号、58号、59号については子ども未来課所管分であるとの答弁があり、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第58号は「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等が施行され、基準省令が改正されたことに伴い、関係する条文について整備する必要があるため、所要の改正を行ったものです。

審査の中で、保育所と児童発達支援施設などが併設されたケースなどで、職員が一定基準のもとで兼務できるようになったとの理解でよいのかとの質疑に対して、一体支援インクルーシブ保育を行うため、一定基準のもとで兼務可能になったとの答弁があり、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第59号は「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域保育型事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に関する内閣府令等が施行され、基準府令が改正されたことに伴い、関係する条文について整備する必要があるため、所要の改正を行ったものです。

審査の中で、主な改正内容に民法における懲戒権に関する規定が削除されたところがあるが、補足説明をとる質疑があり、児童福祉法に変更があったため、条例第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除したとの答弁があり、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第56号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第57号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第58号の討論に入ります。

まず、原案に反対する方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第59号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第60号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第61号「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上2件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第60号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第61号「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。

なお、審査の経過については、議長を除く議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告させていただきます。

まず、議案第60号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,038万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を208億1,186万3,000円とするものです。歳入は、国庫支出金を1億2,843万1,000円、諸収入を323万5,000円増額するものです。また、財源不足を補うため、財政調整基金から872万3,000円の繰入れを計上されております。一方、歳出の主なものは、デジタル化推進事業費を475万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を1億1,565万9,000円、消防設備設置補助事業費を517万円、町立幼稚園運営管理事業費を1,052万3,000円増額するものです。

議員間討議において、西幼稚園太陽光パネル設置に関して、環境に配慮したGXの取組は重要なことと理解しているが、費用対効果もしっかり検討してほしい旨の意見がありました。また、この西幼稚園の太陽光パネルは、GX推進室設置前の計画で、単独で検討した事業である旨の説明があったが、今年度、GX推進室が設置をされておりますので、公共施設全体の計画を立て、スケールメリットを最大限生かせるよう、今後取り組んでいただきたい旨の発言がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第61号「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。補正の内容といたしましては、粕屋町汚水処理構想の見直しに伴い、業務委託による委託料を増額するものです。粕屋町におきましては、平成27年に粕屋町汚水処理構想を策定していますが、今回、国・県の計画見直しに伴い、本構想についても見直しを行うものです。収益的支出につきまして、営業費用を460万円増額し、12億4,451万6,000円とするものです。

委員会内での審査において、今回、国・県が広域化・共同化計画を策定したことにより、粕屋町も構想を見直すことになったのだが、粕屋町において、どのような変更及び影響が出るのかという質疑に対し、施設面ではハード部分の見直し等はないが、管渠の維持管理などソフト面において、周辺の町と共同化できないか検討していく旨の答弁がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

本案は、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第60号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続いて、議案第61号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって議案第61号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第62号「工事請負契約の締結について」、議案第63号「工事請負契約の締結について」、議案第64号「財産の取得及び無償譲渡について」、以上3件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第62号「工事請負契約の締結について」、議案第63号「工事請負契約の締結について」、議案第64号「財産の取得及び無償譲渡について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まず、議案第62号「工事請負契約の締結について」です。

本議案は、駕与丁公園第1工区八ツ橋改修工事に関するものです。駕与丁公園の八ツ橋は、設置から30年以上が経過し、上部工は木床板等の腐朽、下部工はコンクリート製の桁や柱に剥離、ひび割れ等の経年劣化が見られます。令和3年度に実施しました駕与丁公園施設長寿命化計画では、改修による安全性の確保が必要となっており、この度の八ツ橋改修工事においては、上部工の床板を再生木材に、根太や横桟はGRPに改修を行います。また、下部工については、含浸材の塗布による表面保護工を行うものであります。この工事を実施するに当たり、令和5年4月28日に指名業者10社による指名競争入札を行ったところ、株式会社安武 代表取締役安武万紀子が、工事請負金額6,909万6,500円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和6年1月31日までとなっております。財源といたしましては、国の社会資本整備総合交付金を活用するものです。

委員会の審査におきまして、新しい橋の手すりの高さは、この図面からすると600mmぐらいになっている。現状の部分からすると、いくらか高くなっているというのは、ここは小さいお子さんが来られ、現状のものでは落下の危険性があり、この手すりをもっと高くしておかないと、子どもたちが落ちる可能性があると思われるので、この点の改善をお願いしたいという意見と質疑に対し、既存の300mmから600mmに変更を行った。公園内施設としては、転落防止は600mmでよいことになっている旨の答弁がありました。また、車椅子だと隙間があり、前輪が動きにくくなる可能性がある。ユニバーサルデザインということで、そういった配慮がこの工事は検討されているのか。やるのであれば、橋から先の石畳のところも、当然車椅子

が歩きづらいような状況にあるので、そういう観点を持っているのかという質問に対し、八ツ橋自体にはスロープで行けるような形になっている。ただ、今、手前の石畳、その辺りについては今後検討をさせていただきたい。八ツ橋部分については、どうしても木で組んでいくので、今回の計画で行ってまいりたいと。石畳をスロープと同じように今後作っていきたい旨の答弁がありました。今回の工事において、橋の手すりが600mmということで、子ども等落下の危険性がある。安全面を最優先して、スロープ等も同じ、今後もユニバーサルデザインの趣旨に沿った計画・工事を行っていただきたい、という意見がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第63号の「工事請負契約について」です。

本議案は、仲原川河川改修（鋼矢板護岸）工事を実施するものです。仲原川は、一部コンクリート矢板護岸になっており、河床の洗掘が原因で、平成30年度に矢板護岸の一部が倒壊し、補修工事を行った経緯があります。現在の護岸の状態では、更なる倒壊の危険性があり、また、大雨による自然災害が発生した場合、隣接する家屋、事業所へ甚大な被害が及ぶことが懸念されます。令和4年度に引き続き、仲原川において、倒壊の危険性が高いと思われる令和4年度補修工事完了箇所から下流側の64mの区間について、コンクリート矢板護岸を鋼矢板護岸に改修し、併せて袋詰め玉石による根固めを行い、安全性の確保を図るものです。この工事を実施するに当たり、令和5年5月9日に一般競争入札を行ったところ、アスミオ株式会社 代表取締役 吉岡澄男が、工事請負金額1億2,119万5,800円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和6年3月15日までとなっております。財源といたしましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用するものです。

委員会の中で写真を見ると、令和4年度に施行したところの川の幅が狭くなっている。幅が狭くなっており水の勢いが強くなっていくのではないかと。下流側は、水草がたまっているところもあり、そうした場合に、当然、壁面工事がメインであることは分かるが、これによって、下流側に水の量の影響が出るのではないかと。下流側で水が溢れるようなことを懸念している。先に、下流側から、せめて浚渫だけでもしておかなくて大丈夫か、という質疑に対し、流量の計算等をして大丈夫ということである。草とか、浚渫は、一応工事箇所を浚渫、草刈り、全部去年行っているが、その後も草刈り、浚渫は順次行っていく。今からそういう計画をしっかりと立てていきたい旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第64号「財産の取得及び無償譲渡について」です。

今回、町で実施します、粕屋町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業（シニア世代応援）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている65歳以上の高齢者へ経済的支援として、対象者約9,500人に対し、1人当たり2,200円の全国共通おこめギフト券の給付を行うものです。この事業に用いる全国共通おこめギフト券を購入し、無償譲渡を行うに当たり地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求められたものです。

今回、全国共通おこめギフト券ということだが、せっかくだから、粕屋産のお米を買ってもらえるよう、チケット自体を作成しても良かったのではないか。また、対象がシニア世代ということで、分かりやすい説明、周知を徹底してもらいたい等の意見がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第62号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第63号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第64号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案64号に反対です。

65歳以上の町民に対する1人当たり2,200円のお米券を支給する予算については、さきの4月臨時議会の一般会計補正予算で反対を表明しております。この議案は、予算に紐づけての購入の相手方と契約する提案です。私は契約云々の話ではなく、税金から物を配ったりする風習をやめなければならないと考えています。

昨今、政府は、防衛費を増額するための財源、少子化対策を進めるだけの財源の捻出に困難を要しているとのマスコミ報道があります。財源がないと言いながら給付金を出したり、物を配ったり、どこにそのような金があるのでしょうか。仮にそのような金があるのなら、事務経費がかからない既存税を減税する、既存の扶

養控除を拡大する、などのほうに予算を回したほうがよいのではないのでしょうか。給付がもらえない、ものがもらえない、ただ納税するだけの中間層の働くモチベーションは低下しているのではないのでしょうか。2021年度の日本のGDPは世界で3番目の経済大国です。しかし、国民1人当たりのGDPは世界27位となっているように、近い将来、隣国の韓国に抜かれるでしょう。政治が中間層の労働意欲をそぐような政策を変換しなければ、国力が上昇することはないでしょう。

以上の観点からこの議案に反対です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第5．「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の調査の申出があっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からからの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

去る6月2日に招集をいたしました、今議会におきましては、農業委員会委員並びに教育委員会委員の任命同意、工事請負契約の締結や令和5年度補正予算案など、数多くの議案の審議を賜り、活発な御議論を頂戴しながら、全ての議案に可決・承認をいただきました。ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

一般質問の中でも御質問を受け、答弁をいたしましたが、市制施行を目指した様々な取組を今年度からスタートさせます。市制対策室をまずは経営政策課に設置したところですが、市制準備プロジェクトチームの組織準備をただ今行っております。このチームは、機構改革チーム、職員研修チーム、そしてプロモーションチームの3チームで構成し、総合的な推進を市制対策室で総括して行うこととしております。広報かすや7月号で、町民意識調査結果のお知らせを掲載し、併せて御意見箱ホームを設置し、市制に関する御意見、御感想を町民の皆さまからお寄せいただくこととしております。その後、広報や町のホームページなどで特集記事や市制準備の特設サイトの開設などを行い、町民の皆さんに周知を図りながら、意見交換の場づくりを行います。

さて、いよいよこれから梅雨が本格化してまいります。時期が早い台風の接近もこれから予想され、災害リスクの対応として、昨年5月に改正施行された災害対策基本法により、避難指示の発令など、住民の安全を最優先に、早めの危機管理を行うことがより重要になりました。避難所開設や運営など、災害に対する対応において、全ての職員が私と危機感を共有し、有事に備えることを、今一度徹底しておきたいと思っております。

議会におかれましても、地方自治の両輪として、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いし、閉会に当たっての御挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和5年第2回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和5年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時29分)

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 井 上 正 宏

署名議員 鞭 馬 直 澄